

平成30年旭市議会第4回定例会会議録目次

第1号（11月30日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第1号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第2号 平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第3号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第4号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	
議案第5号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
議案第6号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について	
議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
提案理由の説明並びに政務報告	5
議案の補足説明	11
散 会	20

第2号（12月4日）

議事日程	2 1
本日の会議に付した事件	2 1
出席議員	2 1
欠席議員	2 1
説明のため出席した者	2 2
事務局職員出席者	2 2
開 議	2 3
議案質疑	2 3
議案第 7 号直接審議（先議）	5 0
常任委員会議案付託	5 1
常任委員会請願付託	5 1
常任委員会陳情付託	5 2
散 会	5 2

第 3 号（12月6日）

議事日程	5 3
本日の会議に付した事件	5 3
出席議員	5 3
欠席議員	5 3
説明のため出席した者	5 3
事務局職員出席者	5 4
開 議	5 5
一般質問	5 5
4 番 林 晴 道	5 5
20 番 高 橋 利 彦	8 1
18 番 木 内 欽 市	1 1 3
散 会	1 3 5

第 4 号（12月7日）

議事日程	1 3 7
------	-------

本日の会議に付した事件	1 3 7
出席議員	1 3 7
欠席議員	1 3 7
説明のため出席した者	1 3 7
事務局職員出席者	1 3 8
開 議	1 3 9
一般質問	1 3 9
9 番 高 木 寛	1 3 9
7 番 有 田 恵 子	1 5 4
2 番 平 山 清 海	1 7 3
散 会	1 8 4

第 5 号 （12月18日）

議事日程	1 8 5
本日の会議に付した事件	1 8 5
出席議員	1 8 6
欠席議員	1 8 6
説明のため出席した者	1 8 6
事務局職員出席者	1 8 7
開 議	1 8 8
常任委員長報告	1 8 9
質疑、討論、採決	1 9 2
常任委員長請願報告	1 9 3
質疑、討論、採決	1 9 4
常任委員長陳情報告	1 9 6
質疑、討論、採決	1 9 7
発議案上程	2 0 0
発議第1号 旭市内における県道の雨水排水対策に関する意見書の提出について	
提案理由の説明	2 0 0
質疑、討論、採決	2 0 1

事務報告	2 0 2
議長辞職の件	2 0 3
議長選挙の件	2 0 5
副議長辞職の件	2 0 8
副議長選挙の件	2 0 9
議会運営委員会委員選任の件	2 1 2
東総地区広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙の件	2 1 2
議長報告事項	2 1 3
閉 会	2 1 4

平成30年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成30年11月30日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明

出席議員（19名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作

15番 伊藤房代
18番 木内欽市
20番 高橋利彦

16番 向後悦世
19番 佐久間茂樹

欠席議員（1名）

17番 景山岩三郎

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革 推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	宮負賢治
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て 支援課長	小橋静枝	高齢者 福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鵜之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	松本尚美
消防長	川口和昭	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	花澤義広
監査委員 事務局長	伊藤義一	農業委員会 事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	池田勝紀
------	-----	-------	------

開会 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（島田和雄） ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより平成30年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（島田和雄） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（島田和雄） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

9番、高木寛議員、10番、飯嶋正利議員、以上の2名を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（島田和雄） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第７号までの７議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（島田和雄） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第７号までの７議案を一括上程いたします。

議案第１号 平成３０年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第２号 平成３０年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第３号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（島田和雄） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日ここに平成30年旭市議会第4回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37億4,500万円を追加し、予算の総額を318億2,600万円とするものであります。

議案第2号は、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,000万円を追加し、予算の総額を85億3,000万円とするものであります。

議案第3号は、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公職選挙法の一部改正により、都道府県及び市の議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布が認められたことに伴い、市議会議員選挙における当該ビラの公費負担に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてでありまして、いずれも一般職の職員の給与改正に併せて所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、委員の辞任により、新たな委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、加瀬多喜男氏が適任であると考え、提案するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

産業まつりについては、今月11日、海上コミュニティ運動公園で開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、大勢の方にご来場いただき、ステージイベントや市内の農水産物をはじめ、商工業製品の展示販売などで楽しい一日を過ごしていただけたものと思っております。産業まつりの企画運営にご協力いただいた方々に、改めて感謝を申し上げます。

次に、観光について申し上げます。

観光客誘致促進については、10月26日に都内で開催された千葉県観光商談会において、観光資源の旅行商品化に向け、大手旅行会社など41社に対してプロモーション活動を行ってまいりました。

また、千葉県アンテナショップが今月17日から12月15日まで、都内丸の内の商業施設内において開設されることから、本市の魅力を広く発信するため、期間中の2日間、市の専用ブースを設け、特産品の販売や観光のPR活動を行ってまいります。

観光イベントについては、10月20日から今月4日まで上永井公園において「恋する灯台へ行こう！」キャンペーンとして、飯岡灯台を背景に写真を撮影された方々を対象に、特製記念バッジ、ステッカーを配布いたしました。

恒例となりましたスターライトファンタジーについては、12月3日から31日まで海上公民館周辺を会場に開催され、イルミネーションで飾られたオブジェが冬の旭を華やかに彩ります。12月16日には抽せん会などのイベントも行われる予定であり、昨年以上に市内外から大勢の方々が会場を訪れることを期待しているところであります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅「季楽里あさひ」については、開業から3年を経過し、本年7月には来場者が300万人を超え、売上げも順調に伸びております。10月21日には開業3周年お客様感謝祭を開催し、豚汁や新米おにぎりの無料配布、サンマ焼きや焼きハマグリ等の販売のほか、旭市のおいしい豚肉料理を販売するアサヒポークパークを同時開催し、多くのお客様に喜んでいただけたものと思っております。今後も東総地区を代表する道の駅として、さまざまなイベントを開催し、施設の目的である情報発信や産業振興に努めてまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

市民体育祭については、10月7日に東総運動場において開催いたしました。当日は天候に恵まれ、多くの市民の方々に参加をいただき、出場者の頑張る姿、応援席の笑顔、ユニークな数々のレース等、市民の固いきずなづくりができたものと確信したところであります。

向太陽杯パークゴルフ大会については、10月24日と25日に、あさひ健康パークにおいて開催し、県内外からの参加者に市内選抜選手を加えた総勢160名が、和やかな雰囲気の中で交流試合を行いました。大会期間中は、本市の食材や特産品を提供し、食の郷あさひをアピールしました。また、第10回の記念大会として、市外からの参加者へ向太陽記念バッジを配布いたしました。

千葉県高等学校駅伝競走大会については、10月27日に東総運動場において開催され、男女100チームによる熱いレースが繰り広げられました。

今後のイベントとしては、12月16日に市民駅伝大会が東総運動場で、また、2月3日には第30回を迎える旭市飯岡しおさいマラソン大会が開催されますので、大勢の方々のご声援をお願いいたします。

総合体育館の改修については、外壁及び屋根の改修工事の実施設計が完了したところであり、今後は利用者との調整を行いながら、本年度末までの工事契約締結に向けて準備を進めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

小・中学校へのエアコンの設置については、来年度から2か年で設置する予定で準備を進めておりましたが、国の1年限りの臨時特例交付金が創設されることを受け、全ての小・中学校へ一斉に設置することとして、そのための補正予算を本定例会に提案したところであります。

第二中学校の屋内運動場防災機能強化工事については、平成31年1月の完成を目指し、順調に進捗しております。

次に、生涯学習について申し上げます。

青少年意見発表大会については、今月25日に東総文化会館小ホールにおいて開催いたしました。今年は小学生8名、中学生2名、高校生2名、一般から2名の総勢14名が参加し、集まった大勢の方々に感動を与えるとともに、青少年健全育成に対する理解と関心を深めることができたものと思っております。

次に、文化振興について申し上げます。

あさひのまつりについては、10月14日に東総文化会館において開催いたしました。地域に伝わるおはやしや神楽などの継承団体、9団体190名による伝統の技が披露され、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に盛大な拍手が送られました。

旭市文化祭については、10月27日から今月4日まで、各地区、部門ごとに開催されました。市民の文化活動の成果が披露され、発表者、観客など大勢の方々に楽しんでいただきました。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、10月6日に収穫祭を開催いたしました。市内外から54家族195名の参加があり、地元産のモチ米を使用した餅つき体験をはじめ、食育紙芝居、地元長部地区の芸能保存会によるおはやし、旭市産の農畜産物や加工品等が当たる抽せん会などを行い、参加者との交流を深めました。

沖縄交流事業については、中城村の児童が今月8日と9日に本市を訪れました。初日の歓迎交流会には市内児童20名が参加し、児童の手づくりによる名刺の交換会や子どもみこしによる交流などが行われました。また、翌日には、共和小学校の全校児童とのふれあい交流会が行われ、お互いの親睦を深めることができました。

次に、旭市イメージアップキャラクター活用事業について申し上げます。

市のイメージアップキャラクター、あさピーも参加した、ゆるキャラグランプリ2018は、全国のゆるキャラによるキャラクターの総選挙であり、8月1日から今月9日まで、インターネットによる投票が行われました。あさピーは、7月に発足したあさピーサポーターズ会員の応援もあり、全国ご当地部門でのエントリー507体のうち第14位、千葉県でのエントリー25体のうち見事第1位となり、昨年を上回る成績を上げることができました。引き続きさまざまなイベントに参加し、あさピーの知名度を上げ、本市のPRに努めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道及び津波避難道路の整備については、今年度の工事予定箇所の発注を終え、完成に向けて順調に整備を進めているところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、飯岡バイパス南側区間の道路線形を修正するため、詳細設計業務を行っているところであります。

次に、千葉県の整備事業について申し上げます。

海岸基盤整備工事については、予定する河川開口部10か所のうち、昨年度までに飯岡地区の2か所が完成し、目那川の工事に着手したところであります。今年度は飯岡地域の蛇園南排水路、旭地域では三川派線末流、東川、塩場川、富浦線末流の4か所について工事に着手する予定となっております。

銚子連絡道路の整備については、匝瑳市から旭市間13キロメートルの都市計画決定に向け、生活環境調査や動植物調査を実施するため、今月下旬から該当する地区住民への周知を開始したところであります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地とし、また、銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画地として事業を進めているところであります。

広域ごみ処理施設については、12月に起工式を行い、来年1月から建設工事が始まる見込みとなっております。

広域最終処分場については、10月に森戸町内会、地元の代表等で組織する対策協議会、組合、銚子市、匝瑳市及び旭市の6者において、地域の公害防止対策や交通安全対策等が盛り込まれた「施設の建設及び稼働に係る協定書」を締結し、建設工事の準備を進めてきたところであります。昨日、東広の臨時議会におきまして、工事契約について可決承認をいただいたところであります。今後も、広域ごみ処理施設及び広域最終処分場について、計画どおり平成33年3月の完成を目指し、組合及び構成市との連携を図ってまいります。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、昨年度に策定した旭市地域公共交通網形成計画で掲げた目標を実現するため、旭市地域公共交通再編実施計画の策定に取り組んでおり、10月には市内5か所で開催した地区懇談会において、経過及び現在の進捗状況について説明し、意見を伺ったところであります。市民にとって利用しやすい公共交通体系を構築するため、より多くの意見をいただきながら、年度内の計画策定を目指してまいります。

次に、地区懇談会について申し上げます。

本年度の主要事業など市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合う機会

として、10月15日から市内5か所で開催し、延べ530名の参加がありました。今回は、旭市地域公共交通の再編についての経過や進捗状況、また、将来を展望した小・中学校のあり方について、旭市学校のあり方検討委員会からの提言に基づき説明をいたしました。参加された皆様からは、地域公共交通や学校のあり方に関する意見のほか、空き家対策やごみの不法投棄に関する事など、合わせて54件のご意見やご提案をいただきました。内容については、今後の市政運営に反映していきたいと考えているところであります。

次に、消防行政について申し上げます。

消防体制の充実については、老朽化し機能低下した消防署の消防ポンプ自動車1台及び消防団の小型動力ポンプ積載車4台を更新整備いたしました。今後も消防力の充実強化に努めてまいります。

次に、旭市男女共同参画計画の策定状況について申し上げます。

昨年度から策定に取り組んでおります第2次旭市男女共同参画計画については、市民意識調査の結果や、旭市男女共同参画推進懇話会の意見を踏まえ、このたび計画の素案を策定いたしました。今後は、12月にこの素案についてのパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様意見を反映させ、年度内の計画策定を目指してまいります。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、進行管理を行うためのPDCAサイクルの一つとして、昨年度の事業効果の検証等を行いました。10月3日には総合戦略に掲載の重点戦略の事業効果について意見を伺うため、市民の代表者で構成された旭市総合戦略評価委員会を開催したところであります。今後も、将来都市像であります「郷土愛からつなぐ未来 ず〜っと大好きなまち旭」の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

今月19日に開催した旭市新庁舎建設市民会議において、実施設計概要の最終報告を行い、委員の皆様よりご承認をいただいたところであります。現在、設計業務の最終調整に入ったところであり、本定例会においては、3か年の継続費及び歳出予算として建設工事費を提案させていただき、本年度内の契約締結に向けて準備を進めてまいります。

また、新庁舎内に配備する什器備品や附帯システムの整備などについては、今後も引き続き議会や市民の皆様方のご理解を得ながら進めてまいります。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

生涯活躍のまち構想については、10月1日から生涯活躍のまち・あさひ形成事業の事業主

体となる民間事業者の公募を開始し、10月22日には募集要項に関する事業者説明会を開催したところであり、年度内には事業者及び事業計画が決定する予定であります。

併せて、移住者を呼び込むための施策として、昨年度に引き続き本市をPRするとともに、都内での移住セミナーの開催、さらには、実際に旭市にお越しいただき、本市の魅力について体感していただこうと考えております。

今後とも将来の旭市を見据え、引き続き市役所一丸となって、本構想の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（島田和雄） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ37億4,500万円を追加し、予算の総額を318億2,600万円とするものであります。

第2条の継続費、第3条の繰越明許費、第4条の債務負担行為の補正、第5条の地方債の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページから4ページは歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略しまして、次に5ページをお願いいたします。

第2表は継続費で、今回の補正予算におきまして新庁舎建設事業を設定するものです。内

容は、平成33年4月の開庁に向けた新庁舎の本体工事や外構工事などを盛り込んだもので、期間は平成30年度から平成32年度までの3年間です。このうち平成30年度の年割額は建設工事の前払い費用分を計上しております。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表は繰越明許費で、表に記載の4事業を繰越明許費として設定するものです。

その理由であります、まず一番上、8款2項の冠水対策排水整備事業は、工事を進めるために最初に行う電線や通信設備等の移設に不測の日数を要しており、当時の工程よりおくれが生じ、年度内の工事完成が困難であると見込まれるためです。

次に、10款2項の小学校施設改修事業と3項の中学校施設改修事業は、市内の小学校15校と中学校5校の教室にエアコンを設置するもので、設計や工事の期間を考慮しますと、年度内での完成が困難なため設定するものです。

次に、5項の社会体育施設改修事業は、総合体育館の屋根と外壁の改修を行うもので、消費税率8%が適用される本年度末までに契約を締結することで、経費の縮減と工事の早期完了につながるよう設定するものであります。

次に、7ページをお願いいたします。

第4表は債務負担行為補正で、千葉県議会議員選挙費を追加するものです。選挙の投票日が平成31年4月7日となる見込みであることから、年度をまたがって行う業務について、今年度に総額で契約できるよう設定するものです。

次に、8ページをお願いいたします。

第5表は地方債補正であります。

まず、上の表、起債の追加ですが、小学校施設改修事業及び中学校施設改修事業は、市内小・中学校の教室にエアコンを設置する事業に係る起債を追加するものです。

次の社会体育施設改修事業は、総合体育館の屋根と外壁の改修工事に係る起債を追加するものです。

続いて下の表、起債の変更ですが、1つ目の新庁舎建設事業は、第2表の継続費の表で説明しました新庁舎建設事業の工事費に係る前払いのため、起債の限度額を増額するものです。

次の道路整備事業及び排水整備事業は、当初財源として見込んでおりました国庫補助金、社会資本整備総合交付金が減額されたことに伴い、その財源を確保するため起債の限度額を増額するものです。

次に、9ページと10ページは、歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括ですので説明は省

略しまして、11ページの歳入から説明いたします。なお、事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、11ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税1億7,112万6,000円の追加は、普通交付税の留保額の一部を今回の補正財源として計上するものです。

13款2項2目民生費国庫補助金25万9,000円の追加は、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金によるもので、法改正に伴う電算システムの改修経費に対する補助金です。

次の4目土木費国庫補助金2億1,138万4,000円の減は、道路整備事業及び排水整備事業に対する財源として見込んでおりました社会資本整備総合交付金を減額するものです。

次の5目教育費国庫補助金2億4,728万9,000円の追加は、市内の小・中学校の教室にエアコンを設置する経費に対する補助金を新規に計上するものです。

続いて、3項2目民生費委託金111万2,000円の追加は、国民年金事務費交付金の増で、法改正に伴う電算システムの改修経費に対するものです。

12ページをお願いいたします。

14款2項4目農林水産業費県補助金1,080万円の追加は、農業災害対策支援事業費補助金を新規に計上するもので、先月の台風24号により被災した農業用施設等の再建や修繕等の経費に対する補助金です。

3項1目総務費委託金413万円の追加は、千葉県議会議員選挙の経費に対する委託金です。

16款1項3目民生費寄附金114万6,000円の追加は、社会福祉事業に対する篤志寄附を新規に計上するものです。

17款2項1目庁舎整備基金繰入金1億1,470万円の追加は、先ほど第2表の継続費で説明しました新庁舎建設事業の財源として計上するものです。

13ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金2億32万2,000円の追加は、留保していた繰越金の残額を今回の補正財源として計上するものです。

20款市債につきましては、先ほど第5表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出について説明いたします。

14ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費2万8,000円の追加は、説明欄1の議会関係職員給与費の増で、人事

院及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく一般職の職員の給与改正に伴い、職員共済組合の負担金が増額となるためです。

なお、以下の各款に計上しております人件費の補正につきましては、特別職も含め、人事院勧告等の趣旨に基づく職員の給与改正と人事異動や新陳代謝等に伴い、款ごとの人件費を組み替える中で必要最小限の補正を行うものでありますので、ここでの説明は省略しまして、後ほど給与費明細書の中でその概要を説明させていただきます。

続いて、同じ14ページの下のほうになりますが、2款1項8目電子計算費344万4,000円の追加は、電算システム運用事業の増で、制度改正に伴う国民年金システムの改修費用について計上するものです。

15ページをお願いいたします。

11目庁舎建設費22億9,400万円の追加は、第2表継続費で説明しました新庁舎建設事業の増で、平成30年度の年割額として、建設工事の前払い費用相当額を計上するものです。

16ページをお願いいたします。下のほうになります。

2款4項3目千葉県議会議員選挙費413万円の追加は、千葉県議会議員選挙の執行に係る準備経費について計上するものです。

18ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、説明欄2、社会福祉総務事務費45万円の追加と、もう一つ、ページをめくりまして20ページになりますが、表の中段、3項5目障害児福祉費のこども発達支援センター運営事業80万円の追加、この2つは歳入で説明しました篤志寄附に基づき備品の購入費を計上するものです。内容は、体の不自由な来庁者や高齢者の方々に利用していただく車椅子等の購入と、こども発達支援センターで使用する遊具等の購入費です。

次に、22ページをお願いいたします。上のほうです。

6款1項3目農業振興費1,800万円の追加は、農業災害対策支援事業の新規計上で、内容は先月の台風24号により被災した農業用施設の再建や修繕等の経費に対する補助金です。

次に、少し飛びまして26ページをお願いいたします。

10款2項小学校費の1目学校管理費7億5,185万2,000円の追加と、その下の表、3項中学校費の1目学校管理費3億7,117万6,000円の追加は、市内小学校15校と中学校5校の教室にエアコンを設置するための設計費と工事費を計上するものです。

28ページをお願いいたします。中段になります。

5項2目体育施設費3億114万8,000円の追加は、社会体育施設改修事業の増で、総合体育

館の屋根と外壁の改修工事に係るものです。

30ページをお願いいたします。

特別職の給与費明細書です。下のほうの比較欄をご覧ください。

長等の期末手当11万7,000円の増は、歳出でも申し上げましたが、人事院勧告等の趣旨に基づく一般職の職員の給与改正に併せて、期末手当の年間支給率を0.05月引き上げることに
よる影響額です。

31ページをお願いいたします。

一般職、（１）総括の表になります

今回の補正は、人事院勧告等の趣旨に基づく給料及び職員手当等の引き上げ改定と、人事
異動等による増減額を見込んだ結果、一般職の合計は11万7,000円の減となっています。

それでは最後、35ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。

今回の補正として、32億550万円を増額することにより、平成30年度末現在高見込額は、
一番右下になりますが、303億1,953万7,000円となるものです。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第2号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予
算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億6,000万円を追加し、歳入歳
出予算の総額を85億3,000万円とするものでございます。

2ページと3ページは項目別の記載でございまして、5ページと6ページは事項別明細と
なっております。詳しくは8ページをお願いします。

初めに、歳出からご説明いたします。

上段の療養給付費4億6,753万3,000円の追加と、中段の高額療養費1億2万9,000円の追
加は、医療に対する保険給付費が当初予算に計上した県の給付費額を上回ったため、増額分
を計上するものでございます。

それに対する財源でございますが、7ページをお願いいたします。

上段にあります県より交付されます保険給付費等交付金によりまして、2科目合わせました5億6,756万2,000円、全額を交付されるものでございます。

恐れ入りますが、再度8ページの歳出をお願いいたします。

下段の償還金は、平成29年度に国から概算交付された療養給付費等負担金などの精算において超過支給分が発生したため返還するもので、国より9,243万8,000円の額が示されたことによりまして計上するものでございます。

対する財源でございますが、再び7ページにお戻りください。

下段にあります前年度繰越金の留保分のうち9,243万8,000円を償還金に充てるため計上するものでございます。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の説明は終わりました。

議案第3号から議案第6号までの4議案について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 初めに、議案第3号、旭市議会議員及び旭市長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律が平成29年6月に公布され、平成31年の統一地方選挙に合わせて来年の3月1日に施行されます。今回の法改正は、都道府県または市の議会の議員選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができるよう改正されたものでございます。

選挙運動におけるビラの頒布につきましては、昭和50年に国政選挙において初めて可能となりましたが、地方公共団体の議会議員の選挙においてはこれまで禁止されており、法改正を求める要望、意見等が上がっておりました。

そのような背景を受け、今回の法改正により都道府県及び市の議会議員選挙においてもビラの頒布が可能となり、また、候補者の当該ビラの作成については、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成と同様に、条例で定めるところにより一定の金額の範囲内で無料とすることができるとされたことから、このたび条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

条例の第1条、第6条及び第8条のいずれも、ビラの作成について、市長選挙に限った規定となっておりましたことから、それらの文言を整理するなどの改正でございます。

なお、参考までに申し上げますと、市議会議員選挙における選挙運動用ビラ作成の公費負担額につきましては、条例で定める 1 枚当たりの作成単価の限度額 7 円 51 銭に、法で定める作成限度となる枚数 4,000 枚を乗じた 3 万 40 円が上限額となるものでございます。

最後に、この条例の施行期日でございますが、法の施行期日と同様に平成 31 年 3 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 3 号の補足説明を終わります。

続いて、議案第 4 号から第 6 号について説明いたします。

議案第 4 号から第 6 号までは、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給料及び手当の改正でありまして、関連ですので一括して補足説明を申し上げます。

議案第 4 号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の 3 ページをご覧くださいと思います。

改正条例の第 1 条関係でございます。第 5 条は期末手当の支給率の改正でありまして、平成 30 年 12 月期の期末手当の支給率を、現行の 100 分の 227.5 から 100 分の 232.5 に改め、100 分の 5 引き上げ、年間支給率を 100 分の 440 から 100 分の 445 にするものでございます。

4 ページをご覧くださいと思います。

改正条例の第 2 条関係でございます。第 2 条関係は、ただいまの第 1 条関係と同じく、第 5 条の期末手当の支給率の改正でありまして、平成 31 年度以降の期末手当の支給率を 6 月期及び 12 月期とも 100 分の 222.5 に改め、年間支給率を 100 分の 445 とするものでございます。条例の施行日は、平成 30 年度分を規定する第 1 条関係につきましては公布の日とし、平成 31 年度以降を規定する第 2 条関係につきましては平成 31 年 4 月 1 日とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

議案第 5 号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいまの議案第 4 号と同様に期末手当の支給率を改正するものであります。改正内容も議案第 4 号と同様のものとなります。

続きまして、議案第 6 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

7 ページをご覧くださいと思います。

改正条例の第 1 条関係でございますが、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第 23 条は、人事院勧告に基づく宿日直手当の支給額の改定でありまして、勤

務1回につき日直手当については4,200円、宿直手当については5,600円を超えない範囲内において規則で定める額となっているものを、千葉県と同様に日直、宿直の区別をなくし、勤務1回当たりの宿日直手当の支給額を4,400円に改正するものでございます。

続いて、第27条第2項は、勤勉手当の支給率の改正でありまして、平成30年12月期の勤勉手当の支給率を、第1号では一般職の職員を100分の90から100分の95とし、100分の5引き上げるものでございます。

第2号は再任用職員についての規定でありまして、100分の42.5から100分の47.5とし、100分の5引き上げるものでございます。これにより、一般職の期末勤勉手当の年間支給率は100分の440から100分の445となり、再任用職員にあつては100分の230から100分の235となります。

8ページから18ページにかけての別表第1の給料表につきましては、千葉県と同様に改定するもので、民間給与との較差を埋めるため引き上げを行うものでございます。行政職給料表全体の平均改定率は0.2%となります。

参考までに、行政職給料表につきましては、初任給を1,500円程度引き上げ、若年層職員にあつては1,000円程度、その他の職員は400円を基本とした引き上げとなっております。

続いて、19ページをお願いいたします。

別表第4の備考欄でございます。災害派遣手当等の支給額を定めているものでありますが、旅館業法の改正に伴い文言の整理を行うもので、支給額等の改定はございません。

20ページをご覧いただきたいと思います。

改正条例の第2条関係でございますが、第24条第2項の改正は、平成31年度以降の期末手当について改めるものでありまして、6月期の100分の122.5及び12月期の100分の137.5を、ともに100分の130に改めるものでございます。6月期と比べて12月期の支給率が多かったものを、平成31年度からは6月期、12月期ともに支給率を同じとする改正でございます。期末手当の年間の支給率は100分の260で、これまでと変わりはありません。

第3項は、再任用職員についても同様に6月期及び12月期の支給率を同じとするもので、どちらも100分の72.5とするものでございます。

第27条第2項の改正は、平成31年度以降の勤勉手当の支給率の改正でありまして、年間の支給率は変わりませんが、6月期、12月期とも100分の95を100分の92.5に改め、再任用職員にあつては100分の47.5を100分の45に改めるものでございます。

22ページをお願いいたします。

改正条例の第3条関係であります、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でありまして、第7条の特定任期付職員とは、弁護士等の高度の専門的な知識経験を有する職員でありまして、現在、本市においてはこのような任期付職員は採用しておりませんが、千葉県と同様の条例を制定しておりますので、同額の改正を行うものでございます。

最終ページ、24ページをご覧くださいと思います。

改正条例の第4条関係でございますが、ただいま申し上げました第3条関係と同様、特定任期付職員に対する規定でありまして、これについても千葉県と同様の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、期末手当及び勤勉手当は、議案第4号、5号と同様であり、宿日直手当及び給料月額につきましては公布の日から施行し、平成30年4月1日に遡及して適用いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 宮負賢治 登壇）

○市民生活課長（宮負賢治） 議案第7号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数10名のうち1名が平成30年9月30日をもって辞任されたため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第7号で推薦したい方は、旭市後草2042番地4にお住まいの加瀬多喜男氏、昭和27年3月5日生まれの方です。

加瀬多喜男氏は清廉潔白な人柄で責任感が大変強く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものです。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間となります。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は12月4日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時57分

平成30年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成30年12月4日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 常任委員会議案付託
 - 第 3 常任委員会請願付託
 - 第 4 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第7号直接審議（先議）
 - 日程第 2 常任委員会議案付託
 - 日程第 3 常任委員会請願付託
 - 日程第 4 常任委員会陳情付託
-

出席議員（19名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（1名）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	加瀬 正彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市 民 生 活 課 副 課 長	渡 邊 典 子
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農水産課長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	松 本 尚 美
消 防 長	川 口 和 昭	水道課副課長	多 田 一 徳
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	花 澤 義 広
監 査 委 員 事 務 局 長	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（島田和雄） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第7号までの7議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。議案第1号の質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおりに答弁をしてください。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、議案のご質疑申し上げます。

11ページ、社会資本整備総合交付金について伺います。これは今回、補正前の額が3億6,000万円から2億1,000万円と大幅に減額をされております。この理由をお聞きいたします。

○議長（島田和雄） 続けて3項目。

○18番（木内欽市） 続けてやっちゃっていいですか。

○議長（島田和雄） 3項目続けてやってください。

○18番（木内欽市） ああ、すみません。それと、じゃ、26ページです。体育施設費、エアコンの設置ですか、これが結構大きな金額を設置してありますが、教室にあるということですが、教室は幾つの教室に設置するのか。

最後に28ページ、体育館改修工事についてです。これも屋根の工事費ということですが、3億円ちょっとであります。どのようなあれでこのような金額になるのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、P11の社会資本整備交付金についての減額の理由ということですので、お答えいたします。

まず、補正予算書のP11、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の減額の内訳であります。旭中央病院アクセス道及び飯岡海上連絡道の道路新設改良費が、要望額1億5,400万円に對しまして交付金額が3,116万6,000円の1億2,283万4,000円の減です。それと、道路維持費が、要望額3,355万円に對しまして交付金の配当がありませんでした。それで3,355万円の減です。併せて、冠水対策排水整備事業の要望額が5,500万円、これは事業が対象外となったためでございます。それらをトータルで合わせますと、2億1,138万4,000円の減額となったものでございます。

交付金額が減額となった理由でございますが、交付金の減額については、通常の道路改良事業や舗装等修繕事業は、全国的にも要望が非常に多く、国の予算額を大きく超えていることから、配当額が減になったものでございます。併せて、冠水対策の整備事業につきましては、県の指導によりまして事業対象外になったものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 予算書の26ページ、小・中学校の施設改修事業の中のエアコン設置についてということで、教室数は幾つになるかというところでございます。

教室につきましては、児童・生徒が利用する小・中学校全ての普通教室及び特別教室等への設置を考えております。普通教室は、総数230室のうち既に設置済みの特別支援教室4室を除く、現在未設置の教室合計226室に設置予定です。

また、特別教室等は、総数241室のうち既に設置済みのコンピューター室等61室を除く、現在未設置の教室に、小学校1教室の更新を含めて181室へ設置予定です。合わせて407室を予定しております。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、総合体育館の工事費3億円の内容はというご質問でございました。

総合体育館のまず改修内容なんですけれども、外壁につきましてはひび割れが約1,113メ

ートルほどあります。その辺の改修と、あと外壁周りの建具の改修、これが17か所ほどありまして、これも改修する予定であります。それと、屋根につきましては、経年によりまして屋根がステンレス溶接鋼板になっております。この張り合わせ部分の防水シートが経年劣化しているということで、今現在雨漏りがしているという状況でございます。そういったことで、工事としましては外壁工事、それと屋根の改修工事、それと建具の改修工事、あと仮設工事としましては、足場工事等があります。そういった内容で、金額がちょっと大きくなっているのかなということでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 社会資本整備総合交付金、これについては、要するに国のほうがお金が無くなったから減額というような、手っ取り早い理解が、そういう理解でいいんでしょう。

そうすると、よく皆さん方がおっしゃいますが、蛇園連絡道もよくこれを使いますね、今お答えがありましたけれども。その時には有利な財源を使うからと、いつも説明なんです、こういうことで大きく減額、これからもあり得ると思うんですよ。ですから予算編成の時に、我々の説明のときには有利な財源と言っておいて、いざこうなったら大幅に減額と、これからもこういうことはあるんじゃないでしょうかね。どうお考えですか。

まあ、一般質問でないから、あまりそういうことは質問できませんけれども、こういうことを注意してこれからは予算を組んでいただきたいと、このように思うわけであります。非常にこれ、こちらからは減額されたら困るなんて言っても駄目なんでしょう、無理なんでしょう、もう。あくまでも国から言われたらそれに従うということなんでしょう。

（発言する人あり）

○18番（木内欽市） それと、エアコンね、すみません。エアコンが全部で10億円ぐらいになりますよね。お隣の匝瑳市は普通教室だけだというような新聞報道で見たような気がするんですが、部屋数が多くてもいいんですが、1基に約250万円、ちょっと値段が物すごい高いような気がするので、納得できないと私らが説明も市民にできませんから、賛成するわけにいかないんでね、その説明を求めます。

それと、最後の体育館の改修工事、これも屋根の改修で我々3億円というとびっくりしちゃうんですよ。小さい体育館、建ちますよね、小学校ぐらいの体育館。どうしてこんなに金額が莫大になっちゃうのかお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 木内議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 交付金が国がなくなったということでございます。

全国的に、社会資本の交付金につきましては要望が多いということで、国のほうも平準化とかそういう交付金をつけているのかなというふうに思っております。いずれにしましても、平成31年度から蛇園の工事につきましては、軌道横断の工事が入ります。そういったことで大幅に事業費が増えます。そうしたことで、国や県に対して、満額の配当が得られるように、強く要望しておりますので、その辺のところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 1 基当たりの設置の金額の根拠といいますか、高いということで。

現在1室当たり、単価を240万円掛ける消費税ということで見込んでございます。この設置に当たりまして、エアコン本体の設置だけではなく、電源の高圧受電設備の容量も不足いたしますので、そういう工事も設置に伴いまして必要となりますので、この金額になってしまうということでご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、総合体育館の屋根の改修だけで3億円もなぜかかるのかというご質問にお答えいたします。

工事内容は先ほども申し上げましたけれども、屋根の改修工事と外壁の改修工事、あと建具の改修工事と足場工事という、大きくはこの四つの工事があります。ちょっと金額の詳細はあまり、発注前ですから差し控えさせていただきたいんですけれども、おおむね外壁の改修工事だけでだいたい60%ぐらいを今占めております。

どうして高いかということなんですけれども、屋根の改修方法なんですけれども、今既存のステンレス溶接鋼板、これが一番上に屋根がかぶっているんですけれども、その下地にあります防水シートが経年劣化しているということで、今回は既存の屋根に新しいポリエチレンのシートをかぶせるという工法でやっています。これが総合体育館、デザインが丸型のドーム型に近いデザインになっておりますので、そういった形状からも、使用する材料が限られてしまうということもありまして、ちょっと単価的に高くなってしまっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ぜひ、この社会整備総合交付金については、ただいまおっしゃったよ

うに満額得られるように、毎回毎回議会でこういう説明をしているんですよと、議会から反発が出ちゃいますよと言って、努力してください。だってそうなんですから。こういう有利な財源があるから理解してくださいよと、ずっと今までそういう説明をもう10年以上してきているわけですからね。ここへ来ていきなりカットになって、はい、そうですかというわけにもいかないでしょうから、それはよく言ってください。

それと、エアコンなんですけど、当然これ、交付税措置されると思うんですが、この後の維持管理費ですか、電気代だとかそういうのはどうなんだろうかな。これは全部市の持ち出しになるんですか。

それと、最後の体育館の工事ね。屋根が特殊だからって、だいたい分かりました。言わんとすることは、これから建てる、これは関係ないですけども、議案質疑でありますけれども、こういうことを言っちゃいかんでしょうが、建物もあまり豪華に建てて、後でそうやって改修費がかかるというようなのはやはり考えないと。建てたからいいじゃないんですよ。いつも言いますが、こういうやつは建てたら壊すまで、建てた金額の4倍から5倍、維持管理費がかかるんですよ。そこを念頭に置いて、執行部の皆様もお考えをいただきたいと、このように申し上げます。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 木内議員のとおりでございます。県、国に対しまして、要望額が満額得られるように、しっかり要望してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） エアコン設置後の維持管理費、電気代は市の持ち出しかというところでご質問ございまして、設置後に発生します電気代につきましては、現状では市の負担となります。今後の国からの財政措置については、今のところ示されてはございません。維持費についても同様でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 3番目は回答なしで。

○18番（木内欽市） はい、いいですよ。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の質疑を終わります。

続いて、高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 発言許可をいただきましてありがとうございます。それでは2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、補正予算書の5ページになりますが、新庁舎建設に関する継続費という部分があります。新庁舎は公園と一体となって防災拠点としての機能を有するという点においてこれが大きな特徴となっており、またこの場所に建設するメリットであると、そのように認識しております。これまでの全員協議会等の説明で、庁舎の耐震性やまた液状化対策等については説明を受けてきているところであります。それも承知しております。

その中で、いざ大地震等の発生の際に、庁舎につながるライフラインはどのようなものか。庁舎が無事であっても、防災拠点としての機能を果たしていくためには、やはり強靱なライフラインの確保が重要であると考えます。特に水の確保についてどうなるのか。耐震性を考慮した庁舎周辺の水道管の整備についてどのように予定しているのかお伺いします。

2点目ですが、今、木内議員からもありましたが、28ページ、体育施設費のうち、体育館改修に係る3億114万8,000円についてであります。

今回の工事が必要になった背景についてですが、以前から雨漏り等があったということは伺っております。そんな中で、ちょっと素人考えなんですけれども、やはり金額が雨漏りを解消するには高いなというような印象も受けますので、雨漏りに対する部分的な工事ではなくて全体的な工事が必要となった背景について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは私のほうから、5ページですか、1点目の継続費、特に水の確保とライフラインといったようなご質問についてお答えをさせていただきます。

平成31年度に予定をいたします水道工事につきましては、本管の布設工事費として1,800万円を予定しているところでございます。布設場所は、八銚線沿いのファミリーマートの十字路から新庁舎出入り口の予定地までの約160メートルで、口径は200ミリを予定しているところでございます。

使用部材につきましては、耐震性のある継ぎ手を用いまして、管の材質は通常の管よりも強度が高く、耐久性のある鋳鉄管、ダクタイルと言うそうでございますが、そのような管を使用いたしまして施工を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、総合体育館の改修工事の中で、屋根全体的な改修が必要となる背景はというご質問に対してお答えいたします。

メインアリーナ、サブアリーナの雨漏りにつきましては、シーリング工事等を行ってまいりましたけれども、まだおさまっていない状況でございます。建築士とも協議をしましたが、現行の屋根仕上げの、先ほどもご説明しましたけれども、ステンレス溶接鋼板の張り合わせ部分の防水シートの劣化、これが原因だろうというふうに、そういった調査報告がございました。ステンレス溶接鋼板の下地材である防水シートの張り替えの時期でもあるのかなというところで、部分補修ではなくて、全体的な補修が必要なのかなと。

それで、今回の改修ですけれども、カバー工法でポリエチレンシートというものを周りに覆うような形になります。こちらは、おおむね耐久年数が30年程度というふうに言われておりますので、これによりまして、現状のステンレス材の張り替え及び下地材の張り替えが必要なく、さらに耐久年数が長くなるというような仕上げになりますので、そういった理由で今回屋根の改修工事を計画いたしました。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 新庁舎に引き込む水道管に関しては、耐震性のあるものということで理解いたしました。これ、関連しての質問ということになってしまいますけれども、新庁舎は災害への対応力が優れたものになると思います。そして有事の際には、庁舎、公園だけではなくて、避難所になります総合体育館ですとか給食センターですとか、そちらの西側エリアとも、そういった拠点とも連動して機能していくことになると思うんですが、現庁舎から西側というのが、特に水道管に関して耐震性が低く口径も小さいと、細いというふうにも聞いています。

災害に強いまちづくりという観点で、庁舎の防災機能等、今後そういったことも一体的に進めていくと思いますが、関連しての質問になってしまいますが、この点、現状がどうなのかお伺いしたいと思います。

また、体育館のほうの改修工事ですけれども、部分的な補修ではもう追いつかない状況であるということで、また、耐用年数が30年ということで、それ以後は少なくとも雨漏りに関する工事補修というのは、30年間必要がないというふうに考えていいのか、確認させてください。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課副課長。

○水道課副課長（多田一徳） 水道課のほうから、布設してあります水道管の耐震性についてお答えさせていただきます。

給食センターや総合体育館周辺の水道管につきましては、昭和58年、59年ごろに布設された水道管で、耐震性能を満たしてはおりません。水道管の法定耐用年数は40年となっておりますが、平成30年から順次耐用年数を超えることになります。耐用年数を過ぎても十分使用できるものと考えておりますが、これらの水道管につきましては、今後、更新が必要となります。

水道管の更新による耐震化につきまして、現在進めております長期計画、水道事業ビジョン・耐震化計画等の策定において、災害対策として避難所等重要給水施設への水道管や耐震性能の低い水道管を優先的に、また、将来の水需要を見据えた計画を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、総合体育館の改修工事の中で、今後30年間は補修しなくてもよいのではないかというご質問でございます。

30年というのはおおむね30年ということですので、その間改修工事がいいのかというふうに言われますと、それはなかなかないと言いきれないと思いますけれども、今だいたい建築後21年たって、実際は十五、六年後には雨漏りが発生していたんですけれども、30年よりも早い時期にひよっとしたら出る可能性もありますので、補修しなくてもいいかということとはなかなかちょっと、ここでは回答は難しいところです。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 今回補正とは若干離れてしまいましたが、関連しますので伺ってみました。庁舎のみならず各重要拠点のライフラインの維持というのは、今後のまちづくりの観点から、今後の整備をしっかりと進めていただければと、そのように思います。

また、体育館のほうですが、そうしますと、確約は難しい、地震等があった際とかそういった想定外もあると思いますので、難しいのかと思いますが、今回の工事は雨漏り対策ということだけでなく、施設の長寿命化というふうに判断、受け取ってよろしいのでしょうか。

それだけお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、体育館の長寿命化ということに対してお答えいたします。

今回、屋根のカバー工法、これをやることによりまして、先ほども申しましたけれども、おおむね30年間は、これは実績ですので、おおむね30年間は雨漏りはもつだろうと。

あと、外壁ですけれども、外壁は現状の外壁塗装ですと、耐久年数が8年から10年と言われておりました。現在もう21年たっているんですけれども、そういった耐久年数を越えたということで、ひび割れ等が発生しているという状況で、今度設計に盛り込んだ、塗料というんですかね、塗装剤につきましては、20年一応もつものにしておりますので、これによりまして長寿命化が図れるものと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の質疑を終わります。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） おはようございます。最初に22ページ、6款1項3目の農業振興費の中の農業災害対策支援事業についてです。台風被害の支援事業と聞きましたが、台風の被害総額と、被害戸数をお聞かせいただきたいと思います。

次に、26ページの10款2項と10款3項の施設改修事業、先ほど木内議員のほうからもありましたけれども、全ての教室に設置する、全部で407室に設置するというような答弁がありましたけれども、工事期間はどのぐらいになるのか。

あと、資金といたしまして、財源の地方債の種類についてお尋ねいたします。それと、常に言っている、合併特例債ですか、という有利な資金があるのに、なぜそれを使わないで地方債を使うのかというところを質問いたします。

以上で議案質疑は終わりといたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、22ページの農業災害対策支援事業につきましてご回答申し上げます。

こちらは、9月30日から10月1日にかけてまして台風24号による市内の農業被害金額は、10

月1日現在で1億7,300万円でした。

先ほど、被害の戸数ということでございましたが、戸数のほうが把握できておりませんので、被害件数ということでご回答申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。被害の件数ですが、まず農作物のほうは、被害面積のほうは67ヘクタールで、被害金額が1億3,700万円でありました。農業用施設のほうの被害件数は133件で、被害金額は3,600万円でした。

以上です。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 26ページの小・中学校のエアコン設置についてでございまして、工事の期間はというご質問でございました。

工事の期間につきましては、今補正後に設計業務を発注いたしまして、5月末までに完了を考えております、設計のほうですね。工事は約6か月を見込んでおります。各学校によりまして状況はさまざまでございます。空調機メーカーの供給体制も懸念されますが、できるだけ早期の設置完了を目指してまいりたいと考えております。設計が早期に完了した場合には、なるべく早い工事発注を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） エアコンの設置の事業について、財源というお尋ねがございましたので、財政課からお答え申し上げます。

まず、この財源でございますが、国庫補助がございます。国庫補助につきましては、3分の1の国庫補助がございます。その国庫補助の残りの分につきまして、地方債という財源になってまいります。地方債につきましては、名前は学校教育施設等整備事業債ということで、充当率100%でございます。ちなみにこの起債でございますけれども、今臨時国会のほうで提案されています起債が拡大されたということに基づいて、100%になるものでございまして、100%起債を借りたものに対して地方交付税が60%算入されるという、こういった種類のものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 最初に、農業災害対策支援事業についてですけれども、農家、野菜のほうですか、103件というお話ですけれども、施設のほう、ハウスのほう103件ということなんですけれども……

(発言する人あり)

○1番(片桐文夫) 133ということなんですけれども、その被害戸数に対してどのような支援を行ったのか伺いたします。

また、エアコン、小学校施設改修事業のことにつきまして、観点をちょっと変えまして、千葉市ではエアコンの設置がされるまでの間、小・中・特別支援学校の夏休みを延長するという、10月の千葉市教育委員会定例会におきまして、学校管理規則の一部を改正する議案が可決されましたが、本市の対応はどのようなになるのか伺いたします。工事期間、5月から6か月ということですよ。ということなんですけれども、本市ではどのような対応をとるのか、伺いたします。

○議長(島田和雄) 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(宮内敏之) それでは、どのような支援が行われるのかというようなことで、ご説明させていただきます。

国のほうは、台風24号によりまして被災した農業者の経営再建のため、負担軽減を目的として、農産物生産施設等の復旧、いわゆるビニールハウスだとかそういった施設、関連する施設になりますが、そういったものの復旧に向けた緊急支援事業の実施を決めたことから、市のほうにおきましてもそういった補助事業に対応できるよう、補正予算に計上したものでございます。

事業の内容等につきましては、現在国のほうから出ました要望調査のほうを行っておりまして、実際何件の方が申請するのかというのを今調査を行っているところでございます。現在、8名の方が相談を受けて行っているところであります。

事業の内容のほうにつきましては、国が10分の3の補助、市が10分の2、県のほうも支出が予定されるかと思いますが、現在のところ、そういった内容は県のほうは未定となっております。

今回、1,800万円という金額の根拠であります、これは10月1日現在で被害額が3,600万円でしたので、そういったものに、この現在予定しています補助率を掛けて1,800万円としたものでありまして、今後国等の補助事業の申請につきましては、一応そういった農家の要望を取りまとめまして申請を行う予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(島田和雄) 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） エアコンの設置ができるまでの対応はどのようなになっているかという
ことで、本市の工事の予定が５月ごろから約半年間ということで、夏の期間がありますの
でということでございますね。それで、千葉市の状況は７月１６日から８月３０日の４６日間を夏
休みとするというような、新聞等での記述を確認しております。本市につきましては、夏休
みの延長は現在のところ予定はしてございません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫） 農業災害対策支援事業についてですけれども、引き続き、本市は基幹産
業は農業ですので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 答弁はよろしいですか。

片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○４番（林 晴道） それでは４番の林晴道、議案第１号、平成３０年度旭市一般会計補正予算
の議決について１点質問を行います。

議案書２８ページにございます、１０款５項２目、体育施設費３億１１４万８、０００円ですが、これ
は今前にお二方の議員よりありました、総合体育館の屋根と外壁の工事及び管理事業委託料
との補足説明等もありました。

具体的な事業の内容は今伺いをいたしました、この特に雨漏りの対応ということであ
りますけれども、劣化による雨漏りだというふうにおっしゃっていましたが、築、現在２１
年ですか、それで築１５年ぐらいから雨漏りが始まったということなんですけどね。僕今４１歳
で、２０代のころよくトレーニング施設を利用させていただいておりました。そのころから雨
漏りがあるんですよ。もうちょっとその辺のところをしっかりと教えていただかないと話に
なりませんので、具体的な雨漏りの状況をお知らせ願います。劣化によつての雨漏りでなく
て、雨漏りによつて劣化したんじゃないのかなと、そのように思うんですけれども、その点
をお伺いします。

工事の請負契約書ですか、瑕疵担保というのがございますね。瑕疵担保の責任の中で、引
き渡しを受けた日から２年以内ということでもいいんでしょうか。それから、故意または重大
な過失により生じた場合には、期間は１０年ということでもよろしいんでしょうか。１０年たつ前
から雨漏りがあるように感じますので、この辺は瑕疵担保責任によつて対応するべきではな

かろうかなと、そのように感じておりました。新たに事業を、大きい予算を組んでやるわけですが、根本的な原因が分らないと、また同じことを繰り返すんじゃないかなと、そのように思いますので、その点を詳しくお伺いしたいと、そのように思います。

また、財源の内訳で、地方債、その中でどのような種類であるものなのか。交付税の算入率ですか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、総合体育館の改修工事の関係で、雨漏りの状況と瑕疵担保の関係についてお答えいたします。

実際、雨漏り、先ほど瑕疵担保、重大な瑕疵が10年というお話があって、その前から雨漏りがあったんじゃないかと。確かに先ほど私、15年くらいたってから雨漏りがあったというふうに答弁しました。これにつきましては、屋根本体からの雨漏りが発見されたというのがだいたい15年程度ということで、実際は議員おっしゃったとおり、平成18年度ころから雨漏りが発生していました。

これ、調査しましたら、結局開口部、窓とか上の天窓がメインアリーナにはあるんですけども、そこからの雨漏りということで、これにつきましては、シーリング等で改修しまして改善されたということを聞いています。

屋根本体からの雨漏りについては、平成23年ごろからひどくなったということを聞いておまして、なかなか調査、施工業者に調査していただいたんですけども、なかなか発見ができなかったということで、今回設計業務の中で建築士と、それと屋根の診断士というんですかね、そういった方に設計業務の中で確認していただいて、屋根の表面にありますステンレス溶接鋼板、これにつきましては、若干の老朽化がありますけれども、これが一次防水ということで、最初の段階でそこで雨漏りの浸入を防ぐと。

その下に先ほど言いました防水シートというのが二次防水で下に張りつけてあるんですけども、やはりそれが劣化したということで、下に雨が漏れたと。雨漏りがしているというような判断がありました。そういったことで、今回カバー工法ということで設計のほう実際にやるような形になりました。

あと、瑕疵担保につきましては、先ほど言いました18年度、天窓等からの雨漏りということでしたので、これはシーリング等でほぼ改善されたというふうに判断しておりますので、これは契約条項の瑕疵担保には当たらないのかなというふうに認識しているところです。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財源の面につきまして財政課からお答えいたします。

起債の種類でございますけれども、公共施設等適正管理推進事業債という名前の起債を活用いたします。充当率は90%でございます、交付税の措置率ですが、財政力によって増減がございます、30%から50%が交付税算入されますが、旭市の財政力ですと45%というふうに見られているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） この総合体育館の改修工事でありますけれども、今回の補正予算に計上した理由に、3月までに契約を締結した場合、消費税8%が適用されとの説明もいただきました。繰越明許をつけて補正予算で事業を行うということは、それ以外に緊急性があるものであるのかと思いますけれども、その辺のところを教えてください、そのように思います。

また、屋根の雨漏りの件なんですけれども、やはりどうしても市民感情としては、自分で新しく倉庫なり家を建てましたと、保証期間の間に雨漏りしましたと、そういうことで傷みが早くて、20年後に直さなきゃいけないとなった場合に、やはり自分でどうなのかなと思いますよね。やはり業者のほうにある程度しっかりとした原因の追究と、雨漏りがしない形にしてもらってから次どうしようかなと考えると思うんですね。その辺の市民感情をしっかりと分かってもらいたい、そのように思います。

また、この事業、新たに改修を行った後の瑕疵担保はどのようなことになるのか、その辺も伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） まず、繰越明許、緊急性があるのかというご質問ですけれども、まず先ほど言いました消費税の関係、これは今年度中に契約することによって、消費税のほうは8%のままで工事のほうはできるということで、消費税法の特例措置で決められているルールになります。

緊急性につきましては、緊急性というよりも工期なんですけれども、今回屋根の工事と外壁の工事、これを一体的にやるということで、工期が約10か月ほどかかるような予定でおり

ます。足場等を解体すると、そういった工期を見ますと11か月ほどかかるのかなということから、早期に発注する必要がありましたので、今回補正で対応させていただきました。

あと、瑕疵担保につきましては、今回契約上は同じように瑕疵担保は引き渡しから2年、重大な瑕疵といいますか、それについては10年になると思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 例えば、今回原因が分からずに、また新たに改修を行いますが、やはり今まで改修だとか補修を行ってくれた業者が、また次にこの事業の契約を結ぶとかそういうことになった場合に、やはりどうしても施工の段階で、市民としては大丈夫なのかなという感情を抱くと思うんですよ。ですから、今回原因が分からずに発注をするということであれば、次の業者選定の段階でしっかりとした、そういう雨漏りがあった場合等の対応等を考えるべきではないのかなと、そのように思います。

あと、台風等のこの間の被害だと思うんですけど、海上コミュニティ運動公園のスコアボードですか、そういうものも壊れて、いまだ改修が行われていない状況であります。この事業、どのような基準で今回の改修、こういうものより優先をされて事業を行うのか、その辺を伺いたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 業者選定につきましては、これは一般競争入札でありますので、こちらから指名することはできませんので、申し訳ありませんがその辺は答えすることはできかねます。

あと、海上コミュニティ公園のスコアボードの改修もまだ行っていないではないかというご質問がありましたけれども、現在、業者のほうに、遅くなりましたけれども、発注をかけているところです。ですから、間もなく修繕のほうできるかなというふうに思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算についてご質問します。

まず5ページ、継続費についてであります。具体的な年度別の事業内容及び財源内訳に

ついて詳細にお伺いをします。

それから6ページ、繰越明許費でございますが、具体的な年度別の事業内容及び完了の時期についてお伺いします。

それから8ページ、地方債補正についてであります。利率についての文言についてお伺いをいたします。「当該見直し後の利率とする」と「当該見直し後の利率」の違いについて伺います。また、「融通条件による」とはどのようなことか、これは財政用語なのかお尋ねをします。

それから11ページ、普通交付税についてであります。普通交付税は8月に決定したと思いますが、平成30年度の普通交付税額の決定額と、昨年度の交付決定額、そしてその比較についてお伺いします。また、今年度の基準財政需要額に算入されている合併特例債や臨時財政特例債などの、市債分の算入額は幾らになっているのかお伺いします。

それから14ページ、電算業務委託料についてであります。電算業務委託料の具体的な内容についてお尋ねします。

それから31ページ、給与費明細書の一般職総括についてであります。補正後の中で再任用職員25名の給与職員手当などの金額及び1人当たりの年俸、年間の勤務日数、これを時間給にしたら幾らになるのかお伺いします。また、千葉県の最低賃金が出ておりますが、これは時間幾らになるのか、また、市では臨時職員も大勢いますが、一般的な臨時職員の1時間当たりの単価についてお伺いをします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ではまず私のほうから、1点目、5ページ継続費についてということで、具体的な年度別の事業、それから具体的な財源といったようなお話がございました。5ページを見ていただきますが、年度別の事業ということでございますが、基本的に今年度議決のほうをいただきましたら、3工種というご説明がしてありますが、こちらについては、建築、電気、軽設備等全て契約になった暁でありますけれども、まず市の前払い金の取扱要綱によりまして工事費の40%まで請求できるといったようなことから、この30年度、22億9,400万円計上してございますが、これについてはまさしく全ての業務については前払い金として契約金額の40%を予定していると。

31年度につきましては、別発注、別契約となりますが、先ほども回答のほういたしました

が、水道管の設置布設工事でございます、1,800万円、これについては別工事。32年度につきまして34億4,100万円、これは最終年度ということで、精算払い、出来高払いということで60%を予定しているものでございます。

財源ということでございました。31年度の水道につきましては、全て合併特例債のほう予定しております。手元に今細かな資料がありませんが、この工事については全て合併特例債対象となりますので、95%相当を起債として起こすと。残りの一般財源分については、庁舎整備基金のほうで充当を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは8ページの繰越明許費の土木費に……

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 失礼しました、6ページです、失礼しました。

最初に年度別の事業ということでございます。詳しい資料はございませんが、平成28年、29年と水路の関係は業務委託を出しまして、30年度から事業を実施しているところです。今回電気施設の移設の関係で、不測の事態が生じまして、繰り越しをお願いするということでございます。計画としましては、来年の1月に発注をいたします。発注し、31年度中の完成を目指しております。水路の延長については、約180メートルということでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 繰越明許費の事業内容ということでございまして、まず30年度でございまして、実施設計業務を発注する予定でございまして、こちらにつきましては、小学校につきましては3,377万2,000円を計上してございまして、中学校につきましては1,477万6,000円を今回の予算に計上してございまして。

その次に、設計が終わりましたら、平成31年5月から6月の期間に工事を発注したいと考えております。その工事につきましては、小学校で予算計上上の金額でございまして、7億1,808万円と、中学校で3億5,640万円を発注する予定でございまして、こちらの工事の完了めどにつきましては、平成31年度12月ごろを目指しております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、繰越明許費の社会体育施設改修事業についてご説明

いたします。

この工事につきましては、まず年度内に発注して、契約までする予定でありまして、全額繰り越しいたしまして、工事の完成時期は、来年度の２月ごろを完成予定と見ています。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私から８ページの地方債ということでお答えを申し上げます。

２点ございました。一つは文言の表現ということでのお尋ねでございます。「利率とする」ということと「融通条件」ということのお尋ねでございました。「利率とする」というのと「利率」ということで打ち切っているものでございますけれども、中身は同じものでございます。他意はございません。

それと「融通条件」ということのご質問がございました。これにつきましては、借り入れの相手方でございます金融機関、その貸し付けていただく場合の利率ですとか、貸し付けの期間ですとか、償還の方法、こういったものを総合的に言う表現として「融通条件」という言葉を使っているものでございます。８ページは以上でございます。

続いて、９ページのほうの普通交付税についてのお尋ねがございました。まず、平成30年度の決定額ということでございますが、30年度の普通交付税の決定額は、77億3,820万5,000円でございます。もう１点、公債費の額、合併特例債を中心とした公債費についての数字というものもございました。交付税の中で公債費の分として算入されている額でございますが、30年度で申し上げますと21億6,315万5,000円でございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 申し訳ありません。答弁が漏れておりました。30年度の交付税と29年度の交付税の決定額の比較でございます。30年度は先ほど申し上げたとおりでございます。29年度の決定額は、79億6,695万4,000円でございます。比較いたしますとマイナスでございます。マイナス２億2,874万9,000円の減となっているものです。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、14ページ電算システム運用事業の電算業務委託料につきまして、具体的な内容についてということでございました。

これ、三つのシステム改修が合計されておりますが、一つ目としましては国民年金システム、産前産後期間中の保険料の免除制度及び年金生活者支援給付金制度に係るものの改修がございます。二つ目として、健康管理システムでは、成人検診に係る検診項目の追加に伴うものでございます。三つ目は税務システムでございますが、法務局と交換する固定資産情報の電子ファイル化に伴うものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、6番目の31ページ、給与費明細書の一般職総括についてということで何点かご質問いただきました。高橋議員、大変申し訳ありませんが、質問要旨、具体的に通告ありませんでしたので、今この場では答弁できないこともありますので、後でお答えする部分もありますので、よろしくお願いします。

まず1点目、1人当たりの人件費ということでございました。

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） 分かる分だけ言って、休憩後というわけでは。分かる部分だけ今答弁して、休憩後で……

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） はい、じゃ、分かる分だけ初めに、じゃ、お願いします。

○議長（島田和雄） それでは、質疑の途中でありますけれども……。

○総務課長（飯島 茂） はい、じゃ、正確になりますので。

○議長（島田和雄） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、答弁させていただきます。休憩を挟んでいただきましてありがとうございます。

ではまず1点目、再任用職員25名ありますが、その人件費総額ということで回答いたします。合計で5,512万9,000円ほどでございます。1人あたりにいたしますと220万5,000円ほど。それから、日数ということがございました。現在旭市では再任用職員、基本は週3日として、年間の勤務日数は156日となります。4点目、それを時給に置き換えた場合、幾らかということでございます。1,834円となります。5点目、県の最低賃金はとのお尋ねでございます。今年度895円でございます。最後、市の臨時職員の単価をと。高橋議員もご承知のとおり、いろいろ職務によって賃金単価は違ってありますが、標準的というような中で、一般事務としての時給、920円でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問をします。

継続費でございますが、この建設工事は31年度からとのことでありますが、入札や契約の議決などの詳細なスケジュールについてお尋ねをします。

それから、6ページの繰越明許費でございますが、先ほどエアコンですか、12月までに設置完了ということでございますが、ここで予算、通るわけですね。そんな中で、設計ですか、もっと早めれば早くできるんじゃないかと思うんですが、そういう中で、設計を含めた入札ですか、それらはどういうふうになるのかお尋ねします。

それから8ページ、地方債の補正の、先ほどの文言の件でございますが、なぜこれが見直し後の利率とそれから見直しということに、この予算書が出てきた中で変わっちゃうのか。それと同時に、これは融通ということになって、融通というのは一般的にやりとりというような言葉に使うんですね。貸し借り、お互いに融通する。それで、普通、例えば金融機関でも、金を貸すときは「融資条件」とかそういう文言を使っていると同時に、また他市では「融資条件」ということになっているのに、それが旭市では何で「融通条件」になるのかをお尋ねします。

それから次に、11ページの普通交付税でございますが、合併時と比較した交付税の増減額ですか、これと、また、面積・人口・道路などの分野、病院、それから市債の三つに大きく分類した算入分はどのようになっているのかをお尋ねします。

それから14ページですか、先ほど説明いただきましたが、この前の補足説明では、国民年金という説明があったわけですよ。そういう中で、先ほど国民年金ということも少しありましたが、この国民年金は、市町村では今取り扱いをしていないと思うんですよ。そういう中

で、なぜそのような改修を行うのか、また、市で国民年金の事務の取り扱いはどういうふうになっているのかをお尋ねします。

それから31ページですか、給与費明細書の一般職総括についてであります。再任用職員、時間給にしたら1,834円、県の最低基準から見ても倍。それからこの臨時職員、一般的な臨時職員から見ても倍になっているわけなんですね。かなり職員は優遇、そういう中で再任用はかなり優遇されていると思うんですが、ただ、再任用職員、単純な仕事をほとんどの人がしていると思うんですね。中にはシルバーセンターなんかの職員が行っている業務と同じような仕事をしているんですよ。そういう中で、行革の面から考えても、これはむしろこの再任用職員については、単純な仕事じゃなく、ある程度専門的な仕事を行うような必要があると思うんですが、その辺についてお尋ねします。

以上で、2回目は終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では1点目の継続費についての再質問でございます。詳細な今後のスケジュールといったようなお尋ねでございました。本義会におきまして、この継続費の総額、または年度割額の議決をいただきましたら、1月に入りましたら早々に入札公告に入ります。相当大きな事業でございますので、ある程度入札公告の期間等を取りまして、具体的にいつかというのは別としても、3月中には仮契約を結ばせていただきたい。そして、3月定例議会、追加提案になろうかと思いますが、そちらで契約案件の議決を賜ればと思っています。ところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 設計のほうの詳細な発注時期ということで、平成31年12月までに完了とすることを含めてということでございました。

補正予算可決後に入札の手続きを直ちにとります。とりまして、今予定しております入札の時期に関しましては、最短で入札が1月30日になる予定でございます。そうしますと、契約は2月6日を予定しておりまして、この2月6日から起算しますと、年度内でございますと約2か月を切ってしまいまして、設計期間として短いということでございます。いろいろ細かい調査等しませんが設計のほうできませんので、それで実施設計の完了を5月というふうに考えております。5月からまた工事の入札の期間を取りまして、12月の完了を目指すと

いうところでございまして、設計段階でいろいろな問題等出てくるかもしれません。なるべく早く設置できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 地方債のところの文言の件についてまずお答えを申し上げます。

「利率とする」というのと「利率」ということで打ち切っている言葉の、なぜそうなっているかということですが、すみません、特に他意はないというふうに先ほど申し上げたとおりで、従前から追加するときに「とする」というふうに入っていたり、そのような違いがあったというのが事実でございます。この言い方がもし紛らわしいということであれば、今後きちんと統一していきたいと思っております。内容については同じものでございますので、ご理解を賜ればと思います。

もう1点、地方債のほうで、やはり言葉の話で、旭市で使っております「融通条件」という言葉、ほかの団体では「融資条件」という言葉を使っているというご質問がございました。これにつきましても、旭市が使っている「融通条件」という表現につきましては、合併前から使っていたものをそのまま踏襲しているということございまして、「融資条件」と同じ内容ということで、ご理解いただければと思います。地方債のほうは以上です。

あと、交付税のほうでご質問がございました。合併時と比較してどうなっているかというご質問でございました。今回補正予算として交付税を財源出しておりますことからのご質問かと思われますけれども、30年度の分析につきましては、ちょっと分析するための資料がまだ国から入手できていない部分がございますので、申し訳ありません、平成29年度は分析ができておりますので、その29年度と合併時の数字ということでお答えをしたいと思います。

まず総額でございますが、合併時といいますか18年度ということですみません。18年度の普通交付税の額で申し上げます。普通交付税の18年度の額は66億1,160万8,000円でございます。平成29年度の普通交付税は79億6,695万4,000円ございまして、増減としましては、プラス13億5,534万6,000円でございます。

さらにその内訳として大きく三つというような形でのご質問がございました。まずは面積ですとか人口ですとか、そういった基礎的な部分といいますか、そちらについての比較というご質問でございましたが、その面積や人口といった基礎的な部分につきましては、平成18年度が49億9,787万2,000円、29年度が43億6,755万2,000円、増減としましてはマイナスです。マイナス6億3,032万円でございます。内訳の二つ目としまして、病院分というお尋ねがご

ございました。病院分につきましては、平成18年度が9億4,789万円、29年度が15億3,832万6,000円、増減としましては増です。5億9,043万6,000円です。内訳の三つ目としまして、市債というお言葉がございました。公債という名前で申し上げますけれども、公債費、平成18年度は5億3,035万3,000円、29年度が20億6,107万6,000円で、増減はプラス15億3,072万3,000円です。

以上です。

○議長（島田和雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、国民年金はもう市町村の仕事ではないのではないかとのことですけれども、議員おっしゃるように、国民年金は基本的には国の直轄事務でございます。しかし、例えば年金の申請、資格の取得、喪失など、一般的な事務に関しては、法定委任事務ということで、市町村のほうへ投げられているというような状況でございます。その中で、今回、電算業務委託の中の保険年金課所管の委託料としましては、財源内訳にあります国庫支出金の中の137万1,000円、これは国から交付されるんですが、これに対応するものでございます。

1件目としましては、来年10月から消費税増税に併せ、年金所得者の支援策といたしまして、年金額に上乗せして給付金を交付するための電算システムのテスト費用の25万9,000円と、あともう1件は、来年4月より国民年金の1号被保険者に対しまして、産前産後期間の保険料が免除になる制度に対応するためのシステム改修費として111万2,000円の2件を合わせた137万1,000円全額が、委任事務ですので、国から交付されるということになっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは私のほうから、最後6点目になりますが、先ほど再任用職員についてほとんど単純な仕事しかしていないと、もっと専門的な仕事をさせるようにといったようなご意見でございました。

高橋議員、重々ご存じかと思いますが、まず再任用制度、年金制度が65歳に段階的に引き上げられたことによりまして、雇用と年金の継続性ということで、退職した職員が年金をいただけるまで雇用を希望した場合には再任用をなささいといったような基準がある中で旭市も行っているところでございます。

先ほどの単純な仕事という中で、旭市では、実はこの制度を始めた段階において、先ほど

やはり働き方の日数を申し上げましたが、週3日というようなことで、旭市の再任用制度、スタートしたところでございます。近隣であれば、銚子市だったり匝瑳市だったり週5日といったような状況もあるようでございますが、週3日の中ではやはりなかなか責任を持った仕事をしていただくというのは、特殊性のある仕事であれば別ですが、厳しいなという状況でありまして、確かに高橋議員おっしゃるとおりでございますが、市長のほうから来年度以降、現在の週3日プラス希望者には週5日といったようなことも制度として取り上げる中で、職員のほうに責任を持った仕事をしていただくといったようなことを考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、普通交付税について再度質問します。

今、答弁をいただきましたように、交付税の中身を見ますと、市債の算入分や病院の算入分が多くなっているわけです。その反面、面積・人口・道路などの算入分が減っているわけですね。ですから実質、借金の算入分と病院の繰り出し分が増えた中では、結局俗に真水の自由に使える金がなくなっているんじゃないかと思うんですが、そういう中でどういうふうに考えているのかお尋ねしたいと思います。

それと、31ページの給与費明細ですか、総務課長から答弁ありましたように、やはり一般的に見たら、職員の再任用、約倍の時間給になっているわけですよ。みんなから見たらやはり理解できない部分があるんですよ。そのためには、やはり理解できるような給与体系ですか、勤務を含めた給与体系ですか、その辺をぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 地方交付税についての質問にお答えいたします。質問の中では、市債や病院の額が増えているので、そのほかの部分が減っているのではないかと、いわゆる真水の部分が減っているのではないかというご質問でございました。

この件につきましては、これまでも何度もお答えしているかと思います。地方交付税につきましては、既にご案内のとおり、大きく分けまして基準財政需要額を二つの要素で計算しております。一つは、ご質問の中にもありましたように、人口ですとか面積等で計算する、いわゆる基礎的な部分と申しますか、そういった部分がございます。これは全国どの団体でも同じように計算していきます。人口とか面積に比例で計算していきます。

一方で、もう一つの部分がございまして、それは、公債費ですとかに代表されるような部

分なんですけれども、その団体の特殊性によって金額を加えるという部分でございます。例えば病院のベッド数があるですとか、起債の数字で償還額があるですとか、そういったその団体、団体によって個々の内容に応じて増減するもの、その二つによって地方交付税の需要額は計算が成り立っております。

基礎的な部分につきましては、ご質問の中でもございますが、確かに減っている部分はあるかと思えます。ただ、これは、旭市だけではなくて、ほかの団体も同じように減っているものでございますので、そのところはまずご理解をいただきたいと思えますし、旭市の特殊性と申しますか、事情に応じて加算される公債費の部分などはきちんと計算されているということです。決して病院へ出す額が多くなったから、公債費の部分が多くなったから真水の部分が減っているのではないということは、ご理解を賜ればと思えます。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では再質問についてお答えをさせていただきます。

高橋議員は再任用職員、倍の時間給等をいただいているだろうと、理解できるような勤務体制をとるというご意見でございます。制度としては、まず、言いわけと申しますか、制度としては、臨時職員と申しますのは、基本的には補助的な作業であったり単純作業等であろうと。

実際、市の再任用職員につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的な考えは、雇用と年金の継続でございますが、さらにもう1点、まさしくそういった退職者はOBでありますので、多様な知識、経験の活用といったようなことも国の考えでございますので、そこら辺に見合った、給与に見合った、そしてそういった知識、経験を生かすための職場のほう、検討させていただきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ここでは、人事院勧告について伺いたい、そのように思います。

国の人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告の趣旨に基づき、旭市職員の給与等を改正するとのことでございますが、旭市職員の給与改正の大もととなる国及び県の勧告制度の基本的な考え方、意義だとか特にその役割についてお尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、人事院勧告の基本的な考え、意義と役割といったようなことで答弁をさせていただきます。

まず、人事院勧告制度でございますが、国家公務員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として行われるものでございます。勧告は、情勢適応の原則、勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、適切な措置を講じなければならないといったことでございますが、情勢適応の原則に基づき、国家公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせ、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものであり、毎年8月に国家公務員法第28条に基づき、国会及び内閣に対して行われております。

趣旨を同じくして、地方公務員の給与につきましても、地方公務員法第14条情勢適応の原

則に基づき、人事委員会が議会及び長に勧告することができるとされております。

千葉県では、県人事委員会が県職員の給与等に関し、毎年10月に勧告を行っております。

なお、人事委員会は、都道府県及び指定都市、県内では千葉市だけでございますが、条例で置くものとされておりますが、旭市にはございません。

そのような中で、国は毎年、地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについての総務副大臣通知により、人事委員会を置かない市及び町村は、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等を参考に適切な対応を行うよう要請されているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） また再度詳しく伺いますけれども、国の人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告の手順とか調査の対象、また比較方法など、決定に至るまでの経緯について詳しくお尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、手順、経緯等ご質問ございました。回答させていただきます。

まず、民間給与の調査でございますが、人事院と県人事委員会は、共同で毎年職種別民間給与実態調査を実施しておりまして、月例給につきましては4月分の給与を、賞与につきましては毎年8月から当年7月まで、要は1年間の支給実績を調査しております。

調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上でございます。人事院は全国1万2,500の事業所、母集団といいますか、その対象事業所は5万8,400事業所あるようでございますが、その21%ほどになりますけれども、無作為抽出で1万2,500事業所を調査している。県人事委員会は県内の386事業所、母集団は1,895事業所あるようでございますが、同じく20%ほど無作為抽出で調査を行っているところでございます。

民間給与との比較は、単純に両者の平均値ではなく、役職段階、学歴、年齢等を同じくする者同士の給与を比較しているものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 比較方法、その対象等を伺いました。そこで担当課として、人事院総裁の談話とか、それから近年の人事院勧告の傾向に対する考えについてどのように思われているのかを伺いたい。それから、これ一般質問でも入れてありますので、それ以降のことは

その一般質問のほうでさせていただきたい、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 人事院勧告についてどのように思っているかという質問でございます。

先ほど言いましたように、公務員には労働基本権がないと、そのような代償措置の中で民と公ですか、その給与の格差を埋めるための制度でございます。

労働基本権、例えば我々公務員には組織権ですか、職員団体を、一般職員は組織できますが、例えば規律を重んじる消防職員なんかは組織することができない。それから、交渉権、通常の交渉はできますが、交渉に基づく協定締結権、やはりこれは制約をされております。一番の制約は、争議権、よくいう春闘等でストライキというのがありますが、公務員にはそういういったところも保障されていないという中で、人事院勧告または千葉県人事委員会勧告でございます。

そこら辺の趣旨を重んじて、旭市についても同様の改正等を今後行ってまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第7号直接審議（先議）

○議長（島田和雄） おはかりいたします。議案第7号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島田和雄) ご異議なしと認めます。

議案第7号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議すること
に決しました。

議案第7号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第7号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起
立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(島田和雄) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第6号の6議案を、お手元に配付してあります付託議案分担表の1、
議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長(島田和雄) 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第3号の1件であります。配付漏れはありま
せんか。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第3号の1件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表の2、請願の部

のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第4 常任委員会陳情付託

○議長（島田和雄） 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第4号の1件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第4号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表の3、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は6日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時50分

平成30年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成30年12月6日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（19名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（1名）

17 番 景 山 岩三郎

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革推進課長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 嶋 茂

企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	松 本 尚 美
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	花 澤 義 広
監 査 委 員 長 事 務 局	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（島田和雄） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（島田和雄） 通告順により、林晴道議員、ご登壇を願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それからこの中継をお聞きの方々、こんにちは。旭市議会4番の林晴道でございます。

今定例会におきまして一般質問の許可がございましたので、皆さんの貴重なお時間をいただき、事前の通告に従いまして、常に猛烈な素人として質問をいたします。

初めに、天皇陛下が退位され皇太子殿下が即位されるまで、5か月を切りました。これに伴い、政府は皇太子様の即位の5月1日を祝日にする即位10連休法案をあしたにも成立させる見通しであります。

また、新元号は4月1日以降にも公表するとの方針でありました。江戸時代後期の光格天皇以来、およそ200年ぶりとなる天皇陛下の退位に向け、準備が着々と進められているところであります。天皇弥栄申し上げます。

さて、今この地域は、人口減少による税収の減、超高齢社会による社会保障の急増の時代に突入しています。本市の財政は今後厳しくなると予想されますので、中長期の財政運営や

事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、我慢いただくものなど、メリハリのある取り組みが必要です。

僕は、責任世代として、これからの担い手である子どもたちから長年社会に貢献いただいた高齢者のため、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一生懸命活動いたします。執行の皆さんと一緒に旭市をよくしたいと思っておりますので、一致協力よろしくお願いいたします。

それでは、1項、人件費についての（１）職員の給与改正について質問いたします。

平成30年8月10日、人事院の給与勧告があり、人事院総裁談話が公表されました。この勧告は、国家公務員一般職の約27万5,000人のうち、日本国憲法の第28条にある労働三権、いわゆる団結権、団体交渉権、団体行動権のうち団体交渉権と団体行動権を認められていない非現業公務員の皆さんのため、労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適した適正水準の給与を確保するため、人事院が国会及び内閣に対して勧告するものであります。

今定例会におきまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与及び手当等の改正を行う議案が上程されておりますが、その内容について触れるつもりはありません。ここでは、これらの条件を踏まえて、職員給与改正に対する本市の受け止めや考えを伺います。

次に、2項、子どものいじめについての（１）いじめ対策アプリの活用について質問します。

この問題は、特に時代に合わせた対応が必要であり、過去のいじめ問題の現場でのいじめの主であった、周辺の大人が比較的に気づきやすいものが主でございましたけれども、現代ではパソコン、スマートフォンなどを使ったネットいじめなど、分かりづらい問題が多くなっております。

パソコンを使った、ネット掲示板など誰でも閲覧できるオープンなネットいじめは、ネットパトロールによる一定の抑止効果がありますが、スマートフォンを使った当人しか閲覧できないコミュニケーションアプリ、SNSなどクローズな場でのネットいじめは、ネットパトロールでは対応できず、早期発見も難しいと思います。

こういったSNS、LINE等のクローズ環境で、いじめの早期発見や緊急ダイヤルをもっと身近なものに、問題行動が起こりにくい学校文化をつくり、生徒を守るとともに教員の多忙感解消のために、いじめ通報アプリが多くの自治体に導入され始めています。

そこで、本年第1回定例会において、いじめの実態と対応について一般質問をしました。

時代の変化と実情を捉え、社会問題となって久しいネットいじめの対策にもつながると思い、SNS等を活用した通報アプリの早急な導入を提唱しましたが、本市の進捗状況についてお尋ねいたします。

次に、3項、高齢者の健康増進についての（1）アクティブシニア対策について質問します。

本市の高齢化は急速に進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によると、本市の2025年の65歳以上人口は2万165人で、人口に占める割合は33.4%と見込まれ、特に75歳以上人口は1万1,043人で、人口に占める割合は18.3%に達すると見込まれております。

一方、15歳から64歳までの2025年の生産年齢人口は2万165人となり、2015年との比較では約4.2%減少すると推計されています。団塊の世代が75歳以上に達する、いわゆる2025年問題に対する対策も含め、高齢者の就労支援は本市としても急務となっております。地域社会を維持していくためにも、経験、知識が豊富な高齢者がそれぞれの知識と能力に応じて働くことができる環境づくりが必要です。

僕の周りにも、定年を迎えてもまだまだ働き盛りと言えるような方々がたくさんいらっしゃいます。このような元気なシニアの方々をアクティブシニアと呼ばせていただいております。生産年齢人口の減少や雇用情勢の回復などにより、人手不足に悩む企業は少なくありません。このような中、意欲、経験、知識があるアクティブシニアが働き続けることは、市内の中小企業にとっても働き手の確保として大いに意義があることです。

現状では、高齢者の再就職先は限られた職種になっているようですが、それではシニアの皆さんの能力を十分生かしているとは言えません。アクティブシニアが過去に培った経験やスキルをさまざまな分野で生かすことができるような新たな取り組みが必要ではないでしょうか。

そこで、これらアクティブシニアの就労支援について、これまでの取り組みと今後の支援策についてお尋ねします。

次に、4項、公共事業の発注について。

（1）入札の状況について質問します。

公共工事は、住民生活レベルの向上のためにあるものですが、1990年代、バブル景気崩壊以降、日本経済の回復を図るため、国主導で公共事業が発注されてきました。この政策も景気回復の引き金にならず、依然、景気は低迷したままで、各自治体においては税収の落ち込

む中、地方財源状況はかなり逼迫してきています。

本市においても、地方交付税を確保しつつ、市債の発行、各種基金の取り崩し等を行うことにより何とか財源を確保し、公共事業を発注しています。しかし、そのことによりインフラ整備が円滑に進み、いざ災害が起きたとき、その復旧・復興が地域の団体によって迅速に行われているものと思います。

そんな中、本年10月10日、新聞報道において、旭市道路工事入札での談合情報の掲載があり、その翌11日には談合情報のあった業者による落札結果となったため、市当局と一部業者間に癒着があるのではとの記事がございました。

そこで、この新聞報道に関する内容の説明と本市の対応を伺います。また、本市発注工事の近年5年間の上位5社をお尋ねいたします。

同じく4項、公共事業の発注についての（2）入札の制度について質問します。

公共工事の品質確保の促進に関する法律が平成17年に施行され、それ以降、千葉県及び県内市町村では、入札及び契約制度の改善が毎年行われております。

県は14年間で20回、約72項目の改善を行っているのに対し、本市においては改善が著しく少ない状況で、その制度劣化が新聞報道のような事態を招いていると考えますが、本市の見解を求めます。

また、公共事業が年々減少していることに加え、資材の価格の高騰など厳しい環境のため、全国では入札不調という事態が起きており、本市でも積算した予定価格が業者と合わない不調がございました。

僕は、本市の入札制度は、国・県及び近隣市と比較して非常に遅れた制度となっているため、4年前と2年前に制度を県に準拠させる改正を行うべきとの質問をしてまいりました。しかし、これまで一向に改善や進捗が見られません。

そこで、これまで検討し続けていると思われる最低制限価格に関して、この際、次年度より改正すべきと考えますので、入札参加委員会と公正入札調査委員会の委員長であります副市長に強く提案するとともに、明快な回答を要求します。

次に、5項、情報発信について。

（1）戦略的な広報について質問します。

近年、ICTの進展により、スマートフォンの急速な普及など、情報に触れる手段も多様化し、情報がさまざまな角度からあふれています。これまでの手法を踏襲するだけでは、情報をうまく届けることが難しい時代になっています。

さまざまな分野の多岐にわたる市の情報を発信するには、伝えたい相手や内容、時期など、さまざまな条件を加味して広報媒体を選び、発信方法も工夫しなければなりません。それは、ただ単に情報を届けるのみならず、さまざまな政策の理解を深めることにつながります。

本市の広報は、決して無駄な経費ではなく、有益な武器として使われてきたと思っています。本市においては、広報紙やホームページに加え、ソーシャルメディアやスマートフォン用アプリを活用するなど新たな取り組みにもチャレンジしており、今後も工夫を凝らした情報発信に期待するところであります。

そこで、時代に合った広報にするために、どのような方針や体制で取り組んでいるのか伺います。

次に、6項、ふるさと応援寄附金についての（１）ふるさと納税の活用について質問をいたします。

制度が始まって10年、当初、平成20年は全国で80億円程度だったものが、クレジットカード決済の導入や確定申告不要のワンストップ特例制度等が補完され、29年度は3,653億円と非常に大きな市場となっております。

また、お得な特性上、一度ふるさと納税をした人は次年度以降も続ける可能性も高いため、大幅にこの規模が減るということは考えにくく、継続的に地方の財源として今後も見込めるものと考えます。

返礼品合戦の加熱から、本年4月に総務省がガイドラインを出し、既に高還元率ではない競争が始まっており、本市においても、工夫しながらある程度毎年見込める財源として位置づけ、さまざまな政策を打つべきではないかと考えます。

そこで、平成29年度の件数と金額及び、この制度には寄附の使途の指定がありましたので、その使途別活用状況を伺います。また、近隣市との比較をお尋ねいたします。

次に、7項、イメージアップキャラクターについて。

（１）あさピーの活用について質問いたします。

本定例会冒頭の市長の政務報告では、ゆるキャラグランプリ2018の全国総選挙の投票結果とともに、引き続きさまざまなイベントに参加し、知名度を上げ、本市のPRに努めてまいりますとのことでありました。

そのゆるキャラグランプリですが、近年、自治体職員による大量の組織票を投じた問題が明らかになったことで、やり過ぎな集票という話題が多く報道されています。出場することでイメージが悪くなるおそれがあり、今後の出場は慎重にし、辞退することも考える時期で

はないかと思われます。

そこで、来年以降のグランプリに対する対応を伺います。また、あさピー活用に対する効果をお尋ねいたします。

以上7項目の質問を、市民に選んでいただいた代表として感謝の気持ちを込めて行いました。執行部においては、若者からご高齢者まで理解できる簡潔明瞭な答弁に努めてもらえますようお願いいたします。

なお、再質問は自席で行いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから大きな1点目、人件費について、（1）職員の給与改定という中で、人事院勧告に対する本市の受け止め方、考え方といったようなご質問に対してお答えをさせていただきます。

議案質疑の際にも答弁をさせていただきましたが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告は、情勢適応の原則、勤務条件が社会一般の情勢に適応するように適当な措置を講ずることといった情勢適応の原則に基づき、公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせ、適正な処遇を確保しようとするものでございます。

国は毎年、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」といった総務副大臣通知により人事委員会を行い、市及び町村は都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等を参考に適切な対応を行うよう要請されているところでございます。

このようなことを踏まえ、市といたしましても、勧告を基に給与改定を実施することが職員給与を民間水準に準拠させる最も合理的な方法であると考えているところでございます。

参考に申し上げますと、給料につきましては、平成25年度から本年度までの6年間、6年連続で増額勧告を受けたところでございまして、増額の改定をしてきております。

平成24年度は、実質的な勧告はございませんでしたが、平成21年度から23年度におきましては、3年連続でマイナス勧告がされたところでございます。そのマイナス勧告を受け、これも情勢適応の原則に基づき、マイナスの改定を行ってきたところでございます。

職員に都合のいいときのみこの勧告に従っているということではございませんので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、2、子どものいじめについて、（1）いじめ対策アプリの活用について、進捗状況はとのご質問についてお答えをいたします。

先行事例を踏まえた現在の検討の状況でございますが、平成30年3月議会でお答えしましたとおり、導入するには人的、物的にもさまざまな整備が必要であるというふうに考えております。

本市で導入するには、まず人的な課題として、相談受け付け体制がございます。新たに相談員を設置することも考える必要がございます。

物的等の課題としましては、相談業務を行う場所、具体的には窓口等を考えていく必要があります。また、中学生等へスマホの購入を勧めることも難しく、各学校と連携をする必要もがございます。

いじめ通報アプリは、相談がしやすく早期発見にも結びついている等、いじめ対策に有益であると考えており、導入する自治体は今後も増加していくものと思いますが、導入に当たりましては以上のような課題もありますので、引き続き導入自治体の状況を精査している状況でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは、3項目めの高齢者の健康増進について、（1）アクティブシニア対策について、アクティブシニアに対する就労支援のこれまでの取り組みと今後の取り組みについてというご質問ですけれども、これにつきましては、旭市ではこれまで旭市シルバー人材センターを設立し、健康で働く意欲を持つ高齢者が長年にわたって培ってきた知識や経験を生かせる就業機会の確保と健康増進、生きがいづくりにつなげていただいております。

今後の取り組みについても、高齢者福祉の観点から、シルバー人材センター事業を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな4番の（1）入札の状況についてというご質問に對してお答えをいたします。

まず、新聞報道の内容ということでございましたが、10月10日の一部の新聞に、入札の件

についての報道がございました。内容は、入札に関しての事前情報が寄せられたというものでございます。その中身としましては、道路改良工事、58号と59号、この2件について、新聞の出た日の前日、10月9日に情報が寄せられたという内容でして、特定の業者が最低制限価格で落札するという内容でございました。同じ内容が市にも届いているけれども、市はこの情報を談合情報に該当しないというふうに判断して、事業者への聞き取り調査を行わず予定どおり入札を執行する、こういった趣旨の記事でございました。

市の対応でございますけれども、これを受けまして、市としましては談合情報対応マニュアル、これに基づきまして、旭市公正入札調査委員会において審議をいたしました。その結果、今回の情報提供者が匿名であること、あるいは出どころが不明であるということから、談合情報には該当しない、調査に値しないというふうに判断いたしまして、調査を行わず、予定どおり10月10日に入札を執行したものでございます。

なお、入札執行後において、落札した2業者から、今回の入札に関する誓約書を取っております。談合行為は行っていないことを誓約するという旨の誓約書でございます。それを取った後に契約を締結いたしました。

次に、直近5か年での受注額上位5者についてというご質問がございました。30年度がまだ途中ですので、29以前の5か年ということでお答えをいたします。金額は100万円単位でお答えしますし、集計したものは財政課取り扱いの案件についてということで集計したものでございます。

上位5者を申し上げます。1位が株式会社伊藤工務店、21億1,800万円。2位はJ Vでして、北野・島田特定建設工事共同企業体、金額が19億3,000万円。3位は鈴木建設株式会社、9億4,900万円。4位は遠藤建設株式会社、7億1,000万円。5位は株式会社萩原工務店、4億8,600万円。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 公共事業の発注についてのうち入札の制度につきまして、私からということでございましたので、お答え申し上げます。

最低制限価格につきましては、次年度から速やかに改正するというお話がございました。これについては契約時も取扱規程の一部改正が必要になります。その改正を行って、告示をして周知期間をとって、できれば平成31年4月から実施したい、そのように思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから5、情報発信について、（1）戦略的な広報についての中で、時代に合った広報にするための方針や体制についてお答えいたします。

初めに、体制ですけれども、秘書広報課広報広聴班が行事等の取材、広報の取りまとめ、発行等を行っておりますが、広報は市全体で取り組むべきものであること、市のPRは積極的に行うという観点から、各課の副課長を広報広聴主任として委任しております。

広報広聴主任は、課内の広報広聴活動の責任者として、広報あさひの原稿の作成、広報宣伝の連絡調整、広聴の連絡調整などを行っております。この広報広聴主任を対象にシティプロモーション研修を実施し、情報発信に力を入れております。

また、プレスリリースの必要性、その流れ、情報発信すべき内容を記載した「プレスリリースのすすめ」というマニュアルを作成しております、これを各課で共有することにより、市全体としてマスコミへの積極的な情報提供をする体制を整えております。

次に、方針ですけれども、効果的で効率的な広報活動を展開していくために、基本目標、方針等を定めております。

基本目標につきましては、市政に関する必要な情報を市民に周知し、住民の理解及び協力を求め、地域の愛着を醸成し、市の魅力が市内外に的確に伝わるよう、あらゆる広報媒体を活用し情報発信を行うこととしております。

次に、方針ですけれども、3点ございます。1点目として、広報紙は市と市民を結ぶ大切な手段として捉え、月2回の発行を行う。2番目として、SNSなど多様化するメディアの特性や機能を活用し、積極的に情報を発信する。3番目として、住民に優しい、より効果的な広報活動を行うとしております。

これらに基づきまして、効果的な広報を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは私のほうからは、6項目めのふるさと応援寄附金についてということで、29年度の実績についてということでございました。

まず件数でございますが、894件、金額にいたしまして1,566万4,310円の寄附がございました。使途別の指定ですが、産業の振興について349万7,310円、健康福祉の充実について314万円ちょうど、教育の充実について202万1,000円、生活基盤の整備について76万円、安

全安心なまちづくりについて99万1,000円、市長にお任せという項目については525万5,000円で行いました。

それについて、29年度の充当実績についてお知らせいたします。

産業の振興では、商業活性化推進事業のプレミアム付商品券に500万円、健康福祉の充実では、老人クラブ活動促進事業に98万円、あさひ健康応援ポイント事業に50万円、教育の充実では、学校いきいきプランに1,200万円、生活基盤の整備では、旭スポーツの森公園整備事業に100万円、安全安心なまちづくりでは、防災対策整備事業の避難者用備蓄食料費に100万円、市長にお任せでは、インターネット活用事業のシティプロモーション専用ウェブサイト構築に50万円となっておりまして、合計で2,098万円充当しております。

続きまして、近隣3市の状況でございます。

銚子市の29年度の実績につきましては、1億2,564万1,002円の寄附を集めております。匝瑳市につきましては3,915万8,752円でございます。香取市は5,331万3,000円ちょうどでございました。

それと、イメージアップキャラクターのあさピーの活用についてでございます。ゆるキャラグランプリで終盤にいろいろ報道されて、イメージダウンになりかねないという状況があるが、来年度どうするのかということでございました。

うちのほうでも、本年度、千葉県で総合第1位という好成績もおさめましたので、これを一つの区切りとして、ちょっとイメージダウンもありますので、参加しないことも含めて、これから、まだ結論は出しておりませんが、検討を進めていきたいというように考えております。

それと、活用について、事業の効果ということでございました。

あさピーの知名度が高くなることによって、旭市の魅力を知ってもらう機会も増えるということで考えております。今後も市内外のイベントに参加し、旭市をPRするとともに、サポーターズを通じた市内外への情報発信や、市や各種団体、企業等が作成するチラシやパンフレット、お土産やグッズなどにあさピーを活用していただき、日本一住みよいまち旭市かもしれないということを全国に向けてPRしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、まず人件費についてから、（1）職員給与の改定についてから再質問を行います。

先ほどご答弁で、人事院勧告の受け止め方だとか、その考えについては伺いましたが、そこで改めて、本市においてはなぜこの人事院勧告に従って給料表を改定しているのか伺います。また、地域手当の現状については、僕自身、全く理解できないのですが、担当課の見解を伺います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 再質問ということで、人事院勧告に従ってなぜ本市は行うのかという、まず1点目の質問でございます。

これは先ほども答弁したとおり、例えば国家公務員法であれば28条、地方公務員法であれば14条であったかと思いますが、情勢適応の原則といったようなものがあって、人事院または千葉県人事委員会が勧告をしておると。そして、総務副大臣通知によりまして、人事委員会を置かない市町村は、その勧告の趣旨にのっとり適切な対応をとるようにと要請されているところでございますので、それから本日、林議員のほうもありましたけれども、労働基本権の関係もあって、そこら辺が公務員は制約されているという中で、市職員は労働者としては執行部側と勤務条件等の交渉もできない中でございますから、そこら辺はしっかりと人事院または人事委員会勧告を踏まえて改正をしていきたいということでございます。

それから、地域手当といったようなご質問がございました。

これについてちょっと説明をさせていただきますと、まず公務員、私どもの給料表につきましては、過去の人事院調査によりまして、民間賃金が低い12県、東北、北陸、山陰、九州、沖縄県と12県、およそ4分の1でございますが、その12県の民間給与のベースに公務員の給料表というのは合わせられているわけでございます。そして、例えば東京都のように民間賃金が高い地域については地域手当といったようなことで支給をされると。最高の、東京都なんかであれば20%から、7区分ございますが、一番低い地域であれば3%というようなことでございます。

参考に申し上げますと、県内では54団体に32団体が支給をされておるということでございます。残念ながらいいですか、旭市につきましては国における支給地というようなこと的位置づけがされておきませんので、旭市においては地域手当のほうは支給をされていないということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 形式的にはそのとおりなんです、人事院勧告は国家公務員の給与水準

を経済や雇用情勢等を反映して決定していますね。民間の給与水準に準拠させるため、民間給与との比較を単純な平均給与比較ではなく、役員段階や勤務地域、また学歴や年齢等を、企業規模50人以上の多くの民間企業と比較を行っているようです。

それでは、本市において、企業規模50人以上及び事業所規模50人以上はどの事業所が該当し、どのくらいあるのか。また、それらとの具体的な差異について、数値を示してお答え願います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 再々質問に対してお答えさせていただきます。

旭市における50人以上の企業、事業所規模50人以上といったような企業についてのお尋ねでございますが、それについては市として把握をしておりません。

林議員のただいまの質問の中で触れていただきましたが、この給与の比較につきましては、今言われましたように、部長級、課長級、課長補佐級、係長級、そのような役職を持っているというようなことで、国においては50人以上の企業といったようなことで比較を、公務員と同じような段階を踏んでいるということで、そのようなことになっておりますが、旭市において、例えばそれを調べたところで、各民間企業の役職別であったり、学歴別だったり、年齢だったり、そこまでの調査はできませんので、そもそも旭市としては把握していないということでご理解をください。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 分かりました。

人事院の調査結果に基づき、千葉県の地域特性に合わせることが地方公務員法における均衡の原則に沿っているのではないかと僕は考えているんですよ。

ここで言いたいことは、市民の立場や市民感情を捉えていただき、企業規模や事業所規模の把握とか、せめてボーナスの実態はアンケートで調べるようなことをしたりだとか、民間に合わせようという対応があってほしいと、そう言いたいんです。

本市の見解と今後の考えを最後にお尋ねしたい、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 最後の質問ということで、旭市の状況に応じた給与といったようなご質問でございました。

先ほど答弁いたしましたように、旭市としては民間の旭市内の企業の業況は把握できませんが、ちょっとここで県職員との、まさしく千葉県人事委員会が把握している県職員の給与と比較をさせていただきます。

千葉県の30年4月の県職員の平均給与は、37万2,044円でした。旭市の市職員は32万8,402円となっており、県と比べて4万3,642円下回っているところでございます。民間企業との比較ができませんが、県職員と比べても4万円以上、下回っておるといったようなことで、ある程度適切な水準なのかなと思っております。

そして、今後の考え方ということでございますが、例えば手当の関係でございますが、県内の48%、54市中26団体がまさしく人事院勧告に基づく手当の支給率、それと合っているような状況でございます。人事院勧告と全く、職員も特別職も議員もといったような支給割合で統一になっているところでございます。ほかの団体もほとんど同じような水準でございますので、旭市としては、議案質疑の時に答弁させていただきましたが、今後も人事委員会勧告等を尊重してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 規定の質問回数が終わりましたので次の項目に移りますけれども、僕も少ない期間でしたけれども公務員をさせていただいた経験がございます。職員の皆さんの仕事は、直接社会のためになり、民間企業ではなかなか感じる事ができない素晴らしい仕事です。ぜひ旭市、そして千葉県をよりよい地域にしていくために、本市の実情をしっかりと捉えていただき、市民と一緒に新しい取り組みにチャレンジしていただきたいと、そのように思っております。

次に移ります。2項、子どものいじめについての（1）いじめ対策アプリの活用についての再質問を行います。

3月の一般質問においてこの問題を取り上げまして、その時の回答では同じように、非常に有益と考え、今後、先行事例を参考に検討すると教育長に答弁をいただいた経緯がございます。先ほど、導入の日程を聞くことができなかった、これは非常に残念でなりません。

それでは、質問を続けざるを得ませんが、いじめ対策アプリの導入に当たり、特に費用、それから経費の面について詳細を伺います。

また、早急な導入ができない状況で、子どもたちの悩みだとかSOSの声をキャッチするための本市の相談窓口の状況を確認させていただき、そのいじめ相談の内容を詳しく伺いた

いと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは初めに、費用についてというご質問についてお答えをいたしたいと思います。

導入している自治体で、STOP i tが多いわけなんですけれども、このSTOP i tを本市で導入する場合にはどのぐらいの費用がかかるかということでお答えをします。

アプリの権限登録料は、今年の5月1日現在の中学生の数1,676人で計算いたしますと1人300円ということで、54万3,024円でございます。それから、購入のパソコン費用が約25万円ということで、79万3,024円というようなことで出ておりますけれども、これには通信料ですとか相談員設置費、その他消耗品費等は含んでございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

続いて、SOSのキャッチということで、相談窓口ですけれども、まず、市の窓口に関しましては、学校教育課のほうで教育相談窓口というので対応しております。これにつきましては、広報あさひですとか市のホームページ、それからくらしの便利帳などに掲載し、相談窓口の周知に努めてまいります。

それから、内容でございますが、ただいまの学校教育課の相談窓口にかかってきた相談ということですが、電話ですので、子どもからは非常に少ないです。ほとんどが保護者でございます。今年度10月末現在で248件ございます。内容につきましては、就学に関する相談が一番多うございます。続いて、不登校や学校に行けなくなったとか、そういうような悩みが2番目でございます。

ちなみに、平成29年度、昨年度は、いじめに関する内容が6件ほどございました。今年度は、いじめに関する案件はゼロ件でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今、いじめの内容の詳細を伺いましたが、この時代、ネットいじめに対する報告が上がってきていない、このことはあり得ないのかなというふうに感じますね。

前回、学校教育課長にいじめの質問をしたところ、いじめの問題がしっかりと出ているということは、はっきり実情が分かっていることだと、このようにおっしゃっていましたよね。ネット環境のいじめは、結構今問題になって悪質なものも多いので、しっかりその辺の部

分を考えていただきたい、そのように思うんですが、近年、ネット環境だとかスマートフォンの普及が急速に進み、電話による会話から、メールやLINEを活用する傾向もまた急速に進んでいます。これは僕の経験からですが、人づき合いが少なくて会話とかが苦手な若者でも、このようなアプリだとアクションのハードルがとても低いようで、会話よりも気軽に連絡をもらえております。

本市においては、時代に置いていかれていないのかと危惧をいたしますが、現時点でアプリの早期導入がないのであれば、子どもたちのネットいじめを見逃さない対策については、具体的にどのようなことが大事であろうかなと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 先ほどお答えいたしましたのは、学校教育課の指導班にかかってくる相談の件数でございます。携帯やスマホに起因するネットによるいじめの样態の件数はまた別でございますので、その辺につきまして、まず最初にお答えしたいと思います。

毎月調査している月例問題行動調査というのがありまして、その中に「ネットによるいじめ」というような調査項目はございませんが、学校から上がってくる認知件数のうち、担当が携帯やスマホに起因するものを一つずつ調べます。その中で、今年度10月末現在は、小・中合わせて2件ほどございます。全て51件中2件でございますので、3.9%ということになります。

それでは、見逃さないような相談体制ということなんですけれども、学校では、子どもたちの一番身近にいるのは学校の職員、それから保護者でございますけれども、各学校では学校いじめ防止基本方針を策定しております。その中に、いじめ相談窓口というのを明記してございます。いろいろ、相談窓口は学校によって多少違いがありますが、教頭、養護教諭、特別支援教育担当が担当する学校が多うございます。

この窓口を保護者、子どもたちに確実に周知するとともに、生活アンケートを定期的に実施したり、相談箱を設置したりして、教育相談の充実に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 聞き取りが遅くて、ネット相談の内容を後から聞きまして、それでも僕はまだ少ないのかなと思いますが、ネットいじめの相談内容の今の現状、その件数をどのように捉えているのか、再度お伺いしたいと思います。

また、このいじめ対策アプリに関して、柏市が先進的に取り組んでおりまして、柏市には定期的に交流をしている後輩に当たる議員がいるので、多くの資料や情報をもらい、この間、勉強を続けてきました。

それでは、市民にこの問題を共感してもらうため、柏市で導入した背景についてお伝えします。

子どもたちの中には、いじめを周りで見ても教員や親に相談できないケースがあり、いじめを受けた生徒に対する柏市教育委員会の調査でも、誰にも相談できないと答えた人が5%いて、こうした子どもに対するセーフティネットの役割を強く果たすということを聞きました。また、実際、その操作を見せていただきました。

立ち上げて、アイコン画面から「報告する」、これをタッチすると匿名で教育委員会に文章や画像が送信できる仕組みで、教育委員会側とやりとりをする場合には、学校名と学年だけが伝わります。それから、「助けを求める」というこのボタンをタッチしますと、相談窓口など関係機関の電話番号一覧が出てきて、その画面からすぐ電話をかけるということもできるものでした。

最後に、よくも悪くも激変するネット環境の中に、今、子どもたちは置かれています。いじめ対策アプリの導入に当たり、経費的な問題、それから現在の相談状況、また現状の対応や考え方、これを伺いましたけれども、教育長、僕は時代の変化に追いついていこうとしないように感じました。これらを踏まえて、前回も教育長に、しっかりと検証していく、検討していくと言っていました。取り組みに関してお答えいただきたい、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） それでは、林晴道議員の質問にお答えします。

この3月から約半年間の各市、県内の取り組み状況は、先ほど課長が申したとおりですが、それらの非常に有効な点と、それからもう少し課題も精査して、それを解決するような方策もきちっと確認しながら進める必要があるというふうに感じておりますので、もうしばらくというようなところで考えております。

それと併せて、本市としては、議員ももうご承知のとおり、この4月からいじめ対策の関係機関、連絡協議会を立ち上げたところでありまして、それらをまず実効性あるように、関係機関としっかりと連携を深めて、学校現場を応援するようにしていきたい。

それと併せて、アプリ活用については、さまざまな有効な点ももちろんありますので、さらに学校現場サイドの声、校長会であったりとか、PTAの連絡協議会とか、そういう声も取り入れながら研究していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、3項の高齢者の健康増進についての（1）アクティブシニア対策についての再質問に移ります。

先月、幾つかの講義を受講しまして、その中で最も優れた介護予防は、これは仕事をするとのことでしたね。特に、男性が仕事をやめ家にいることで、夫婦間でお互いのあらが見え、奥様も精神的に苦痛となり、仲のよかった夫婦がけんかになってしまうということはよく聞きます。

趣味やボランティア、地域コミュニティや自治会等、とにかく社会参加し、意欲や得意分野に応じて活躍することで、医療・介護・福祉等の社会保障につながるとなれば、これは旭市として総合的に力を入れて取り組むべきと考えますが、本市の見解を求めます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 社会福祉課のほうからお答えさせていただきます。

今、最後に医療・福祉・介護ということで、総合的に取り組むというようなお話だったんですけれども、先ほどもちょっとお話しさせてもらったんですけれども、高齢者福祉の観点からいうと、シルバー人材センターでの事業の支援、あと老人クラブ、すこやかシニアクラブ、そのような支援とか、そういうような形で、やっぱり地域とのつながりだとか、そういうのが大事だと思っておりますので、高齢者福祉の観点からということで申し訳ないんですけれども、そういうような形で進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 私のほうからは、介護保険による介護予防事業についてお話しさせていただきます。

全ての高齢者が利用できる介護予防のためのサービスとしましては、一般介護予防事業がございます。市では、通いの場におけるあさピーきらり体操の推進、介護予防サポーター養成講座、また介護予防教室を実施しております。

あさピーきらり体操は、自宅から通える身近な集会所等に定期的に集まり、住民主体で筋

カトレーニング等を行うものでございます。リハビリ専門職や介護予防サポーターの協力のもとで、各団体の活動をしております。

また、介護予防サポーター養成講座につきましては、運動、栄養また口腔、認知症等の介護予防に関する知識が学べる事業でございます。

こういった取り組みの中で、介護予防教室、また各地区へ出向きまして、介護予防についての出前講座等、健康体操等を行っておりますが、そういった中での高齢者のコミュニティを図るということも介護予防に大きくつながるものと考えて取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の一般質問を行います。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今、総合的に力を入れて取り組むべきではないかという質問でしたが、担当の課がないというか、またぐというところで二つの課から、なかなか難しいご答弁であったのかなと、そのように思いますけれども、この通告をしたところ、四つの課が僕のところに内容を確認しにまいりましたので、この複数の課にまたがりアクティブシニアの対応をしているということが分かりました。

現状では、本市においてアクティブシニアの担当部署というものがございませんが、例えば若手職員の親の世代がアクティブシニア世代になっていきますので、そんな若手職員が政策研究の課題にしていいただきたいと、そのように考えますし、今後どの部署が中心になって取り組んでいくのか、この2点ですね、副市長にご答弁をいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 確かに、高齢者というくくりで申しますと四つの課に分かれてしまうところが現実にある。確かに、商工の働き方等も関係していくのかな、そのように思います。

若手職員の研究会というようなお話もございました。過去には、こういった形で課題があって、それに対してこういう方向を示せるといいのではないかと、そういった研究会もあったところでもありますけれども、今はそれは休止しているところでもあります。若手の中でさまざまな意見を聞きながら、そういったプロジェクトみたいな研究会ができれば、それはよろしいと思いますので、それは内部で協議させていただくのかな、そのように思います。

あと、国も働き方改革ということで、定年の延長というお話も出てきています。それはまさに、老後も生きがいを持って働いていけるようにという指針だと思いますので、その辺をにらみながら市としても対応していきたい、そのように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 副市長、本市は地方創生の一環で、生涯活躍のまち構想により、都心からアクティブシニアの移住を推進しているわけなので、これらを含む対策が目下急務であろうかと思います。

その辺を踏まえて聞きたいんですが、そこで、アクティブシニア世代を含むシニア世代の地域デビューや交流、市民活動を支援していく講義等の開催、各種ボランティア情報の発信、成人や青年をも対象とした多様な学習機会の提供など総合的に進めていただくことに対する今後の取り組みを、現状、担当課が曖昧であるようですので、上司に当たる方の答弁を求めます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 確かに、生涯活躍のまち、これは市が今推進しているところであります。このコンセプトでございますけれども、確かに健康づくり、就労、特に個々のキャリアを生かした生涯学習活動など、そういったアクティブな生活を提供できるようなことを目指していることはあります。ですけれども、それを一元的に提供していくもの、そういったことはもうPRしかない、そのように思います。

ですので、例えば周知するに当たっても、数年前ですか、子育て施策に関しても、横通ししてというか串刺しして、1冊にまとめ上げて周知をかけた、そういう経緯もありますので、今度、生涯活躍に関してもそういったものはできないかどうか、その辺はしっかりと考えていきたい、そのように思います。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次に、4項ですね、公共事業の発注についての（1）入札状況についての再質問に移ります。

本市発注の工事の直近5年間で、先日新聞報道にあった業者の請負状況は分かりました。

それでは、当該工事でありますアクセス道は分割発注をしています、その分割する基準と設計書金額の端数処理はどのような基準で誰が決めているのか伺います。

また、設計書金額の算定状況はどの部署の何人の方が知ることができるのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、お答えいたします。

旭中央病院アクセス道の、まず分割発注の基準はというご質問です。それと、設計金額の端数処理は、それと設計状況の算定は誰が行い、どの部署の何人が決裁するのかというご質問に対してお答えいたします。

初めに、分割発注の基準です。通常、発注している工事につきましては、分割発注の基準は特にございませぬ。このたび発注した当該工事に関しましては、大半がほ場整備の区域内でございまして、工事区間の多くは水田地帯であります。この工事に伴い、農業用のパイプライン等の移設もございます。

したがいまして、工事施工期間につきましては、米作りに支障のない10月から3月までの約半年間に限定されてしまうことから、この農閑期のうちに工事が完了できる期間とするために、約400メートル程度の延長に分割したものでございます。

次に、設計金額の端数処理でございます。建設課では、千葉県積算基準に基づきまして、1億円未満の工事につきましては原則1万円単位での丸めとしております。そして、1億円以上の工事は10万円単位で丸めとしております。

続きまして、設計金額の算定は誰が行い、どの部署の何人が決裁するのかとのご質問にお答えします。設計金額の算定は、建設課土木班で工事担当を決めまして、設計金額の算定から工事完成までを担当しております。

決裁でございます。当該工事の場合ですと、担当課である建設課内で決裁を行います。まず、設計を担当した者が工事の執行の伺いを起案し、土木班の職員、財務担当者、副課長、次いで課長の私の順に11名が決裁します。その後、財政課への合議を行いまして、予算執行者まで決裁をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 入札においての価格は、設計金額、予定価格、最低制限価格と決まっていますけれども、予定価格の切り下げは法律で違反であることから、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為、これ、いわゆる歩切りはないものと思います。

そこで、設計金額と予定価格の差異がないか、直近5年間の状況を伺います。もし違いがあるならば、工事名と金額、その金額はどのような基準で誰が決めているのか伺います。

また、設計書金額はどの部署の何人の方が知ることができるのか、併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

幾つかございました。まず、いわゆる歩切りというご質問がございました。設計金額と予定価格の差について言う言葉でございますけれども、歩切りにつきましては現在行っておりません。

といいますのは、平成26年度に、公共工事の品質確保の促進に関する法律、品確法というふうに呼んでおりますけれども、ここが改正されまして、歩切りというのは駄目だということが決まりましたので、それ以降、一切歩切りは行っておりません。したがって、設計金額と予定価格について、現在差はございません。

それと、設計額を知っている者は誰かというようなご質問がございました。

設計額につきましては、先ほど担当課長のほうの説明もありましたが、担当課、その後、財政課に決裁の合議がまいりますので、その時点で私どもは把握できるような形にはなっておりますが、回ってくる決裁の中での設計書は金額抜きというような状態でございますので、見ている決裁の中では分からない状態になっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 入札、予定価格が決まれば、本市の規定により、建築工事は100分の80、それから一般土木舗装工事は100分の70と、その最低制限価格が決まります。

そこで、予定価格の建設工事80%、土木工事70%である最低制限価格に対して、端数処理の状況を伺います。端数処理があるならば、近年5年間の工事名と金額、その金額はどのような基準で、誰が決めているのか伺います。

また、こちらでは、予定価格はどの部署の何人の方が知ることができるのか、併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 最低制限価格についての端数処理というご質問がまずございました。

事務の効率化等も含めまして、設計金額に応じた端数処理を行っております。先ほど、設計額のときに端数処理というご質問があつて、お答えしたのと同じような状況になってまいりますけれども、最低制限価格についての端数処理につきましては、現在、1億円以上のものにつきまして10万円未満の形で数字を丸めているところでございます。

この取り扱いにつきましては、平成29年からそのように行っておりまして、それ以前につきましては端数処理を行わず、そのままという形で行ってきました。

端数処理を行ったものは、29年度以降で3件ございます。29年に3件で、工事としては、干潟中学校の屋内運動場の防災機能工事、海上配水池の耐震補強工事、それと津波避難道路の建設工事、3件について行いました。

すみません、今、手元に具体的な金額がございませんが、いずれも1億円を超えておりますので、10万円単位に丸めているという状況でございます。

それと、予定価格は誰が知っているのかというご質問がございました。

予定価格につきましては、設計額を基に、決裁権者であります市長あるいは副市長が決定することになりますが、開札日の当日朝に担当課長臨席のもとに決定をしております。その際には、決裁権者である市長あるいは副市長、それと担当の課長、それと財政課の契約担当の職員がお手伝いという形で同席しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次に、同じく4項の公共事業の発注についての（2）入札の制度についてですね。

先ほど、最低制限価格に関して、副市長より来年度4月1日から変更するという事で、僕自身、5年越しですけれども、明確な回答をいただきうれしく思います。

次に、本市においては、県や近隣自治体と比較し、制度の改正が著しく少なく、市内業者間での格差が生じているように感じます。そのため、新聞報道のような官製談合の情報があのだと思っています。

僕は、市内業者が経営努力や営業努力が足りずに問題があるとは全く思っていない。むしろ、県や近隣自治体から比べ、制度改善の遅れが大問題だと認識しているんです。そこで、工事設計単価の事後公表を直ちに行うべきと考えます。

近隣市の調査をいたしましたら、銚子市、香取市、匝瑳市、山武市、成田市と、いずれも金額入りの設計書の公開をしているにもかかわらず、本市の対応は非常に不自然と言わざるを得ません。ここでは、情報開示条例の根拠に基づき、直ちに改善していただくことを強く提案するとともに、副市長の明確な答弁を求めます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 制度のことということで、私にということでありました。

今、設計単価の事後の公表ということで、多分、自発的に出しているのは県なのかなと思います。それで、それぞれみんな、根拠条例を見ますと、情報公開条例に基づいてという形で、申請されればお出ししますよというのが近隣でやっている状況だと思いますので、確かにその辺、26年に一度、この公表についてやはり協議をしているようであります。その時に、次年度以降、前年度の工事については公表しましょうということで、申請があれば公表しますよという、そういう制度になっていたわけでありすけれども、そのところの申請はなかなかなく、当年度のものについては、継続して工事を発注する経緯もあるということで、単価の公表は控えていたという状況でありました。

ただ、その辺が近隣と若干取り扱いが違うということであれば、設計書ですかね、その公表等についてもその制度の見直しを実施していきたいと。要するに、当年度のものについても、要求があれば出していけるようにするという方向にしたいと思っております。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） では、次に移ります。

5項、情報発信についての（1）戦略的な広報について再質問しますが、最も効果的な広報として、ネーミングの重要性もあると考えます。

事業や各種名前の決定に当たっては、徹底的な戦略を組む必要があろうと思いますが、担当課の考えとその取り組みをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） ネーミングについて重要だということですが、現在、ネ

ーミングについては十分に実施しているとは言いがたいことがありますので、十分研究させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 市全体の広報を見ますと、基本的な部分においてもったいないと感じることが多くあります。

全体のコンセプトだとか統一性が明確な戦略を打ってもらって、さらにそのチェック機能が強く働くような組織的な対応が必要であると考えます。

最後に、今後の取り組み、そのようなところをお伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） 今後の取り組みということですが、どういうふうに市をPRしていかなければならないかということは常に考えていかなければならないことだというふうに考えておまして、これは永遠の課題であろうというふうに考えております。

市を広報する媒体につきましては、初めは広報紙、紙のみでした。その後、パソコンの普及に伴いホームページを開設し、スマホの普及に伴いましてSNSを利用して、市のイメージアップを考え、広報活動を行ってまいりました。

今後につきましても、新たな情報発信の手段や社会の動向、こういったものを見きわめながら、その時代に合った効果的な手段を取り入れて広報活動を続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次の6項、ふるさと応援寄附金についての（1）ふるさと納税活用について再質問に移りますが、先ほど近隣他市との比較を伺いました。大変大きな差があることが分かって、衝撃を受けましたけれども、そこで、近隣他市との大きく劣る差額の要因ですね、それについてお伺いします。また、本市の広報の状況や、その費用をお尋ねします。

それから、平成28年の税制改正において、地方創生応援税制制度、いわゆる企業版ふるさと納税制度が創設されています。本市の地方創生関連プロジェクトは、具体的にどのようなものがあり、どの程度の財源を要するのか伺います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 広告宣伝の費用ということでございました。

旭市では、ふるさと納税のパンフレットの作成をしまして、市内の宿泊施設などに配布するとともに、県外のイベント等でもこれを配布しております。また、寄附者に返礼品を送付する際、次回の参考になるよう、パンフレットの同封をしております。

広告宣伝費につきましては、特に大きくかけているわけではなくて、ウェブサイトの、その事業の一環の中で、3,000部の作成費が基本料金に含まれておりますので、その3,000部と、今年度につきましてはさらに追加で3,000部の6,000部を作成いたしました。この増刷分の費用は、約8万円になります。

他市の例では、ウェブ広告などを打って出ているようでありますので、これは結構多額に、広告宣伝費として何百万円単位という形で投下しているところもあるようでございます。

それと、企業版のふるさと納税でございますが、これにつきましては旭市も過去にチャレンジしたようでございますが、ちょっと認定を受けられておらないという状況で、1件も該当する項目がございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 旭市のファンはもちろん、確保しながらいろんな返礼品を期待している一定のユーザーもいるため、常に宣伝活動が必要だと思います。

世はまさにふるさと納税戦国時代であり、広報費をつけ宣伝活動すべきと考えますが、本市の见解を伺います。

また、企業版ふるさと納税制度の企業支援、これは大切なものになろうかなと、力強く心強いものになろうかなと思いますので、今後の取り組みを具体的に伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 広告宣伝について、PR不足だなということは担当職員として感じているところでもございますので、次年になりますが、パンフレットだけでなく、当市でも新聞、インターネット広告等、雑誌の特集記事など、そういうものに取り組んで、効果的なPRをできるよう取り組んでまいりたいと思っております。

企業版ですが、これについては総務省のほうに認定をいただかなければならないということとでちょっとハードルが高うございますので、これについては引き続き研究をしてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 寄附の使途の指定においては、市長にお任せとしてくださる方が多くおりました。そのふるさと納税活用に対する考えだとか、寄附者を募るための広報費ですね、それらについて、市長のご見識を確認させていただきます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） ふるさと納税については、市としても本当に鋭意努力して、担当の企画政策のほうも一生懸命、返礼品の問題やらPR、そういったものに頑張ってくれているところであります。

市としても、返礼品を通じて旭市の特産品、そういったものを全国に知ってもらおうという意味からも、大変役割の大きい事業ではないかなと、そのように感じているところであります。これからいろいろPR、そして返礼品、そういったものも含めて、担当と一緒に頑張っていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 後半は早口になりましたけれどもね、最後の7項、イメージアップキャラクターについての（1）あさピーの活用についての再質問にたどり着きました。

ここでは政策提案型の質問をさせていただきたい、そのように思います。

市長、実は今、ご当地婚姻届が静かなブームになっていることをご存じですか。結婚情報誌と各自治体がコラボレーションするだとか、地方自治体単独でも、ご当地のゆるキャラを用いたユニークな婚姻届を作成し、幸せいっぱいの二人を祝福したいと創意工夫をして、話題を呼んでいるようであります。

この質問をするに当たりまして、いろいろ資料を集めておったんですが、41歳独身の僕、初めて婚姻届を取りました。なかなか恥ずかしくて、どうしようかなと思ったんですよ。事務局の職員にそういう話をしましたら、私がとってきますと言ってもらい、本当に事務局をこういうことに使っていいのかなと悩みましたけれども、これを手にして、よく初めて見ました。ああ、こんなものかということですね。

今、言いましたオリジナルのものでですね、こういうカラフルなもの、これはただ印刷しただけのものなんですけれども、こういうものだとか、婚姻届だとか出生届でこういうことを、今事業を自治体で行っているようで……

○議長（島田和雄） 林議員、発言の時間を超えておりますので、簡潔にお願いいたします。

○4番（林 晴道） はい。あと一言、二言よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） はい。

○4番（林 晴道） それから、短くまとめますが、こういうものを、提出してしまいますと手元に残らない婚姻届だとか出生届の一部を加工して、イメージアップキャラクターとお祝いのメッセージを入れたオリジナル記念品、記念証といったものを、ささやかなプレゼントですが、行っている自治体もございます。

そこで、旭市を記念の地として記録と記憶に残していただくためにも、そのような取り組みに対して取り組んでいただきたいと思いますのですが、市長に最後に僕のこの思いを届けてもらって、一言ご答弁いただけたらありがたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、大変すばらしい提言をいただきました。

婚姻届は、市民生活課として届けられるわけでありますけれども、それにあさピーを入れてもらうというようなことをぜひやっていきたいと、そのように思います。

そのほかにも、グッズやワッペン、それからビニール袋の中にあさピーを入れたいろんなものが出回っているわけでありますので、最大限活用して宣伝をしていきたいと、そのように考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（島田和雄） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて4点の質問を行います。

大きな1点目は、高齢者対策（介護難民対策）について。

戦後生まれの団塊の世代と言われる方々が75歳を迎え、国民の5人に1人が超高齢化を迎えます。そのために、2025年には、自立生活が不可能な要介護3以上の認定を受けた高齢者の3割が老人ホームに入所できない、つまり介護難民になってしまうという調査結果もあります。

そこで、（1）として、介護施設（老人ホーム）の充足率について。

1として、旭市内の施設数と入所定員。2として、市民で介護認定3以上の人数と施設入

所者の人数。また、施設入所を希望している入居待ちの人数、自宅で介護を行っている人数についてお伺いします。３として、旭市民で市内の施設に入所している人数。４として、市外の施設へ入所している旭市民の人数。そして、その施設の所在地は幾つの市町村か。また、一番遠い施設の所在地についてお伺いします。

（２）として、介護保険事業計画について。

介護保険の事業計画は、３年に一度ずつ見直しするという事で、第７期介護保険事業計画は、今年から平成32年度までの計画となっています。そこで、介護認定３以上の具体的な計画についてお尋ねします。

（３）として、生涯活躍のまちと介護施設（老人ホーム）について。

生涯活躍のまちづくりは、日本版ＣＣＲＣ、つまり高齢者が移住先で社会参加しながら安心・安全に暮らせるケアつきのコミュニティのことであります。つまり、移住者の高齢者がこれから先の生涯を旭市に来てよかった、住んでよかったと思われるようなサポートを市としてどのように行うのかお伺いします。

大きな２として、市有財産について。

（１）として、新庁舎建設後の旧庁舎などについて。新庁舎が平成32年度末に完成しますが、現庁舎等の利活用について具体的にお尋ねします。

（２）として、新庁舎建設のための都市計画見直しについて。都市公園の廃止などは、国・県の許可、そして都市計画の見直し等、高いハードルがあります。

そこで、１として旭文化の杜公園の廃止面積、２としてそれに対する代替地の場所と面積、３として市としてその整備時期と都市計画法での建設の時期の条件、４として都市公園法での整備内容の条件、５として、補助金はあるのか、また具体的な財源についてお尋ねします。

（３）公共用財産と公用財産の定義について。

公共用財産と公用財産の定義について、また、それらの具体的な施設についても併せてお尋ねします。また、市民などが使用できる駐車場は公共財産、公用財産のどちらに属するのかお尋ねします。

大きな３は、入札制度について。

（１）として、入札制度の流れについて。

先日、道路工事の入札で、新聞社へ談合情報が寄せられたとの報道がされ、結果、そのとおりの業者がそのとおりの価格で落札しました。市は、匿名だからということで、全くの他

人事。

そこで、起案から入札まで、どのような手順を踏んで行われるのか、その具体的な内容をお伺いいたします。

(2)として、設計額と予定価格について。

設計額が決まり、予定価格を決定するまでの具体的段階、つまり順序はどのようなになっているのか、また、時期についてお尋ねします。

(3)として、工事の設計と執行伺いについて。

設計業務は特殊技能ですので、時価で設計を行う課もありますが、業者へ設計委託やほかの課へ設計業務を委託する課もあります。道路建設工事の執行伺いにおいて、設計額を知り得る立場の課と役職員についてお伺いします。

(4)として、新聞報道による談合情報について。

新聞社への垂れ込み情報どおりの結果において、市では談合事件として対処しなかった理由についてお伺いします。

4として、小学校3年生からの英語教育について。

(1)として、小学校の英語授業の状況。

指導要領の改正に伴い、2020年度から、小学校3年生からの英語の授業が始まります。現在、学校は年35週制をとっていますが、そこで、現在の学年ごとの年間の英語の授業時間、それと改正後の年間の英語の授業時間についてお伺いします。

また、英語の授業時間が増えることによる他の教科への影響についてお伺いします。

また、現在の小学校の英語授業はどのような資格者が行っているのかお尋ねします。

(2)として、中学校の英語授業の状況。

中学校の英語の授業も内容が変わると言われていますが、具体的にどのように変わるのか。現在の授業内容と比較してお尋ねをします。

(3)として、2020年からの対応について。

小学校からの英語授業が開始され、教員の資格の問題や補助教員の確保の問題、施設の整備など、いろいろな問題があると考えます。

市では、2020年度からの学校の英語授業に対する対応をどのように考えているのかお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わりますが、答弁漏れのないよう、また明確な回答をお願いいたします。

なお、再質問は自席で行います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは私のほうからは、大きい1番の高齢者対策（介護難民対策）についての（1）及び（2）についてお答えいたします。

まず、（1）でございますが、市内の介護施設についてでございます。何か所あって、定員は何人かというようなご質問でございます。

まず、特別養護老人ホームについてのご説明を申し上げます。

特別養護老人ホームにつきましては、広域型の……

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 分かりました。

それでは、まず……

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） はい。

養護老人ホームの数は、市内に7施設ございます。定員は合計で443人、旭市民の施設入所者数は、9月現在で383人。また、市外の方……

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） はい。

介護認定3以上の数が、平成29年末で1,261人でございます。

次に、入所を希望している、いわゆる待機者の数でございますが、183人。また、自宅での介護を受けている人数でございますが、ただいまその人数の資料をお持ちしておりませんので、およその件数で申し上げますと、4,000件近い件数でサービスを受けております。

次に、市内施設の入所者数等でございますが、市内で入所している数は383人。また、市外の入所者数は60人でございます。

それと、市外ではこういったところへ行っているのかということと、遠いところではどこかというところでございますが……

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 行っている市外の箇所につきましては多岐にわたりますので、例えば遠いところでは東京都、埼玉県、そういったところになります。また、市外に行っている箇所が31か所の施設で、93人の方が入所されているということでございます。

(発言する人あり)

○高齢者福祉課長(浪川恭房) 失礼しました。

市外の数、入所しているのは60人でございます。それと、市外のこういったところに行っているかという場所が、東京都や埼玉県、または県内では千葉市、成田市等でございます。行っている箇所につきましては、多岐にわたりまして……

(発言する人あり)

○高齢者福祉課長(浪川恭房) 東京都、埼玉県辺りですね。

(発言する人あり)

○高齢者福祉課長(浪川恭房) 60人の行っている、何市町村かは調べないと、今ちょっと分かりません。

(発言する人あり)

○議長(島田和雄) それでは、一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長(島田和雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。
高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(浪川恭房) 先ほどは大変失礼いたしました。

それでは、改めまして(1)の介護施設、老人ホームの充足率についてからお答えいたします。

まず1番目といたしまして、旭市内の施設数ということでございます。7施設ございます。また、入所定員でございますが443人でございます。

二つ目といたしまして、市民で介護認定3以上の人数でございますが、1,278人、また、施設入所者数の人数は443人となります。

また、施設入所を希望している入所者待ちの人数、待機者となりますが、183人。それと、自宅で介護を行っている人数についてでございますが、全部で1,604人、そのうち介護3以

上が520人となります。

三つ目といたしまして、旭市民で市内の施設に入所している数でございますが、383人。

四つ目といたしまして、市外の施設へ入所している旭市民の人数は93人となります。また、その施設の所在地は幾つの市町村かということでございますが、まず県内15市町、県外で3市町、全部で18市町でございます。また、その施設、一番遠い施設はどこかということでございますが、東京都小平市、またもう一つは埼玉県の鳩山町ということでございます。

次に、（２）介護保険事業計画についてでございますが、介護認定３以上の具体的な計画についてということでございます。介護認定３以上、介護３以上ということでございますので、特養の整備についてまずお答えいたします。

第７期の介護事業計画では、地域密着型特別養護老人ホームの整備が１件、それと加えて、利用者の多い住宅系及び居住系のサービス充実を図るために、小規模多機能型居宅介護をはじめ、24時間対応の訪問介護と訪問看護、認知症の方の対応としてグループホームやショートステイの整備など、計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは私のほうから、生涯活躍のまちと介護施設についてのうち、先ほどの質問で、移住者がこれから先、旭市に移住してよかったと思うような、生涯活躍のまちをとということでございました。

これにつきましては、コンセプトの一つに、日本一の安心と生きがいのある暮らしを提供すると、持続可能な多世代交流拠点ということが書かれております。先ほど、副市長の回答でもございましたが、健康づくりや就労、特に個々のキャリアを生かした生涯学習活動など、アクティブな生活が提供できるようなことを目指しておるものであります。事業者の提案前でございますが、市としてもそういう提案がございましたら、連携、協働していくということになり、安心感の提供や住んでよかったなと感じていただけるまちにしていきたいというふうに考えております。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） これから提案がなされますので、今決まっているものはないんですけれども、よろしいですか。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから大きな２番、市有財産についてのうち、

(1) の新庁舎建設後の旧庁舎などについてということで、その利活用というようなことでご質問いただきました。それについてお答えをさせていただきます。

初めに現本庁舎でございますが、昭和39年建築で耐震性が担保されておりませんので、これにつきましては、新庁舎建設後の平成33年度に解体する予定でございます。解体後の土地の利用につきましては、都市整備課より回答させていただきます。

第二庁舎、現在環境課と都市整備課が入っておりますが、この建物につきましては、昭和44年に旧消防庁舎として建設されたものでございまして、やはりこれにつきましても耐震性がないことから、新庁舎建設後に解体を予定しております。解体後は駐車場として利用する予定でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 都市整備課からは、関連いたしますので、ただいま大きな2点目の市有財産について（1）新庁舎建設後の旧庁舎等についての質問のうち、現本庁舎跡地の利用と、それと（2）の新庁舎建設のための都市計画見直しについてのご質問にお答えさせていただきます。

これまでに一般質問の中で何度かご説明をさせていただいておりますけれども、公園の一部廃止については、都市公園法によりみだりに廃止することができないことから、新庁舎建設により廃止となる面積約1ヘクタールの代替となる公園が必要になります。県との事前協議において、まず現本庁舎のあるこの場所を、減った公園の代替地、天神公園として利用することといたしました。

続きまして、（2）に関連しますけれども、また、不足する面積を補完するという面から、既に事業着手をしていました矢指地区の津波避難施設を、公園名、日の出山公園、約1.1ヘクタールとして都市公園に加えることで協議が調いました。

先ほど、ご質問が4点、5点ございました。順番にお答えさせていただきます。

まず、ただいまも申し上げましたが、文化の杜公園の一部廃止の面積はということで、これは約1ヘクタールを廃止することになります。

それと、代替公園の場所と面積ですか、これにつきましては、今もちょっとお話ししました現庁舎の跡地、これを天神公園として約0.7ヘクタール、それと築山施設として矢指小の南側、日の出保育所の西側に総務課のほうで事業をやりました日の出山公園、これを都市公園として約1.1ヘクタールとしました。これを代替公園としたことになります。

続きまして、現庁舎跡地となりますこの場所ですか、ここを整備するための期限と条件ということでよろしいでしょうか。ここを整備する期限というのは特に定められてはおりません。ただ、現在の予定でいきますと、新庁舎が32年までで完成します。そうしますと、この場所は33年に解体をしますので、その後の34年以降にここへ代替公園を建設する予定であります。条件としましては、基本的に代替公園ということですので、文化の杜公園で用途を廃止して、そこでなくなる機能をこちらで補完するということですので、どちらかといいますと、広い避難スペースとしてのオープンスペースですか、それとあとあちらのほうにマンホールトイレとかあった部分がなくなりますので、そういったものをここへまた建設して、そういった機能を補完するというのが条件といえ条件となるかと思います。

それと3点目です。都市公園法上の整備の条件というのではないのかということだったかと思います。都市公園法上の整備の条件といいますと、ご質問は恐らく駐車場とかあるいは建築物の建蔽率とか、そういった条件のことかなと思いますけれども、基本的には都市公園法の中でそれは条件がございます。規定の中では、都市公園法第4条の中で、基本的に一つの都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計、合計ですね、これは当該都市公園の敷地面積の100分の2、これは原則ではあるんですけども、原則100分の2を超えてはならないというのがございますので、こちらのほうが条件になるかと思います。

それと……

(発言する人あり)

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 駐車場は特に……、基本的には便宜施設という位置づけですけども、駐車場の、建築物ではありませんので、建蔽率の対象にはなっておりません。

それと、最後になりますかと思います。補助金はあるのかということでしたけれども、代替公園ですので、こちらのほうは国庫補助金の対象にはなりません。それと、財源はということでしたが、申し訳ないですが、34年以降の建設予定ということで、現在まだ財源のほうまでは勉強しておりません。今後各課と調整をさせていただいて、どちらにしてもなるべく費用をかけないで代替施設ができるように調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは私のほうからは、（3）の公共用財産と公用財産の定義についてということでお答え申し上げます。

公共用財産と公用財産の定義ということですが、こちらは地方自治法に定められま

す行政財産の分類として定義されたものでございます。具体的に申し上げますと、公共用財産とは、住民の一般共同利用に供することを目的とした道路、学校、公園などをいいます。公用財産とは、市が事務または事業を執行するために直接使用することを目的とした庁舎や消防施設などをいいます。

それと関連しまして、市民が利用できる駐車場は公用財産なのか公共用財産なのかというご質問でございました。駐車場は、公用財産もしくは公共用財産の中にあるものでございますので、例えばこの市役所の駐車場は公用財産、それと公園の駐車場などは公共用財産ということで分類できるかと思います。

以上です。

(発言する人あり)

○行政改革推進課長（小倉直志） 借りている駐車場は、公用財産、公共用財産の前に行政財産でございませんので、もっと言いますと公有財産でございませんので、どちらにも分類はしておりません。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな3番の入札制度について、（1）から（4）までの四つの項目につきましてお答えいたします。

まず（1）の入札制度の流れについてというご質問の中で、その手続きと申しますかそれについての手順と申しますか、その辺についてのお尋ねがございました。申し上げます。

最初に、工事の担当課におきまして設計の積算を行います。それを起案いたします。その起案した執行伺いにつきましては、財政課の合議を経まして、予算の科目あるいはその予算の残額等を確認ということを行います。その後、工事の担当課から財政課に対して契約の事務依頼というのがまいります。それを受けまして財政課で手続きを進めまして、入札の公告で必要な期間を設けた後に入札、開札というような、こんな形で進みまして、最終的に契約までいく、こういった流れでございます。

（2）のほうで、設計額と予定価格というご質問でしたが、中身としましては、順序ですとか時期というようなお言葉もあったかと思えます。今ほど（1）のほうで申し上げましたとおり、設計額につきましては、担当課で作成したものが合議として財政課に来るという形でございます。

それと（3）につきましては……、ただ、すみません、その執行伺いの決裁のところについております設計書につきましては、金抜きというような形で決裁になっております。

すみません、戻りまして（３）の工事の設計と執行伺いについてというご質問の中で、その設計額についてどういった人が知っているのかというようなご質問がございました。今ほども申しあげましたとおり、設計書のついた執行伺いの中では、金抜きの設計書という形で添付されておりますので、決裁が終わった後には金額の入った設計書を財政課に頂戴しますが、そのものは封筒に入れて封印をした形で頂戴します。それを厳重に管理しているという状態でございます。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 役職ですね。担当課は当然、設計を作ったところですので知っております。私ども財政課も知り得る立場といえば立場かもしれませんが、金額としては金抜きの設計書で決裁は回ってきているという状態でございます。

次に（４）のほうですが、新聞報道による談合情報についてという通告でございましたが、それに対して対処しなかった理由というふうなお尋ねでございました。

今回の情報提供につきましては、先ほどの林議員のご質問に対する答えと同じようなことになってしまいますけれども、匿名であったこと、あるいは内容が具体的な部分ではなかったという中で、談合情報には当たらないということで、その後の調査というのは行わず、予定どおり執行したものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは学校教育課から４、小学校３年生からの英語教育について、（１）小学校の英語授業の状況についてということで、初めに学年ごとの授業時間についてのご質問についてお答えします。

改訂になります次期学習指導要領は、32年度に完全実施となります。完全実施となったときには、小学校３年生・４年生で新たに外国語活動が年間35時間、５年生・６年生が、現在外国語活動ですけれども外国語科となりまして、教科になりまして、年間70単位時間になります。

現在は、すみません、逆なんですけれども、現在は32年度の完全実施に向けて30年度、31年度は移行期間の措置となっております。移行期間中の措置は、小学校３・４年生では年間15単位時間。小学校５・６年生は年間50単位時間を実施しております。

続きまして、他教科への影響はということですが、小学校の場合は、外国語活動以外の他の国語や算数の教科領域についての時数の増減はございませんので、時数についての

影響はありません。内容的には、外国語は子どもたちのコミュニケーション能力を伸ばすということが目標でございますので、この学習を通して日本語を含めた言葉に関する力が伸びるのではないかというふうに言われております。

続きまして、指導者の資格についてでございますが、小学校は学級担任が行っております。しかし、その支援体制としまして、県で配置されている英語専科教員が市では2名、それから市で配置している英語教諭補助員が2名、ALTが6名、各小学校へ派遣し、学級担任をサポートして授業を行っております。

資格でございますが、小学校の学級担任は、これまでの小学校教諭の免許で授業を行うことができます。県から配置されている英語専科教員については、中学校教諭等の英語の教員免許を有する方で、質の高い英語教育を担うこととして小学校への配置が行われています。それから、市で配置している英語教諭補助員については、取扱要綱に基づいて採用しておりまして、英語力についての具体的な要件はありませんが、英語力を考慮して配置しているところでございます。

続きまして、(2) 中学校の英語授業の状況でございます。具体的な内容で、比較して変わるのかというご質問ですが、中学校の完全実施は小学校の次の年の33年度でございます。同様に移行措置期間となっておりますが、英語の授業時数については完全実施後においても変更はございません。しかし内容については、改訂のポイントとして互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な言語活動を重視し、授業は外国語で行うことを基本とするというような文言も新たに規定に入りました。

続きまして、(3) 2020年からの対応についてということでございますが、先ほど申しましたように、市としましては学級担任をサポートするような体制を組んでおりますので、今後も県の英語専科教員の小学校への配置を踏まえ、適切な支援ができるよう関係課と連携をしながら充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、再質問をします。

まず、大きな1点目の(1)ですね。今後数年後、団塊の世代と言われる方や、高齢化が進み、入所者数が当然増えると思うわけですね。そういう中で、今この現状を見ますと、旭市はかなり厳しい状態なんですね。そんな中で、今後市としてはどのような方策をとっているのかをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、お答えいたします。

団塊の世代を迎えるに当たりまして、今後の政策についてというようなご質問でございます。まず第7期の計画策定におきまして、さまざまなアンケート調査を実施しております。現場をよく知るケアマネジャーからは、旭市で不足していると思う介護サービスは何かという問いには、ショートステイが64.7%で最も多く、そのほか夜間対応型訪問介護、訪問リハビリテーションなどが上位に挙げられておりました。また、高齢者の方に人生の最後を過ごしたい場所はどこかという問いにつきましては、自宅というような回答が過半数を占めております。

このようなことから、第7期の介護事業計画では、地域密着型特別養護老人ホームの整備に加えまして、高齢者の住みなれた自宅や地域での生活を支えるために、最も利用の多い住宅系や居住系のサービスの充実を図るために、小規模多機能型居宅介護をはじめ、訪問介護、認知症の方のためのグループホーム、またはショートステイの整備などの計画を進めているところでございます。

平成37年には団塊の世代の全部が75歳を迎え、高齢化の一層の進展が予想される中でございますが、待機者の削減にもつながっていくものと期待しております。今後、特別養護老人ホームなどの施設の必要性もさらに高まっていくものと予想されますので、施設整備の計画につきましては、第7期計画と同様に、市民をはじめ介護に携わる方々から広く意見を聞きながら、第8期の計画でしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私は、入所に絞って聞いているわけなんですよ。そんな中で、今現状、旭市では、もうてんで足りないわけなんですよ、部屋数が。そんな中で、市内でも民間の老人ホームはありますよ。しかし経営者からは、介護職員の募集がなかなか進まない、そういう声を多く聞きます。それと、また公立と違い、民間企業で働く介護員は給与も少なくて、勤務体系も非常に厳しいと言われているんですよ。そういう中で、市民の安心安全を守る市としては、どのような今後対策をとるのか、7期計画に全くないんですよ。ですから、なぜ現状こんなに施設が足りないのに、7期計画に盛らなかったのか、それをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、お答えいたします。

まず、待機者の数、183人という数でございますが、その中には、実際にはすぐに入らないような状況の中でも、そういう入所が必要になった時にすぐに入れるような対策として申し込んでおくという方も結構な数おります。また、実際に申請をして、空きましたというような状況の中では、実際に結構、空きましたから入ってくださいという状況の中で、すぐに入らない、まだいいやという、そういう方もまた結構おります。

それと、実際に緊急を要したり、どうしても入らなくてはいけないという方については、施設のほうと私どものほうといろいろ協議をして、緊急を要するものについてはどうにか入ってもらえるような形をとっておりまして、本当に入らなくては、どうしても必要であるという方についてはどうにか対応しているところでございます。

それと、第7期の計画の中では、29床の地域密着型の施設を一つ整備することになっております。それと、アンケート調査の結果の中でも、在宅で過ごしたいという、そういった方も大勢いらっしゃる中で、在宅での対応としまして、先ほど申しましたショートステイとかそういったものの整備を第7期では進めて、そういった待機者に対しての対策を講じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、これは施設の整備となるとかなり日数かかるわけですよ、年月がね。そんな中で、いずれにしても先ほど課長が言いましたように、みんな最期は自宅でという考えが多い。しかしながらそれも、これからだんだん介護する人がまた高齢者になってきていますから、できないわけですよ。そのためにはやはり、うば捨て山と言われないように、地元の施設で最期を迎えたいというのが本音だと思うんですよ。それで課長は、どうにかという話ですけども、ただ私らの耳に入っているのは、いや、申し込んでも入れないだろうと、そういうのが多いんですよ。ですからその辺を十分踏まえた中で、これは対応していただきたいと思います。

いずれにしても、それをやらないということは、市の不作為じゃないかと思うんですよ。それについてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、お答えいたします。

施設整備の計画につきましては、実際に数字的には183人の待機者がいるという中で施設整備を進めていかななくてはならないということは十分認識しております。またそういった中で、実際に183人十分整えるだけの施設整備をするとなると、それは当然介護保険料にはね上がってきますので、そういった兼ね合いの中でいろいろ検討しながら、また今後については、当然自宅という方の中でもどうしても施設が必要であるという方もいらっしゃいますので、そういった方々の調査をしっかりと行いまして、次の計画の中でしっかり対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 確かに、介護保険料にこれは当然スライドすると思うんですよ。ただ、そうはいっても、だんだんこれから高齢化していく中で、旭市だって高齢化率が多くなっているでしょう。ですからさっき言ったように、介護できないわけですよ。

いずれにしても、そんな中で、結局今度は、現在でも、先ほども質問しましたが、結局入居待ちやほかの市の施設へ入居者がいる中で、十分それを分かっていると思うんですよ。それとも分からないのか。本来であったら、この第7期に現状の3以上の入居者数等を含めた数字を出していくのが本当だと思うんです。それが全くないのはなぜなんですかね、そういう計画が。

○議長（島田和雄） 高橋議員、（2）のほうに入ったのでしょうか、ただいまの質問は。

○20番（高橋利彦） そうだ、（2）に入っていたな。

○議長（島田和雄） じゃ、（2）の再質問ということで、高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） ご質問の趣旨は、待機者183人、そういった人数をしっかりと把握しての今後の計画、第7期の中においても計画をしっかりしていないではないかというようなご質問でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） はい。まず、特養の入所者数につきましては、現在満床ということで、定員としましては440の定数がありますが、それについて全部満床しておるといような状況の中で、第7期におきましては、地域密着の29床、その整備を進めます。

それともう一つは、先ほども申し上げましたが、在宅での介護サービス、介護支援を受けたいという方につきましての対応としまして、小規模多機能とか訪問看護とか、そういったものの施設整備を進めるという形をとっておりますので、一概に183人の待機者を解決するという方法はなかなかとれません、第7期においてはそういった形で、十分とは言えないにしても、施設整備を併せまして対応していくような計画となっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 確かに地域密着型ですか、やすらぎ園ですか、これ計画していますよ。ただ、市では全然関係ないわけです。あくまでも民間事業なんですよ、補助金は出ますけれども。ただそんな中で、なぜ介護3以上の認定者の実態、それから将来を見越したことが7期の計画に入らないかということなんですよ。本来なら一番これが重要なことだと思うんですよ。これは早く言えば、この計画は市が作ったものじゃなく、ほとんど業者任せだからだと思うんですよ。ですから、要は金太郎あめみたいなものの計画がこういう実態を踏まえた計画にならないと思うんですよ。

そういう中で、生涯活躍のまちづくり計画を推進する中で、首都圏から高齢者を本市に招く中で、老人ホームや老人福祉施設の充実、これが一番の課題だと思うわけです。そんな中で、匝瑳市で九十九里ホームを核として施設が整備、今されていますよね。核家族化や高齢化の中で、老人ホームの整備が、これは急務であると思うわけです。

そんな中で、匝瑳市の現状を見ると、匝瑳市は3以上の要望する人と、それから入所定員ですか、入所定員がずっと多いんですよ、現状。そこにまたこれを造るわけなんです、いづれにしても、このような問題について市長はどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 生涯活躍のまちのアクティブシニア、そういった部分の呼び込みという部分は、これからやっていかなければならないことだと思いますし、そのプロポーザルで上がってきた計画に対して市がどれだけ関与できるのかどうか、予算面、いろいろ事業計画もありますし、それはこれから十分検討していきたいと思います。

ただ、民間の第8期の介護計画については、いろいろと希望の企業もありますので、そういった部分を真剣に。先ほど高齢者福祉課長から話がありましたように、連動して介護保険料がかなり上がると、7期の計画を立てた時もそのことについては十分議論して、高齢者福

祉課長は今の課長でなかったもので、そのいきさつは分からないと思いますけれども、十分議論して、300万円ぐらい恐らく1床増やすについてかかるわけで、国からの補助といろんな部分を併せて、今回29床の地域密着型の施設が妥当ではないかというような部分もありましたし、これからそういった部分で183人待機ということであれば、事業所もかなりいろいろ触手を伸ばしてくれると思います。

また、生涯活躍のまちにも、市内の事業所が取り組んでもいいやという事業所もありますので、それを期待しながら、今最終審査でやっているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 確かに保険料が上がるのは分かるんです。しかし、それはそれ、計画は計画でどうするのか。ただあれでしょう、市の計画はみんな業者任せ、あなた任せでしょう。やはり市としても、ある程度それはやっていくべきだと思うんですよ。そういう中で、この問題、全然7期に入っていないんですよ。ですから、そこで先ほど言いましたように、ただ業者任せの計画を作ったからじゃないかと、私はさっきも聞いたんですが、ここで本当に作ったのか、その辺も含めて。これはある程度業者に任せていると思うんですよ。金太郎あめみたいになっていると思うんですよ。そんな中で、この計画を作るのにまた幾らかかっているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、お答えいたします。

まず第7期の計画の策定に当たりましては、業者任せではないかというご質問でございますが、業者委託しないで職員が作るべきではないかということでございますが、まず業者委託する内容につきましては、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に係る調査結果や介護保険事業の運営状況、また介護保険給付等の実績及び分析、それと国・県から提供されたデータや基本方針を踏まえた見える化システムの活用による分析、それと計画書の印刷・製本、概要版の作成など、そういったものがございます。そういった専門的分野を、その知識、技術を持っている専門のコンサルタント等に委託することによりまして、事務事業の効率化が図られ、よりよい計画になるものと考えております。

また、計画作成に当たっては、旭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を設置いたしまして、提供されたデータ及び分析並びに収集資料によりまして、本市の実績に応じ

た計画になりますよう策定作業に取り組んでいるものでございます。

また、委託費でございますが、およそ作成に当たっては、これは計画の印刷・製本等も含めまして、作成支援等一切で280万円程度というような金額になります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、（3）の生涯活躍のまちですか。この再質問をしますが、先ほど課長の答弁では、これにつきまして、何ら考えがないわけですよね。そんな中で、計画の中では中央病院を核として医療福祉の拠点とされていると言われているんですが、じゃ、中央病院との連携の検討結果などを含めた、その具体的な内容についてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 中央病院との連携の検討の結果ということでございます。中央病院のほうからは、ソフト的な支援等についてご協力いただけるということで回答はいただいております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、そのソフト的な支援というのはどういうことなんですか。あの計画にうたっているのと全然中身が違ってきちゃうと思うんですがね。具体的なソフトの計画。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の3回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それは健康教育とか、いろいろなソフトの事業を想定しておりますが、あくまでも生涯活躍のまちのこの事業につきましては、事業者からの提案に基づいていろいろ計画がされていくわけで、その計画が出てきた時点でいろいろまた再度検討して、中央病院からも協力を得ていくという形になります。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、生涯活躍のまちというのは、市は全然、早い話、関係なく、全部業者任せということですね。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 事業者の募集要項にも記載しておりますが、市は事業目的と事業趣旨、コンセプト等を提示しまして、その事業に沿うような形での提案がなされると。ところがそれは、いろいろな機能の項目が多数ございますので、その全部が満たしていないと駄目だということにはしてございませんので、その中から提案事業者がチョイスしてくるという形になりますので、正直言いまして、今現在提案されてきた内容から具体的な計画が見えてくるという順番になりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 鳴り物入りのあれですね。生涯活躍のまちですが、全然市が何の基本理念もないというのは私もびっくりしました。

次に、大きな2の市有財産ですね。新庁舎建設後の旧庁舎などの跡地についてでございますが、これにつきましては、9月議会で新庁舎には職員駐車場がない、そのためには今借りている職員駐車場、そしてこの庁舎の跡地も駐車場にということですが、都市公園を物理的、理論的にどのように駐車場にするのか。

また、市として借りている職員駐車場、これは公用財産、または公共用財産だと私は思っていました。しかし、先ほどの答弁では全くとんちんかんなことを言っているわけですよ。じゃ、そこに、職員が常時駐車占有するということができるのか。また、賃借料をもらうということであれば、これらの土地に私権が発生するわけですよ。これは違法ではないのか。これらを含め職員駐車場はどのようにするのか、いずれにしても、先ほど、いや、市のものではない、借りているから、しかし最終的には、これは公共用、借りてもですよ。じゃ、公共用、それから公用でなければ何のために借りたのか。その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、私のほうから回答させていただきます。

二中前の今借用している駐車場、何のために借りたのかということでございます。これはやはり何度か答弁させていただいております。旧旭市、平成3年当時、この庁舎の中庭にもととは職員駐車場として利用しておったわけでございますが、やはりどうしても来庁者、市民の皆さん等が駐車するスペースがない、または選挙時の期日前投票であったり、毎年度あります年当初の確定申告等で、どうしても手狭で仕方がないというような中で、旧旭市において、近隣の施設について駐車場確保のために検討したところでございます。

ですから、当初の目的はあくまでも、この駐車場に停めておった職員の車を動かすため。
ですからその上に何度も回答しておりますが、大きな駐車場でありますので、いろいろなや
はり確定申告時期であったり七夕であったり、二中の行事等もそうですが、いろんな部分で
も利用しておりますといった答弁は、繰り返させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いろいろ理由をつけていますけれども、先ほどの行政改革ですか、課
長の答弁、私は何にもなっていないと思うんですよ。私は、これは公共か公用かと聞してい
るわけですよ。市は借りる、買うときには、普通財産じゃ買えないでしょう。行政財産でな
くちゃ買えないわけですよ。そんな中で、公用、公共用が出るわけですね。

それで皆さん方がそういうことを言うなら、なぜ条例を作ってやらないのか。駐車場料金を
職員に払ったっていいでしょう。それから、駐車場として公然と借りたっていいでしょう、
理由が立てば。そんな中で、職員に払う手当、これは地方自治法にあると思うんですが、じ
ゃ、自治法で例えば駐車場手当、これ作れるのか。作ればその根拠をお示しいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員、今の質問ですけれども、（3）の公共用財産、公用財産
の定義についてというところのほうに……

○20番（高橋利彦） いやいや、まだ。

○議長（島田和雄） そこには、それとはまた別で。

○20番（高橋利彦） 1のあれでやっていますから。どっちにしてもみんな関連ありますか
ら。

○議長（島田和雄） それでは、高橋利彦議員の3回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ちょっと今、前座があったようでございますが、最後のまとめとし
て職員手当というようなところでおさめたようですから、答弁をさせていただきます。

高橋議員、これについてはやはり前にも同じ質問をいただきまして、まさしく職員手当、
これにつきましては、地方自治法で二十幾つだったか忘れましたが、そこでこういった手当
に支給できると限定列挙されております。それを受けて、旭市条例の中で旭市に合ったそ
の条例というものを制定しております。ですから、全くその駐車場手当なんていうものは地
方自治法にありませんので、そういったものを新たに作ってというようなことはできません。
これは以前答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、職員手当が法律またはこれに基づく条例により支給されることを明らかにしている、これは法律により、制限列举であり、地方公共団体が独自に、これらのほかに他の手当を設けることは地方自治法の規定に違反するということ。あなた方はこれを知っていて、そういう逃げ口上ばかりをやっているんですよ。

先ほど答弁を求めたって、借りているものだから関係ないと。自分らの都合のいい答弁をされたら困るんですよ。市長、どう思いますか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） これまで長い期間にわたって高橋議員からお話がありました駐車場の問題であります。法に違反しないような整備を、これからきちっと進めていかなければならないと、そんなようには私も思っているところでありますので、新庁舎建設までの間いろんな部分で、その法的な整備も、そして根拠も、そういったものをしっかりと作っていききたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは（1）でいいですね、まだ。もう1回だから。

○議長（島田和雄） 今度（2）ですね。（2）のほうに、新庁舎の建設のための都市計画見直しについて。そちらのほうの再質問ということでお願いします。

○20番（高橋利彦） それでは、都市計画見直しについてお尋ねしますが、これは日の出山公園だけでも条件が十分クリアできたのに、なぜ都市公園を増やす理由があるのか。また、文化の杜公園でも1日50人から100人の利用者、そしてこの庁舎の近くの中央公園も全く利用者がいない現状で、この庁舎跡地も都市公園となるわけでございますが、都市公園は都市公園法で全く市の自由にはなりません。そして利用者がなくても施設の維持管理費はかかります。下水道事業が毎年4億円もの貴重な税金を無駄に垂れ流しているように、金額はともかく二の舞にならないかと私は思っています。そこで、なぜ条件がクリアできたのに増やさなくちゃならないのか、それらを含めて市長にお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 日の出山公園だけで条件が満たせるのになぜそちらの――

失礼しました。天神公園だけで条件が満たせるのに、なぜ日の出山公園も整備する必要があるのかということでもよろしいですか。逆か。日の出山公園だけでいいのに、なぜ天神公園も整備するのかという話ですかね。

先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、代替公園ということで、文化の杜公園が用途廃止をすると、約1ヘクタールですが。本来であれば、その近辺、接する部分でその部分を公園として代替施設を設けなくてはいけないというのが原則ではあるんですけれども、ちょうどこちらの跡地のほうが利用できると。しかも近いので、防災機能なんかを一体化して文化の杜公園とさらに活用できるんじゃないかということで、こちらのほうをまず代替公園として位置づけをしました。

ただ、こちらのほうの面積が0.7ヘクタールという廃止面積しかございません。廃止する面積は約1ヘクタールですのでちょっと足りないということで、ちょうどその時に築山施設として矢指の地区に現在の日の出山公園を建設中でしたので、そちらのほうを既に着手はしていたんですが、代替公園として、都市公園として位置づけるということで、面積を補完するということで協議が調ったと、こういう経緯でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） あのね、ここは足りない、現庁舎の跡。結局代替としては0.7ヘクタールですから、向こうが1.1ヘクタール。じゃそこで、なぜここを、向こうだけで足りたものを、何でここを、現庁舎跡地を代替公園にするのか。代替公園にしたら、さっき言ったように、もう都市公園法でこれは市でもにっちもさっちも動かないわけですよ。代替公園にしなけりゃ、じゃ、市でこの土地がもう要らないから普通財産にして売ろうとか、自由がきくわけです。それが何もできないわけですよ。それでもう公園にしたら、普通の公園じゃないですから、隣だってほとんどお客がない、文化の杜だってほとんど利用者がいないわけですよ。そんな中でなぜやったのか、その辺市長にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 日の出山公園は、当初から公園としての整備ではなかったわけで、津波避難のための施設として当初から計画をしていたわけであります。そしてまた、県との協議をする中で、0.7ヘクタール、隣接の公園としてはちょっと少ないというような県の意向も

ありまして、今建設中の日の出山公園、築山公園、それをこの代替の公園として認められないのかというような交渉をした中で、県はそれではそれも含めて代替として認めようというようなことになりましたので、そっちもこの代替公園というような形で進めたところであります。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは2回目だよな。

○議長（島田和雄） 4回目ですね。

○20番（高橋利彦） 4回目。じゃ、4回目で、都市計画を見直し、都市公園の面積が変わったわけですが、その中で交付税では、都市公園の面積が基準財政需要額に算入されるのか。その場合、現庁舎跡地が都市公園としていつから交付税の対象になるのか、そして影響はどのようになるのかお尋ねすると同時に、じゃ、向こうが都市公園として認められた中で、なぜそういう、市として、早く言えばどうしようもない土地になっちゃうわけでしょう、都市公園は。それは利用者がいるといえまだ、それはただ理屈になっちゃう。利用者がいない中で、なぜここをその時点で外さなかったのか、それをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 公園に関して、交付税という観点からのご質問がございましたので、財政課がお答えいたします。

公園につきましては、ご質問の中にもありましたように、交付税の基準財政需要額の中で経費として算入される部分がございます。ただ、手元に今細かい積算は持っておりませんので、数字につきましてはご容赦いただきたいと思います。

いつからかというようなご質問もございました。交付税が算入されるのは、交付税、公園としての供用開始となって、交付税の面積として数値に取り上げられてからということになります。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、3の公共財産と公用財産の定義についてであります。先ほども、これはそこにちょっと入っておりますので、市が借りて駐車場としている場所は公共財産になると私は考えておりますが、答えをお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 市が借りている駐車場、これは公用財産ではないかというご指摘でございますが、これにつきましては……

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（小倉直志） 公共でも公用でもございません。先ほども申し上げましたが、公用財産あるいは公共用財産という分類は、行政財産を分類する形でございます。行政財産と普通財産をもって、一番大きなくくりで公有財産というふうに地方自治法では定められております。地方自治法の公有財産の定めであります第238条第1項の本文を読み上げますので。「この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるものをいう」となっております。所有しているものではございませんので、当然公有財産ではない。したがって、行政財産たり得ない。ということは公用財産でも公共用財産でもなり得ないということでございます。法律の解釈ということではなく、法律に書いてあることそのものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、この駐車場は、法的に何を目的に借りたのか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の3回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 目的につきましては、先ほど総務課長より答弁のあったとおりでございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 借りても所有していても、結局要は、最終的には公共か公用か。公有か公共か、二つでしょう。それでなかったら、本来なら借りられないわけですよ。借りるも買えないわけですよ。じゃ、普通財産として買うの、今の現状でできますか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 前段のほうのお尋ねですけれども、公共的な目的がなくて買えるかということですよ。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（小倉直志） 通常でありますと、目的がなければ買い入れは当然行わないわけですから、新たに必要の土地が必要になって土地を購入したりということになるかと思えます。

それで、目的がないと借りられないのかということにつきましては、目的があって借りている現状でございます。ただ、財産の分類としては先ほど申し上げたとおりでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問しますが、執行伺いの中で設計額が記載されているということですが、入札を行う前に記載されている書類があるということは、決裁者が全て把握していることになります。当然、最低制限価格は道路工事の場合70%になりますので、もし応札者が知っていれば、その金額以下にはしないと考えます。

直近の入札関係で最低価格と同額、または数千万円の金額で数万円の開きしかない応札した工事が数件ありますが、直近の中で入札した件数と開きのない件数をお尋ねします。

事前に応札者に設計額が分かっていたのではないかと伺います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 入札といいますか、落札の結果の中で最低制限価格と同じ額でなされたものがどのくらいあったかというご質問というふうに受け止めました。

平成29年度で申し上げますと、財政課扱いのもので当然でございますけれども、土木で11件ございました。ただ、30年度は今まだ途中ですので、29年度の分の数字だけお答えします。

建築も1件ございました。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 最近も設計額が判明していたような金額での応札が数件ありまして、明らかに業者に設計額が知られていたとしか考えられません。

市では設計金額の情報をどのように管理しているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 設計額の管理というご質問でございます。先ほどの答弁と重複する部分があるかと思いますが、お許してください。

設計額については、まず担当課のほうで積算をいたします。その後、財政課合議の時、あるいは課の中もそうですけれども、金抜き、設計書の中で金額を入れない形での決裁を受けております。決裁終了した後は、金額が入ったものを財政課のほうに頂戴いたしますけれども、先ほども申し上げたとおり厳重にまず管理をいたします。

その後、実際に契約を執行する時には、それを確認して執行という形になってまいります。さらにその最終的に入札をする時、開札日には予定価格を作らなければいけませんので、設計額を出しましてそれに基づいて予定価格を設定すると。ただ、それは開札日の当日でございます。実際の入札の札が入るのは前の日の10時ということになっております。そういった時間関係もあることはご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちまたのうわさでは、建設業者の関係する飯岡のKというスナックに何人かの課長の名前を挙げて店に出入りしているとの話があります。今はやりのそんたくするのでもいいでしょうが、しかし今まで長年培って築いてきた名誉も信用も失ってしまうと思うんですよ。そんな中で、そのよううわさにならないよう律していただきたいと思いますが、これにつきまして誰か、課長でも市長でも答弁をお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今、推測、うわさということでお話があったわけでございますけれども、これについてはみんな職員、厳正に当然守秘義務をもって執行しているもの、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいなと思っております。

仮にもそういううわさでそういうことがあったという、そういうふうに言われること自体

がとても心外でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 副市長は心外と言いますけれども、やっぱりよく壁に耳あり障子に目ありという言葉もありますし、何ら根拠がなければ、実名を挙げてここへ何月何日来たという、そういう話は出ないわけですよ。

じゃ、（2）の設計額と予定価格についてでございますが、設計額と予定価格を決定する具体的な、それから金抜きだということは聞いたわけでございますが、設計額は担当者や決裁者が工事に関する執行伺いの添付書類にナンバー等で記載されていると言われます。契約事務依頼書には案件番号が記載されています。この番号は、設計金額を記載してあるのかお尋ねします。

また、先日資料提供のありました執行伺い時の添付書類で、契約事務依頼書の案件番号が黒く消されていましたが、その番号は具体的に何なのかお尋ねします。

私がいただいた中で、こういう書類ですね、いただきました。そんな中であるところで私が調べてもらいましたら、これは16桁の桁なんですよ。そんな中で、これは案件番号であればそんなに長い番号が必要なのか、その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今、資料要求のあった資料の中での文章の中で、黒塗りしてあった部分についてということですが、これは内部の事務的に扱う番号という形での表示にしているものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、なぜこんなに長い番号が必要なのか。それと同時に、この番号はいつの時代から入ったのか。それでこの番号はどこの立場の人が知るのか。これをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） なぜ長いのかというのがまずございました。事務手続きをする上で、そこで我々が事務遂行するために必要な桁数としてそういう形をとっております。

いつからかというのが次にございましたけれども、すみません、ちょっと記憶しておりま

せん。この形をとってかなりの年数になるというふうに承知をしております。

あと、どこが知っているかということでしたでしょうか。そもそも決裁自体が担当課と財政課合議ということでございますので、その範疇ということになってまいります。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これを見たら、普通の案件番号であつたら、最後のけつが1とか5とか6とかになるんですよ。それがゼロなんですよ、みんな。ですから私はこれは金額だと思うんですよ。そんな中で、もし万が一事件になったら、その辺を逃れようと思われてもこれはやむを得ないと思うんですよ。

そんな中で、次の契約事務依頼書の番号イコール……、失礼しました。決裁書は設計金額を知ることができるわけでございます。それらの方が業者に情報を漏らすということもあるわけでございますが、それらにどのように情報管理を行っているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 設計額を知り得る立場の人が情報を漏らすこともあるのではないかとこのご質問かと思えます。

それにつきましては、我々守秘義務ということできちんと縛りがございますので、情報は漏らさないと。私も当然漏らしておりませんし、部下もほかの職員もそんなことは絶対にないというふうに感じております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 誰も漏らしたと言う人は、これはいないと思うんですが、何でこんなに新聞社に確実な情報が入るのか。

次の新聞報道による談合情報ですか、新聞社にそのような内容の投書があつたということは事実ですね。ことわざで火のないところに煙は立たないといいますが、設計金額が応札前に業者に漏れていたのか。市ではそのようなことを確認しているのか。また、そのような事実であれば、その確認方法、現在の取り組み状況についてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 質問の中で、火のないところに煙は立たないというお言葉もござい

ましたけれども、我々から情報が漏れていることは絶対にないというふうに思っております。
確認の方法というようなご質問もございました。

今回新聞に出た案件につきましては、経緯を少し申し上げますと、私どものところに情報提供があったのは開札日の前の日でございました。それもお昼ごろでございました。実際、業者が札を入れるのはその前の日の10時ということで、それ以降に情報という形でございました。入札のほうはそのまま粛々と執行したというところでございます。

したがって、確認といいましても、もう既に札は入っておりましたので、確認という行為はその後特に行ってはおりません。ただ、落札した業者2者からは、誓約書という形で文書を頂戴した後に契約を行ったというところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしたって、誓約書をとったって、仮に事件を起こしたりする、殺人しても誰もしないと言うでしょう、それと同じなんですよ。そんな中で、事前に云々は関係なく、うわさではいろいろある。同額で入れたとか、何とかの場合は、やっぱり1人が年がら年中工事をとっていたら問題があるから、2人同じ金額で入れる、また1万円か2万円変える、その代わり手数料として5%とか、そういううわさもちまたにはあるんですよ。その辺をしっかりと踏まえた中で今後の入札はしていただきたいと思いますよ。

次に、大きな4番目の小学校3年生の学校教育でございますが、小学校3年生から英語の授業が開始され、子どもたちや保護者の方々は当然塾通いも考えます。生活の裕福な方々には塾に通わせることも考えられますが、生活が苦しい方々にとっては難しいことが考えられます。

将来を担う子どもたちの教育の公平性や生活困窮者の保護者の経済的負担軽減につながる政策が必要と考えますが、いかがかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、英語教育の公平・公正ということで、生活困窮者のお話についてご質問がありました。

授業につきましては、どの子も分かりやすいようにということで、学級担任だけでなく、先ほど申しましたようにTT、チーム・ティーチングを組んできめ細かく指導しているところでございます。

塾通いにつきましては、これは個別の家庭の対応でございますので、学校教育課からのほうの答弁は特にということはございませんけれども、塾通いに関係なく経済的に困窮している方の場合には、当課で所管しております就学援助費のほうがございますので、その充実に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、（2）の中学校の英語授業でございますが、先ほど答弁にありましたように、31年度からは中学は英語の授業は全て先生も含めて英語で行うというようになるわけでございますが、現状、それはどのくらい英語の時間で英語だけで授業をやっているのか。

また、そういう中で現在の授業と比較すると高度な知識が必要になるわけです。当然、生徒にも難しい授業となり、生徒間の格差が今以上に開くと考えます。現在でも受験のためなどに塾に通う生徒を多数見かけます。生徒間の英語の能力を伸ばすためにも、新たな施策が必要だと考えますが、市ではどのように対応するのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 中学校で行われている英語の授業ですけれども、現在、年間で140単位時間、週にしますとだいたい4時間程度でございます。

先ほど、授業中に日本語を使わないというか、英語で授業をすることを基本とするというのが新たに入ったということがありましたけれども、これは現在も移行期間中でございますので、各校は英語での授業を行うときに、授業中の生徒の様子ですとか、理解度を把握しながら積極的に取り組んでいただいております。ですので、完全実施になってから急に授業中が日本語がなくなって全て英語になるというような極端な変更はないというふうに考えております。スムーズな対応ができるものというふうに認識しております。

それから、生徒の英語力を伸ばすということですが、当課の所管といたしまして、英語の英検3級の検定料の全額補助がありますので、これについても成果と課題を精査しながら、充実に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そういう中で、結局32年度からですか、全て英語になるわけですが、

現在、発言の半分以上を英語で行っている教員は、ある調査ですよ、6割強だという調べがあります。また、教員の聞く、話す能力にだいぶ問題があるということが出ているんですが、この市内の中学校の現状についてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 2017年度に国が行った英語教育実施状況調査というのがございまして、これは子どもたちの英語力を見るわけですが、同時に中・高の英語教員の英語力も調べておりまして、大学中級程度とされる英検準1級かそれに相当するレベルのスコアなどを取得している割合等を出しております。

国では、中学校で33.6%。しかし政府のほうは中学校では50%以上を目指しております。このような目標値も出ておりますので、中学校の教員の指導力につきましては、こちらも十分に把握しながら対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、たしか28年だと思うんですが、私がこの議場で質問しました中で、中学校の教諭の英検取得者は、全国それから千葉県平均よりも旭市の教員は20%も多い50%持っていたわけですね。そんな中で、毎年実施しているその年の全国の学力テストで中学生の英語の点数が千葉県平均を下回っているんですよ。これは指導方法が悪いのか、ほかに何か原因があるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 申し訳ありません。平成28年度の数値データをこちらで用意してございませんので比較ができませんけれども、英語の学力検査の数値が下回っている原因ということでございますので、これにつきましては学力向上の一番は授業改善だと思いますので、真摯に受け止めて、こちらも研修を充実したり、指導主事が行って校内研究に積極的に参加したりして指導力の向上に努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょうど27年度の結果ですね、先生らは50%なんですよ。だから、全国平均よりずっと上なんですよ。しかしその時、子どもらが44.6%であったんですよ。県な

んかから見るとだいぶ低いんですよ。そういう結果で、そういう中でもう一点、これは3回目でもいいですか。

○議長（島田和雄） もう終わりました。（3）のほうに移ってください。（3）のほうの再質問をお願いします。

○20番（高橋利彦） じゃ、（3）は今、一つやっちゃったから……。

○議長（島田和雄） そうでしたか。

○20番（高橋利彦） じゃ、お尋ねします。参考までに、去年の英語の試験の結果、分かればお尋ねしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。
学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 英語の学力検査の結果ということで……
（発言する人あり）

○学校教育課長（佐瀬史恵） これにつきましては、学力検査の結果につきましては学校で把握しておりまして、市のほうには上げてはいただいて、提出はしていただきませんので、今手持ちはございません。

それから、3年生が英検3級以上相当の英語力を有する者というものはデータでございまして、平成29年度は中学3年生英検3級以上相当の英語力を有する者、全国は40.7%、千葉県は48.9%、旭市は42.1%でございます。

（発言する人あり）

○学校教育課長（佐瀬史恵） 教員の英語力ということでよろしいでしょうか。先ほど申しましたように準1級、それに相当する者ということで、先ほど言いましたように国は33.6%、目標は50%。旭市におきましては、これは平成29年度ですけれども、中学校においては手持ちの資料によりますと58.8%でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 先ほども言いましたように、先生らはレベルが上なんですよ。しかし子どもらがちょっと全国、県を下回っちゃっていると。そういう中で、これは最後の質問になりますが、教育長も以前は教員でありました。中学校での勤務もあり、当然生徒を指導していたと思います。英語の指導方法も中学校では変わります。そういう中で、英語教育の指導をしたことがあるのか、そしてまた教育長はこの準1級をお持ちなのかどうかお尋ねを

します。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 高橋利彦議員の質問にお答えします。

私の免許取得は、小学校そして中学は保健体育と国語でございました。残念ながら外国語、英語はございません。申し訳ありません。

指導についてというところでは、免許外で申請すればやることは可能だったんですけども、私は過去の教員時代は保健体育と国語、この二つの教科を実施しました。英語は残念ながらありませんでした。

しかし、今、非常に英語教育が重要ですので、各学校の校内体制を整えて、しっかり旭市の子どもたちが小・中の学習のつながりの中でグローバルな世界に羽ばたくよう、英語教育はしっかり指導していきたい、そのように考えております。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、英語は世界語でございます。特にオリンピックを控えた中で。そういう中で、世界語という中で、国も今度は英語教育に力を入れていると思うんですよ。そういう中で、先ほちょっと残念な答弁を聞きましたが、結局残念な答弁というのは、先生らはかなり資格を持っている人が多い、しかし子どもらがちょっとレベルが下だと、そういう中で教育長として一番大事なのは、やはり先生らより何より子どものレベルを上げることが大事だと思うんですよ。そういう中で、教育長に頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 答弁はよろしいですか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 最後に激励をいただきまして、大変ありがとうございました。

実は中学校の英語の力をつけるというのも当然であります。が、今度、小学校3・4年、5・6年ととにかく外国語活動と教科になりましたから、私は常々学校訪問の時に、小学校、中学校の先生方のいろんな意味での連携を大事にしてもらいたい。したがって、中学の先生方は、小学校のこの新しい英語の内容を理解してもらおう。小学校は、中学校に行ったらどん

なことを学んでいるかを理解してもらおう。要するにいろんな意味での情報交換ですね。

そういう中で、今回、前年度、小学校の外国語活動、外国語指導ハンドブックというのを先生方の指導が困らないように昨年作りまして、今年度各学校に全て配布して共有しております。こういうのを中学の指導者にもしっかり見ていただいて、小学校段階ではどれぐらいのことを学んでいるのかというのをしっかり把握して、中学校でもこれを役立てるということで、しっかりと小・中の連携を図って英語教育を充実させてまいります。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（島田和雄） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。

平成30年第4回定例会において、今回、私は新庁舎建設について、海上保育所の建て替えについて、滝郷診療所について、道路問題について、生涯活躍のまちについて、公務員の守秘義務について、入札問題についての7項目11点について質問いたします。

質問項目が多いので、分からない点は自席で再質問いたしますので、答弁は手短にお願いいたします。

なお、質問に入ります前に、議長にお願いがございます。

市長の孫の件から始まった今年の議会、不穏当な発言あるいは議事録削除ということが何度も行われました。質問を受ける立場、擁護する人たちからは不愉快、聞かれたくない発言もあろうかと思いますが、質問者からしたら当然のことで、どちらが不穏当なのか非常に微妙な問題であります。

当たり前のことですが、この議場に入れるのは4年に一度の市民の審判を受けて選ばれた20名の議員だけであります。他の人は何人たりとも、この議場に入って議長の許可なくこの赤じゅうたんの上で発言することはできません。議員の発言には重みがあります。

国会では、ご存じのように、議長、副議長に就任した議員は会派を離脱します。公平性を維持するためであります。どうか、市民から誤解を受けないよう、公平・中立な議事運営を強くお願いをして、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、新庁舎について伺います。

この件については、過去に私は、庁舎の位置決定から始まり、何度も何度も質問をしてきたところであります。振り返りますと、建物についてはもう高層の建物は時代遅れである、市内を見てもどこを見ても、ショッピングセンターやホームセンターなどはみんな平屋です。経費や人件費、利用者の利便を考えて平屋ということではどうでしょうか。あるいは先日も、東総文化会館の隣の県立東部図書館が県下へいただけるので、これを利用して本庁舎はコンパクトに建設してはと提言をしてまいりました。

先日、全員協議会でスライドを見させていただきました。新庁舎の映像であります。迫力ある映像に、立派な庁舎ができるなと感じた人、あるいはこれから人口が5万、4万と減っていくのに、何でこんな立派な庁舎が必要なのかと思う人、さまざまだと思います。

先日は、工事の発注方法ということでご説明がございました。もうここまで来てしまったのかなと残念な思いです。発注方法について詳しく説明をお願いいたします。

2点目として、将来の維持管理費について伺います。

先日の議案質疑でも申し上げましたが、この質問に関しては何名の方も質問に立ちました。市の体育館の屋根を直すのに3億円以上かかるという議案でありました。この庁舎も、将来の維持管理費は相当かかると思います。どのぐらいかかるのかお願いをいたします。

次に、海上保育所建て替えについて伺います。

合併の時の旧海上町の要望であった海上保育所の建て替え、完成が待たれるところであります。今後の予定について伺います。

それと、隣接している滝郷診療所について伺います。

築後年数も相当たっております。一時期は中央病院の医師の派遣がなかなかかなわず、週に3回から診療日数は週に1日、しかも毎回来てくれる医者が変わる。これでは当然患者は減ります。診療所の存続にかかわる危機になったのですが、当時委員長をお務めになったあり方検討委員会の佐久間議員をはじめ、委員の皆様のご努力により、現在の存続がかないました。

今、中央病院へいきなり行くと5,800円の医療費が余計にかかりますが、この診療所だと、朝、早目に行って紹介状を書いていただくと、そのまま中央病院へ行く、そうすると優先的に診てもらえますので、1日でもう全部済むんです。非常に助かっております。患者数も戻ってきていると思います。患者数の推移、そして建て替えの時期が来ていると思いますが、併せて伺います。

道路問題について伺います。

蛇園連絡道についても何度か伺っているところであります。これは、先ほど資料をいただきましたら、当初の予定では平成21年から始まって26年には完成する予定でした。工事費はたしか2,400メートルで15億円だったと思いますが、その後この工事費が10億増えて25億円、完成の予定年度が平成31年ですが、とても今のままでは完成するはずがございません。どのようなになっているのか伺います。

次に、生活道路の整備について伺います。

毎回聞かされるのが、この道路と毎日利用する生活道路の一向に進まない未整備についてであります。片やわずか2.4キロに二十数億円、片や毎日利用する生活道路、簡易舗装でもいいからやってくれというお願いが、優先順位があるからとか、あるいは予算がないからという理由でなかなか進みません。

周りを見ますと、例えばこの後、生涯活躍のまち、人口を移住して人口を増やすというようなこともあろうかと思いますが、ここにおられる林晴道議員の地元嚶鳴地区では、もうここ一、二年のうちに住宅が二十数軒建っています。ここが、道路が広ければもっともっと家が建つんですよ。道路をやる分には、業者がセットバックして2メートルずつセットバックして、なおかつ消火栓も自分で用意する、あるいは防火水槽も自分でやると、こういうところにお金を使っただけであれば、黙って住宅が増えると思います。駅から近い本当の一等地です。まだまだ人口が増える余地が幾らでもありますので、こういった点の道路の整備をやっていただきたいなど。あんなに狭い道路でもあれだけ家が建っているんです。そういったことをお願いできないのか、このように思います。

あと、同じ道路でも、これは市には直接関係ありませんが、私どもの滝郷地域を旭笹川線という一本の幹線道路がありますね、ご存じでしょう。幾世の料亭才兵衛のあるあの道路ですが、あの道路は県の道路ですが、前県議、宮内県議の時にあの道路の水路の、非常に危険で水路がそのままなんです、それにふたをしてくれることになりました。総延長たしか2キロぐらいだと思いますが、1回に予算が20メートル、30メートルくらいしかつかないんですよ。これでは何十年もかかってしまうと言ったら、いややっているからいいじゃないかということで納得をしたんですが、この道路、もう四、五年全く手つかずのままです。これはどうなっているんでしょうか。市道ではありませんが、建設課の方々はご存じでしょう。どうすることでこの道路がもう工事ができなくなっちゃったのか、そこを伺います。

5番目として、生涯活躍のまちについて伺います。

現在の進捗状況について、どのようなになっているのか改めて伺うものであります。

質問の大きな6番目、公務員の守秘義務について伺います。

地方公務員には、国家公務員に準じた公務員倫理規程から始まり、地方公務員法により厳しく縛られております。先ほども何度か出ております守秘義務もその中の一つでしょう。

何年か前から、ある人が税金を払っていないという話が出ておりました。私は単なるデマかと思っていましたが、どうも本当のことらしい。一般の知り得ないこの情報、公務員の守秘義務について、どのようにお考えか伺います。

最後に、入札問題について伺います。

この問題については、今会議中、6名の議員のうち4名の議員が質問を行います。重複する面もあろうかと思いますが、私なりに視点を変えて質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

先ほど来から聞いておりますと、市に入った情報は、匿名であるとか、内容についての説明がないということで取り上げなかったということですが、この内容、どのような文面だったのか、詳しくその文面のまま教えてください。業者の名前は言わなくても結構です。

それと、その後の先月の末に、やはりこれも大きくマスコミで報道されました。市長が管理者を務める東総広域市町村圏事務組合のごみ処理場の入札契約であります。

落札価格33億4,200万円、二つのグループが同じ入札額で、くじ引きで業者が決まったと。これは新聞記事の内容ですよ。一部議員からは、特殊な工事もあり同額になるとは考えられないなどといった意見が相次いだそうであります。そして、価格漏えいの疑いがあるということも指摘されているそうであります。副管理者の匝瑳市長は、数字を聞いて愕然とした。本当に偶然の中の偶然と信じておりますが、当組合の管理者であります旭市長の談話が載っていませんがどうしてなのでしょう、併せて伺います。

次に、最後に2点目として、今後、本市では庁舎建設や体育館の大規模な改修、小・中学校へのエアコンの設置、道路新設などさまざまな工事が発注される予定であります。談合の情報等が寄せられますと、先ほどから誰が知り得る立場かとかいろいろな質問がございましたが、証拠がなくても世間は談合情報があったものとみなします。担当の職員のストレスは大変なことだと思います。今後、どうもこれは改革をする必要があると思いますが、どのようなお考えがあるのか伺います。

なお、再質問については自席で行います。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから木内議員通告項目の大きな1点目の新庁舎建設と、大きな6番の公務員の守秘義務といったようなことで答弁をさせていただきます。

まず1点目、新庁舎建設についてということでございますが、まず、前段で木内議員2点ほどお話がございました。従来から平屋でといったような指摘をしているということでございますが、私ども建設業者に確認しましたところ、確かに平屋だとすれば通常であれば階段であるとかエレベーター等が必要ないから安いと……

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） では、発注についてのことを言います。

建設工事の入札及び発注方式につきましては、一般競争入札方式で分離発注を予定しております。分離発注につきましては、総務省及び国土交通省通知によりまして、地域の建設業の受注機会の確保を図る視点から行うもので、本市においても飯岡中学校や旭中央病院本館の建設において分離の発注を行っているところでございます。

工種につきましては、建築、電気、機械の3工種を予定しておりまして、市の特定建設工事共同企業体取扱要綱によりまして、対象工事の規模から3工種全て共同企業体、JVでの発注を予定しております。

続いて、2点目の維持管理ということでのご質問について回答をさせていただきます。

平成29年度の決算での庁舎管理費で申し上げますと、現本庁舎をはじめ各支所及び第二市民会館や青年の家など、新庁舎に配置を予定している部署での年間維持管理費は約9,000万円となっております。その中には、維持補修費1,200万円、これは年間50件ほどの修繕工事等も入っておりますので、その1,200万円を除きますと年間約7,800万円となります。これを新庁舎で想定いたしますと年間6,400万円ほどになりまして、約1,400万円の節減となります。

続いて、大きな6番、公務員の守秘義務についてということで、どう考えているかということでございます。

秘密を守る義務として、地方公務員法第34条第1項では「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」というふうに定められております。本条の趣旨でございますが、地方公共団体の事務は住民の信託を受けて行われるものでございます。情報がみだりに外部に漏えいされた場合、行政に対する不信の念を引き起こすことになるほか、当該地方公共団体の利益を害することがあるため、職員に対して職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとしているものでございます。

次に、職員が守秘義務違反した場合どうなるかについてお答えさせていただきます。

職員が守秘義務違反をした場合、服務違反として地方公務員法第29条によって懲戒処分、戒告、減給、停職、免職の対象になると同時に、同法第60条第2項の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金という刑罰の対象になります。

なお、旭市では、守秘義務違反として過去に懲戒処分を行った事例はございません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 項目2、海上保育所の建て替えについてのご質問についてお答えいたします。

海上保育所改築事業につきましては、2020年4月の開設を目指し計画を進めております。現在は本年度の改築工事に係る実施設計業務を設計業者へ委託し、業務実施中でございます。

それでは、今後の予定についてですが、工事の日程につきましては、2019年度に入りましたら契約事務を執行してまいります。6月議会での議決をいただければ、建設業者と契約締結後、まず建物本体建設工事を施工いたします。新園舎が完成いたしましたら、旧園舎からまず児童は新園舎に移っていただき、その後に解体撤去工事、外構工事を施工してまいります。また、工期は2019年7月から2020年3月までの予定でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、私のほうからは3番滝郷診療所について、まず（1）患者数の1日当たりの推移ということで、過去5年に絞らせていただいて報告させていただきます。

1日当たりの平均患者数でございますけれども、平成25年度が30.9人、26年度が32.2人、27年度が33.8人、28年度が35人、29年度が35.7人と微増ではありますけれども増加傾向となっております。

続きまして、（2）の建て替え時期ということで、私のほうから建設年月日ということでお答えさせていただきたいと思っております。現在の診療所でございますけれども、昭和46年3月に完成いたしております。今年で47年が経過しているという状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、4番目の道路問題についてお答えします。

初めに（1）の連絡道路はどのようなになっているのかというご質問です。

木内議員に確かに、何回もこの関係に対してはお答えしているところですが、なかなか進んでいないのが現状でございます。計画では、平成22年度から社会資本整備総合交付金事業として着手しているところです。それで、工事のほうも順調に進んでいる中で、実質1名が用地買収ができていないということで、現場のほうは止まっている状況です。この地権者につきましては、現在も交渉しておりますが、なかなか合意に至っていないという状況でございまして、極めて困難な状況でございます。

それと、J Rの横断工事が今年度からJ Rとの施工範囲、用地等の具体的な協議調整を図っております。そうした中で、31年度から着手できるように現在準備を進めているところで、よろしくお願いします。

(1) は以上の内容です。

次に、生活道路の整備についてです。

確かに、生活道路はなかなか整備が進んでいないというのが現状だと理解しているところです。生活道路の整備につきましては、各地区からの要望に基づきまして、現状を考慮し計画的に実施していきたいというふうに考えております。整備につきましては、原則4メートル以上の幅員が確保されることとしておりますが、生活道路の中には耕作物とか建物、支障物件等々ございますので、移転が難しいなどいろいろな条件がございます。そういったことも含めて、今後は柔軟に対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにしても、道路の利用状況、緊急性などを考慮して生活道路の整備は進めていきたいというふうに考えておりますのでお願いします。

あと、県道ですか、海上の県道小見川海上線だと思います。この路線、確かに歩道にふたをかけて整備が進んでいました。現在、止まっている状況です。うちのほうも承知しているところなんですけれども、なかなかこれが県のほうにはお話は当然しているんですけれども、なかなか工事が進んでいないという現状ですので、県のほうにもいろんな面でお願いしているところがございますので、これも含めて要望していきますということでよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 私のほうからは、5番目の項目、生涯活躍のまちについて、現在の進捗状況についてということでございました。

10月1日から事業者の募集を開始しております。それで、10月22日には募集要項に関する説明会を開催し、15者30名が参加をいたしました。それで希望のあった団体でございますが、11月16日から11月20日の間に5団体の個別対話を実施しております。なお、事業計画提案書等の提出期限は12月17日から26日までとなっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな7番についてお答えいたします。

その中の（1）談合情報についてというご質問の中で、寄せられた情報の文面を教えてくださいというご質問でございました。大変長くなりますので、内容の趣旨が変わらないような形でお答えしたいと思いますのでお許しください。

一般競争入札中止願いとというタイトルでございました。

差出人は旭市をよくしたい会代表者となっております。お手紙でいただきました。

消印は銚子市の郵便局の印でございました。受領したのが、開札日であった10月10日の前日のお昼ごろでございます。

内容を言いますと、公告の25号と27号、この2本の案件について、8月27日に公告がなされ、開札日は10月10日の10時となっていると。当該工事は大型工事で、我々旭市民にとって大変興味を持っていると。

この工事は、旭市の〇〇と旭市の〇〇が落札することが決まっていると騒がれている。予定価格を既に入手しているため、予定価格の70%の金額で入札することが決まっていると。このような状況下で不公正である入札執行は絶対に許されません。今回は入札執行を即中止すべきである。国や県が時間と労力をかけて調査した結果、入札制度を改定している方法に準じた入札制度に即改定すべきである。

香取市は、法制度が改定し、国・県の状況を見て即入札制度を改定するなどしている。よいやり方はお手本にしたほうがよいと思います。香取市も含めてですが、近隣市町において官製談合の疑惑が一切生じない方法として、予定価格を公表しています。そうすることによって、我々一般市民でも、建設業者でも、市議員でも100%官製談合がないことが明白になります。旭市職員が全ての市民や納税業者に対し公平かつ公務員としての職務を全うしてくれる旭市になってくれることを心から願います。

こういった内容でございます。

もう一点、東総広域の入札の件がございましたが、私は承知しておりませんので、後ほど。

(2)のほうの今後の取り組みということで、何か改革する方法はあるのかというような趣旨のご質問でございました。

今の文面にもあったこととつながるのかもしれませんが、午前中の林議員のご質問に対してお答えしたように、今最低制限価格の改定とかというのを進めておりまして、来年から実施するような形で進めております。それを一つやるというのが方法の一つかと思っております。

ただ、入札の制度につきましては、これが100%大丈夫だという制度はいつまでたってもなかなか難しいのかなというふうに思っております。時代時代に合わせて新しく制度を取り上げる、あるいは改革していくこと、それが大事なのかなと、このように思っております。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 市長。

○市長（明智忠直） 先ほど、東広の契約についてご質問がありました。東広の議会の中で匝瑳市長が愕然とした、そしてまた偶然中の偶然ではないか、全て信用する以外ないというような発言をしました。私のほうが発言がなかったということでご質問がありましたけれども、私のほうには質問の要求がなかったわけで、回答もしませんでしたけれども、匝瑳市長と同じように信じがたい状況だなと、そのように思った次第であります。

しかしながら、今そういった不正があるとすれば、司直の手が動くのではないだろうかというような思いで、それには絶対に信頼を、職員あるいはまた業者にも信頼をする以外ないと、そんなような思いでいたところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、新庁舎建設について、工事の発注方法について再質問を行います。

分離発注ということで、これは全ての電気だとか、全部これ J V を組むんですか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 私のほうから答弁させていただきますが、基準のほう、J V の取扱要綱ですね、市の要綱でありますと、土木、建築それから設備、全てその基準金額を上回る予定でございますので、全てが J V になろうかと思っております。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これを聞くと、何か J V を組むとその地元の業者は大した利益が出ないとかこんな話を聞くんですけれども、全部金額によって大手、東京に本社があるとか、そちらと組まないと、例えば何か分かりませんが電気だとかそういうので、地元同士の J V というのはないんですか。電気工事、地元の電気屋同士の J V とか、あと小さい工事、そういうのはできないんですか。全部大手と組むんですか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課からお答えいたします。

地元同士で J V とかという方法はできないかということですが、結論から言いますと、残念ながらそこはちょっとできないということが結論でございます。と申しますのは、先ほど総務課長からの答弁の中にもありましたその基準というのもございまして、大きな工事ですと、やはり受ける業者としてある程度の能力というものを持った者が必要でございますので、残念ながら地元の業者ではその点数といいますか、そこに達していないということで、地元では難しいというところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） その建設工事のことはよく分からないんですが、例えば庁舎は50億円、60億円ですけれども、海上中学校なんかは17億円ぐらいだったんですよね。市内の業者で17億円ぐらいの仕事をやるのはどんどんいるんですよね。例えば中央病院の医師マンションだって、あれは20億円ぐらいで市内の業者1者でやっちゃうでしょう。だからそういうのは何でもかんでも従わなきゃいかんのですか。

それとあと、そうすると中央病院のあれなんかやっても、地元の人たちの雇用になるというのって、案外地元の人たちそこで雇用の場はなかったと聞いているんですよ。せっかくの

あれですから、地元の雇用とかそういった面の配慮はできないんでしょうかね。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 同じような答えになってしまうかもしれませんが、地元だけでということは難しいというのが現状でございます。

地元のためにということも当然必要になってくるのは承知しております。そのためにも、J Vを組むということが大事なのかなと思っております。もし大手であれば1社だけでも受注することは可能になってまいります、そうしますと地元が全く入る余地がなくなってまいりますので、大手と地元とジョイントベンチャー、J Vを組むことによりまして、地元もかわれるようになってくる、地元の雇用にもつながると。ひいては後々の維持管理とかという面も考えますと、地元の業者が入るという余地として残るので、そういったもろもろの面を考えますとJ Vという方法がよいのかなということで、今回進めようとしているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ありがとうございます。了解しました。

あと、（2）の将来の維持管理費、これは総務課長、言っている意味が違うんですよ。9,000万円が7,000万円に減るじゃなくて、この間も出ました、体育館の屋根だけで3億円かかるでしょう。ですからここも将来的には、10年ぐらいたったら10億円、20億円という修理費がかかるでしょうという、そういうことを聞きたいんですよ。分かりませんか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

木内議員、やはり前からもご質問がありましたし、議案質疑の折も、要はライフサイクルコストが4倍から5倍かかるといったようなことでの今のご質問かと思います。そちらについてちょっと説明させていただきます。

市のほうでも現在、そのライフサイクルコストにつきましては、基本設計から十分に検討しながら、必要な機能であったり設備を精査し、現在実施設計の最終調整に入っているところでございます。現段階での試算では、この試算といいますと国土交通省の大臣官房室のほうで監修をした資料による積算でございますが、期間を60年間として試算しておりますが、

建設からランニングコスト、維持管理費、それから最終的な解体処分費まで含めておおよそ建築費の3倍程度、170億円程度になるというふうに試算をしておるところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 私が調べたところでは、それは4倍から5倍と聞いているもので、1倍違うだけですけどもね。

いつも言いますけれども、東京都庁、あれは千五百何十億円で、今、改修するのに半分以上の費用、790億円ぐらいかかるんですよ。そういった面から見ても、莫大な維持管理費がかかるわけですよ。年間の維持管理費、東京都庁は40億円ですよ。ですから、ここだって建てたらいいんじゃないんですよ。ですからそういった意味での質問。

あと、体育館のときも、庁舎のデザインもすごくいいデザインですよ。見たらすばらしいですけども、逆にこんなの必要ないという意見もありますでしょう。雨漏りしたって、今度は莫大な修理費がかかると思いますが、ここまで来ちゃっては後戻りできないんでしょうけれども、そういったので、かからないようになるだけ、足場を組まないように2階をやるとかいろいろありましたが、それだってその分の工事費は最初にかかっちゃうわけですから、そういった面のお考え等々、また十分考えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、お答えをさせていただきます。

確かに東京都庁、いろんな新聞報道でも、超高層でもありますし、奇抜と言っていいかどうか分かりませんが、そのような中で相当お金がかかるということでございます。

先ほど私がライフサイクルコストと言った中で、これは国土交通大臣官房の監修のもとという中での、ある程度個別なものの数字がございます。今まで説明してきましたように、イニシャルコストであればまさしく今言っているように57億円でございますが、更新コストとして52億円、この更新がどれだけの大規模な改修をこの資料の中で見ているかどうか分かりませんが、数字的には52億円かかるよと。あと、運用コストでは12億円、保全コスト、法令点検とか保守清掃等も含めて27億円とか、そういったものの積み上げで、旭市役所は現在は60年間の中で170億円ほどということでご理解を賜ればと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、次に海上保育所の建て替えについて伺います。

待望の保育所ができるわけですが、もうご存じでしょうけれども、下にあるJAちばみどりのあの建物が解体されます。そして今の保育所が駐車場で使ってくれていますね。あれも本当に農協には感謝していただきたいと思います。今度遠藤課長にもお尋ねします。あれ、借地料幾らでしたっけ、1万円か2万円でしょう。本当の固定資産ぐらいなんですよね。たったそれぐらいだけで、JAは地元のために、ただ同然ですよ、固定資産でいいと言うんですから。そういう、JAが好意的にやってくれているので、その跡地もバランスを考えて、滝郷診療所だってもう耐用年数が来ているわけですから、建物はだいたい五、六十年で壊れるんですから、そういった配置を考えて設計していただいているのかなと、そんな質問ですので、今の段階では行っているんでしょうが、今度、校舎が一番南に行くわけですね、園庭の一番南に。分かりました、結構です。

じゃ、次の診療所の質問。建て替えの時期がそろそろ来ていると思うんですが、その答えがさっきいただいていないので、どのようなお考えか伺います。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 建て替えの時期が来ているのではないかということですが、今現在、私ども行政改革推進課のほうで、横断的な公共施設等の総合管理を行っております関係で、こちらから回答させていただきます。

滝郷診療所につきましては、今後の公共施設集約化などにより、空いた公共施設等を活用することなども視野に、効率的かつ効果的な施設整備を検討した上で、旭市公共施設等総合管理計画の方針なども踏まえ、来年の9月までに個別施設計画を策定して最適な方法を考えていくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） よく聞こえなかった、その公共施設等とかと言いますが、それは公民館とかいろいろ入るわけでしょう。それとこの診療所は別物だと思うんですよ。同じ公共施設には違いはありませんが、現に患者も増えている、そして保育所も病児保育と併せての保育所ですから、保育所とは切って離せないと思うんですよ。

それと、診療所の場合は、坂になっているわけですよ。あれはだから、もしもお年寄りとかがあそこで転んだりしたら大けがしちゃうので、そういったこともあるので、早急に建て

替えをお願いしたいと、このように思うんです。

遠藤課長、利益の半分以上積みちゃって、今基金は幾らありますか、診療所独自の基金。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 平成29年度末の段階では、約7,300万円、基金としてはございます。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これは自分独自にためた金ですからね、これが増えたのは磯村先生の奥様が来ていただいて、すごい患者数が増えたんですよ。その時の基金がだいぶだと思うんですが、それ以降、赤字が続いて基金も取り崩していますが、また増えてきているということで、そうするとこれは、保育所は合併特例債を使えるんですが、診療所は合併特例債は使えないんですか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） 合併特例債でございますけれども、該当の要件としましては、合併特例債はまず前提に新市建設計画において事業が位置づけられているということが最前提になります。しかしながら、滝郷診療所につきましては、改築の事業の掲載がされておらないため、合併特例債の対象施設とはならないと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうすると、新市建設計画にのせてあれば使えたということですか。

（発言する人あり）

○18番（木内欽市） 残念だったですね。保育所はのっていたんですけども。これは私らの責任ですね。すみません、ありがとうございました。

それでは、続いて蛇園連絡道について。

これは当初の予算から10億円も増えたというのは、トンネル部分の想定外の出費だと思うんですよ。当初、トンネルを5億円で想定していたのが15億円。どうしてこれはトンネルが15億円に一気に増えたんですか。3倍にどうしてなったんですか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） これもたびたび回答しております。確かに当初は金額が安かったという話は、私も聞いております。しかしながら、詳細にＪＲのほうと打ち合わせをしている中で、当然いろいろな人件費だとか材料費、あとルート変更に伴う工事の関係とかいろいろな面がございまして金額が増えたということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○１８番（木内欽市） 当初設計ミスだったんじゃないの。そんなことない。だって５億円で高いと思っていたら、トンネルが、それが１５億円。それで、この話が出た時に、市長は当時の議長に、トンネルが１５億円もかかると、こんなにかかるのならやるわけにいかないなど、こういう発言をしたそうなんです。当時の議長から私は聞いたので、これはいい具合だと、さすがに５億円が１５億円では、これではトンネルはやらないでほかへ行くんだろうと、こう思っていたんですが、当時そう思っていた市長がどうしてやるほうに方向転換になったんですか。市長にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いつそういう回答をしたのか、今記憶に定かではありませんけれども……
（発言する人あり）

○市長（明智忠直） ずっとこの中身、飯岡連絡道については、議論したり精査したり、大坂を通過して上へ上がったのを中で、危険な鶴巻小学校のところを通ったり、大坂の壁をやったりするというような部分で、真っすぐ通そうというような部分で決まったわけで、その中で当時５億円のトンネルの工事、はっきり私もしていませんけれども、トンネルをやるとしたら５億円では到底やれるとは思っていませんでしたけれども、実際その設計でＪＲといろいろ協議をした中で、最初に１５億円くらいかかるというような話を聞きまして、それでも社会資本総合交付金が使えろというようなことと、合併特例債も使えるというようなことの中で、持ち出し資金が少なくて済むんじゃないかというようなことで、みんなの協議の結果、そのほうがいいではないかということに結論が達したと自分では記憶しているところであります。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○１８番（木内欽市） いやいや、５億円でできるわけないだろう、この予算に書いてあるんですからね。それで一番最初の予算が１５億円ですよ、トンネルが５億円だから。トンネルが１０億円増えて、次の予算の書き直したやつは３１年に完成、これが２５億円になっているんですよ。そのトンネル部分の上昇部分だけなんです。ですから、当時は５億円で計算をしてい

たんですよ。だから、どういうことになったかと説明があれば納得するんですよ。トンネル5億円だと、このとおりなんですから。

それとあと、もう一名頑強に反対している方がいらっしゃるということなんですが、今だから言いますが、もう一人いたんですよ、反対している人が。だからそれに無理に交渉、誠意を持って交渉ならいいですが、当時はひどい話だったんですよ。食堂をやっている人で、協力しなかったら食堂を使わないようにしようよなんて、こんな話をしているんですからね。だから、そういう協力しない人を後ろから幾らか圧力をかけるような、そういう交渉だけは絶対にやめていただきたいと思いますよ。できないならできないでしょうがないじゃないですか。別に課長の責任でも何でもありませんからね。地権者がどうしても反対だと言って、これを無理やりやるわけにいかないんですから。だから当然、これは31年度の完成も絶対無理ですね。またこれは延びますね。どうですか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、お答えいたします。

先ほど食堂のお話が出ました。それにつきましては、私のほうでそういったお話はしませんでした。

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） そうですか。一応ご理解いただいたということで理解しております。

それで、1名の話ですよ。確かに1名反対者がおります。しかしながら、この路線につきましては、大半の地権者の皆様の協力をいただいております。地元からも早期完成をということで陳情等もいただいておりますので、そういった意味を含めて、私のほうも土地収用法による用地取得についても検討していかないといけないなというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） その地元からの要望といったって、地元は真に道路を造ってくれという要望じゃないんですよ。それは二、三年前の区長でしょう、要望出たのは。いつまでもあのままのみつともない形で残っているので、それでやってくださいよという、そういう要望なんですよ。要望には違いありませんが、勘違いしないでください。地元から強い要望であれを造ってくれと言ったんじゃないですよ。

先ほどの市長の答弁にもありましたが、あれは飯岡地区の方々が、神栖市へ行くのにだい

たい300や400台の車が通るんですよ。それを通るのに、0207がそれを使って、上の台地を造る、その予定だったやつなんです。それで、前の課長が、有田議員が0207線はどこですと言ったら、下の道路ですと言って、平気で全然違うことを答えていてね、別にあれも、議事録の訂正ありませんがね、0207線を通って、上を通っていく道路だったんです、当初。それがいつのまにかあぁなって、トンネルを掘るという話になって、その時点では知らない間に進んじゃっているんですよ。それはいいです。

それと、生活道路の整備についてです。

先ほども言いましたが、どうしても過疎地は一番最後になっちゃう、道路。ですから、今度やる場合に、一番端から、東庄寄りからたまにはやってくださいよ。いつも真ん中じゃなくて。そういったことも頭に入れてください。結構通行量多いですからね。

それと、あと先ほど言った後草・嚶鳴地区のあの辺もだいぶ家が建っているんですよ、駅の後ろ。道路が狭いんです。あれを全部拡張しなくてもいいと思うんですよ。途中で50メートルにして1か所ぐらい、少し広くて車の交わせる転回場所ですか、そういうのを市が造ってあげるだけでも、住宅は相当増えますよ。住宅が1戸建つと、50から70の業種が仕事もらえるという、そういうことがあるらしいですね。それと固定資産税だって入るし、何よりも人口が増えるじゃないですか。

銚子市の人口が減っている原因の大きな一つは、土地が高いことなんです。幸い、旭市は、海上地区は土地が安いので、人口が増えるんです。それにはやっぱりある程度行政としてそういった整備もしてあげれば自然に、黙っていたって業者が開発して人口増になると思うんですが、この辺いかがですか。

課長は答弁、限界、市長でも副市長でもお答えいただければと思います。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 確かに木内議員の言うとおり、後草の方面、住宅地が建っております。うちのほうでも4メートル以上、何でかんでという話ではございません。建物があれば当然、建物を壊してということは考えておりませんので、地元の協力がありましたら柔軟に対応していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、今のまま2.5メートル前にやっちゃうと車がすれ違いでき

ないから、提案で、途中で転回場所を設けたらと。これは市が用地買収してくれなきゃできないので、それをできれば何ら問題ないと思いますので。そちらのほうもぜひお考えをいただきたいと思います。

続いて、生涯活躍のまちについてですが、今まで応募者が5団体ですか。市内、市外教えてください。住所。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 先ほど、15者来ましたということで言いましたけれども、これにつきましては説明会に来た数でございます。また、希望のあった5団体ということでございますけれども、これにつきましては一応、市内が2、市外が3という感じでございます。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これをやって、その市が5億円お金を整備して人口増を図るということですが、その土地を一般の人が買ったりできるんですか、その造成した土地を。一般の人が、都会の人が移り住んで土地を買おうとか、そんなことはできるんですか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） そこを個人に分譲するというような考えは、市役所としては想定してございません。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） だから、その事業者が売っちゃってもいいんですか。転売。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 募集要項等にも書いてございますが、長く運営していただくということが基本のコンセプトにございますので、結局売っちゃってばらばらにしちゃったら、長く運営するネタもなくなっちゃうと思うので、そういう計画は出ないというふうに想定しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、6項目めの公務員の守秘義務について。

先ほど財政課長は、絶対そういうことはない。そのとおりだと思いますが、みんなない

ないと言って、この間もどこかの入札価格を漏らした疑いでどこかの公務員が逮捕されちゃいましたよね。分かりませんか。係長と課長じゃないか、情報を漏らしたということ。

それで、皆さん方に、匿名というのも分かるんですよ。だって名前を出しちゃったら、幾ら皆さんが漏らさない、例えばその談合情報に匿名じゃなくて実名でやった場合に、これは絶対漏れる可能性がありますよね。それも漏らさない自信がありますか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今の公務員の守秘義務のところでの再質問でございましょうけれども、入札関係ということでしたので私のほうから申し上げますけれども、絶対に自信があるかというとなかなか、はいとお答えするしかないのですが、人間ですので、ただ我々はもうそれは絶対守るということを申し上げるしかございません。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 直接は関係ないんですが、前の議員が面談でその建設関係の一般質問の面談をしたというんですよ。県の許可がどうなっているか、そういう質問ね。そうしたら、翌日にその業者が県に行ってそれを直しちゃったというんですよ。その議員いわく、これは面談をした職員が教えたに違いないと。だからうっかり言えないよと、こういうことなんです。そういったことも守秘義務違反になりますよね。議員がこういう質問をやるみたいだからということで、業者が県に行ってすぐ直しちゃったというんですよ。これはもう漏れているに違いないというんですが、そういったことがあるので、なかなかそれを実名では出ないと思うんですよ。

警察の捜査だってみんな匿名から入るわけですよ。うわさから捜査に入るわけですよ。ですから、仮にそれがあったからといって、守秘義務が本来はあれでやればいいんでしょうが、そういった等の守秘義務、例えば先ほどの税金の未納の人がいるという話もありますが、こういったことは誰かから漏れているんですよ。これは、守秘義務は特別職の地方公務員、例えば市長だとか我々には守秘義務違反はないんですか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。まず、特別職等につきましては、地方公務員法の適用はございません。ですから、例えば首長等がもしそういった不正があるといったようなことであれば、地方自治法に基づく住民の直接請求による解職請求であったり、

議会による不信任決議、そのようなところでご判断されるものと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、最後の入札問題、談合情報について。

これは本当に先ほども言いましたけれども、こういう話が出たら当事者の皆さん方は本当にストレスがたまると言うんですよ。皆さんこれは、ある程度談合があったという目で世間を見るわけですから、疑われているんですから。そういった場合に、最高責任者、市長、こういう話が出て部下に何か話をしましたか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 常識的な話ですけれども、職員はそういった守秘義務を絶対守っているんだろうという話はしました。それだけです。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうでしょうね。普通だったら怒りますよね。こういう話が出て、どうなっているんだと。知っている人を何人か呼んで、お前らのうち誰かやっているんじゃないかと、このぐらい強く言わないと、こういう体質はまた、旭市ばかりですよ、こういう話が出るのが。

これからまた大きな工事があるので、幾ら匿名とはいえ、こういうので新聞紙上やマスコミをにぎわせないように、深く襟を正して、李下に冠を正さず、瓜田に履を納れずですか、こういう態度でいま一度臨んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょう。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この入札問題については、私も市長になってからだいぶ厳しい状況があるわけでありまして、そういった部分では、何でこんなにも旭市はいろんな、最低制限価格近くで落札するとか、談合情報があるとか、そういったことがあるんだろうかというような部分で、かなり職員とも議論をしました。

そんな中で、やはりそういった疑義が、疑惑が持たれないようなやっぱり入札制度というのがあるのではないかと、先ほど林議員の中で副市長が答えましたけれども、そういった疑義が持たれないような入札制度をしっかりと、来年度4月1日から、4月1日よりもっと早くやれと私は言っているんですけれども、それはなかなかできないような条例とかいろん

な部分があるんですけども、それを実行していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうですね、本当に何で旭市だけこんなにと思いますよね、やっぱり。これ以上こんな話が出てほしくないですね。

じゃ、最後に、こういうのが出ないように、今後の取り組みについてですが、前にいた議員が何か分からないけれども、さいころか何かで率を決めるとかなんとかと言っていたことがあったんですよね。不正ができないようにということでしょうが。それで、ランダム係数という入札方法があるそうですが、これだと不正は100%できないというんですが、こういうのはどんな入札方法なんですか。ちょっと聞いたことがあります。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 過去にランダム係数という話が出たことはあったと思います。それは、直前に多少の率を変えるという。今実際に旭市がやろうとしているのは、国・県も実施しておりますそれぞれの工種に率を掛けまして、それを積み上げた最低制限価格にしていくと。そうすると、その工種ごとの金額がきちんと理解できていないと、その数値はなかなか出せない。

例えば、直接工事費があってその何%。工事原価全体が入ってくるんですけども、それにさらに例えば共通仮設費の何%、現場管理費の何%、一般管理費の何%、そういうのを積み上げて、今は国等はそれで最低制限価格を設定していると。

そうすると、実際には事務方には多少手間がかかるということと、最低制限価格の引き上げになるということがあります。ですけども、それが確かに一つ分かりにくい最低制限価格の設定方法なんだろうということで、それは改善していくということで、先ほど今規定の改正を実施して、周知期間を持って4月1日に実施するという形をとらせていただきたいという回答をしたところでございます。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） よくこういうの、談合談合といいますが、談合とは違うと思うんですよね。談合というのは、入札する業者が値段を決めて、誰が一番高くとるか。それであとは話し合いで俺よりちょっと安くしてくれや、俺がとるからと。これが高く値段をとるのが談合だと思うんですけども、今、一般競争入札で、電子入札なんかだから、談合なんかでき

ないでしょうと思います。ですから、今、業者が必死なのは最低何とか価格を知りたいという、そこだと思ふんですよ。それがだから、誰か当事者から漏れているんじゃないかという疑惑を生んでいるわけですよ。

ですから、積み立てとかじゃなくて、決まった金額にそのランダム係数、全然見当たらない数字を当てはめるそうですよ。日経平均株価の最後の終値の端数を、幾つか分かりませんが、そういうのを掛けるとか。誰にも当てようがないと。そういうのでやれば、絶対に漏れない、というより分かるはずないんですよ。そういうランダム係数というのはありますよね。やっている市はありますよ。分かりませんか。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） それを実施している市があるかどうかと聞かれましても、今それは私にはちょっと、やっている市があるかどうかは分かりません。ただ、少なくとも、率を掛けていくことによって相当分かりにくい数字にはなるんだろうと、そのように思います。

それと、今、一番最初の林晴道議員のところでもお答えしましたけれども、それぞれ、設計書を要求すれば公開してくれるというお話がございました。そうすると、それぞれの土工であったり、例えば300のU字溝を1メートル入れたら幾らだ、そういう数字というのはだいたい、もしかしたら業者が持っている可能性は結構高いです。さらに、今はパソコンでの設計になるということで、非常に細かなところまで数値ははじけるんだろうと、そういう認識はございます。県の方なんかも、今非常にソフトが優秀になっているよねという話もされていたという記憶はございます。ただ、そういうところも踏まえて、旭市の入札の制度、どういう形がいいのか、それをしっかりと取り組んで改革していくということをきょうは申し上げているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これが記事なんですよ。先ほど言いました、証拠はなくても世間は談合があったとみなす。不況時代に入って、業者が談合どころではない。一番安い値段を探るのに心血を注いでいる。最低価格の漏えいですね。ですから、市役所当事者の精神的ストレスは大変なものがあると、それを軽減するのがランダム係数であると。皆さんのストレスを解消するのが。それでやっているところが、島原市というところでやっていますよ。やっているところはまだあるんですよ。ですから、そういうのを職員のストレスがかからないように、誰から見ても不正はないんだと、情報漏えいはないんだというようなことをいち早く考

えるべきだと思います。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） そういったいい方式があるということであれば、実際に研究させて、今後不正といいましょうか、談合とか漏えいとか、そういうものがないような取り組みをしたい、早速にでも4月にそれがきちっとした形で入札制度がスタートできるようにしたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（島田和雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 4分

平成30年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成30年12月7日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（18名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	11 番	宮 澤 芳 雄
12 番	伊 藤 保	13 番	島 田 和 雄
14 番	平 野 忠 作	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（2名）

10 番	飯 嶋 正 利	17 番	景 山 岩三郎
------	---------	------	---------

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治

税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	松 本 尚 美
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	花 澤 義 広
監 査 委 員 長 事 務 局	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 長 事 務 局	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（島田和雄） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 木 寛

○議長（島田和雄） 通告順により、高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） おはようございます。議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

今回の一般質問ですが、三つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。防災・減災について伺います。

これからの日本列島は、地震をはじめ台風、豪雨など、さまざまな災害に関して、かなり過酷な状況になる可能性があります。ですから、自治体関係機関、企業、住民それぞれが持てる力を出せるようにしておく必要があると思います。旭市には、旭市防災会議が作った旭市地域防災計画がありますが、その具体化について伺います。

まず、事前の防災対策はどのようになっていますか。災害への備えでハザードマップ配布や住民への啓発、防災教育は。そして避難計画、地域防災計画はどのようなものですか。災害発生時に対処する方策はどのようなものですか。

地域として、市民は何をするか。地域を守るために自主防衛組織を作り、情報の収集、初

期消火、救出・救助、避難誘導などを地域の人たちでできるように、その具体化をすべきだと思います。災害後の復旧・復興に対処する方策はどのようなものですか、伺います。飲料水、食料など、備蓄状況はどのようになっていますか。

次に、第2点目です。残土・再生土・産廃等による埋め立て跡地について伺います。

市として、埋め立て跡地として確認している場所は何か所ありますか。旧海上町地先等に産廃埋め立て問題が発生しましたが、その後の状況はどのようになっていますか。

福島原発事故による汚染土壌の後始末で、これらの埋め立て跡地が捨て場にならないか疑問です。なぜなら、国は2045年3月までに汚染土を中間貯蔵施設から福島県の外に移して処分する計画があると報道されました。この計画にはどのようなお考えですか、伺います。

次に、第3点目です。消費税増税の反対の姿勢を求めます。

消費税が、来年10月に8%から10%に増税することを安倍首相は宣言しています。今、深刻な消費不況が長期化するもとの増税は、国民の暮らしと日本経済に破壊的な打撃をもたらすことを指摘します。消費税は、所得の少ない人に重くのしかかる逆進性を本質とする悪税です。強行すれば、消費不況を一層深刻化し、貧困と格差拡大につながります。国は、増税に伴う対策を打ち出していますが、複数税率の導入で8%と10%の税率が混在することで、経済の混乱が予想されます。消費増税によって、旭市の財政にはどのような影響が懸念されますか、答弁を求めます。増税は市民への過大な負担になるために、引き上げ中止を求めますが、市長はこの増税をどのように思っていますか。また、増税反対の意向はありますか。答弁を求めます。

それぞれについて、市長と担当課長の答弁をお願いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。あとは自席での質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高木議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、3番目の消費増税に反対の姿勢を求めますということについてお答えをさせていただきます。

消費税率は、10%に引き上げることにについて、10月に安倍首相より幼児教育・保育無償化など、全世代型社会保障実現に向けた財源を確保するため、来年10月より実施するとの意向

が表明されたところであります。市といたしましても、今後、国から示される消費税改正に伴う各種経済対策等の情報の収集に努めながら、市民生活や市財政運営に支障がないように対応してまいりたいと考えております。

なお、消費税率改定については国の施策でもあることから、地方公共団体の長としての私が所見を述べることは適切でないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは私のほうから、質問項目、大きな1番の防災・減災についての（1）から（3）について回答をさせていただきます。

まず、（1）の事前の防災対策はどのようになっているかというようなことの中で、具体的にハザードマップの配布、住民への啓発、防災教育、そして避難計画といったようなご質問でございました。

旭市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成いたしました、旭市民の安全・安心を守る最上位の計画でございます旭市地域防災計画を策定しておりまして、その中で災害の未然防止策や災害対応を的確に行うための災害予防計画を定めております。具体的には、防災訓練の推進や防災教育の充実、防災に強い都市づくりの推進、避難体制の整備、食料等の備蓄対策等を進めることになっているところでございます。

ご質問にあったハザードマップにつきましては、各種防災情報、避難所等を表示して配布をしているところでございます。また、住民への啓発、防災教育、避難計画といたしましては、総合防災訓練、津波避難訓練の実施、出前講座として学校へ出向いての防災教育や市民向けの防災講座、津波が発生した場合に、行政と住民が迅速かつ的確に行動できるよう、津波避難計画を策定しているところでございます。

続いて、（2）でございます。災害発生に対処する方策はといったような中で、自主防災組織といったことでのご質問でございます。

旭市地域防災計画の災害予防計画においては、地域が自主的かつ連携して防災活動を進めることが重要であることから、自主防災組織の結成促進を推進するよう定めているところでございます。この計画に基づき、自主防災組織の結成や育成支援のため、旭市自主防災組織補助金交付要綱を制定し、防災用資材の購入や防災訓練などの活動費に対して補助金を交付しているところでございます。

なお、自主防災組織の結成に当たっては、防災活動や訓練、備蓄等の計画を定めた地区防

災計画の作成を促し、地区の共助による計画的な防災活動の推進を図ることとしております。

続いて、（３）でございます。復旧・復興に対処する方策といったようなことで、飲料水と食料などの備蓄といったようなご質問でございます。

旭市では、過去に発生した災害などを基に、今後予想される災害の状況を地区別にまとめた旭市地区別防災カルテといったようなものを平成25年度に作成しております。このカルテでは、災害時に約5,000人の避難所生活者が発生することを想定していることから、地域防災計画において5,000人に対応する3日分の食料4万5,000食、3日掛ける1日3食掛ける5,000人で4万5,000食。飲料水につきましては、同様に4万5,000リットル、3日分掛ける1日3リットル掛ける5,000人ということで4万5,000リットルを備蓄しているところでございます。

これらの食料品は、旭地区に2か所、飯岡・海上・干潟地区にそれぞれ1か所、合計5か所の拠点倉庫に備蓄しているところでございます。また、毛布などの物資につきましては、災害時の避難場所となる小中学校に整備したコンテナ型の防災備蓄倉庫に備蓄しているところでございます。

なお、千葉県内の全市町村はもとより、姉妹都市である長野県茅野市や茨城県鉾田市、また市内事業者との協定も締結していることから、備蓄品が不足した場合には、食料等の提供の協力が得られるなど、平常時より関係機関との連絡強化を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは2項目め、残土・再生土・産廃等による埋め立て跡地についてということで、私のほうからご回答申し上げます。

まず、1点目ですけれども、埋め立て跡地として確認している場所というご質問でございますけれども、これについては市、県で埋め立て事業として許可した箇所数ということでお答えをいたします。期間については、平成17年度から昨年の平成29年度までということでお答えいたします。

まず、面積が3,000平方メートル未満の小規模埋め立て許可件数につきましては137か所でございます。地域別の内訳を申し上げますと、旭地域で83件、海上地域で21件、飯岡地域17件、干潟地域16件でございます。

続いて、県が許可しました3,000平方メートル以上の特定事業による埋め立ての件数につきましては9件ございまして、地域別では旭地域6件、海上地域1件、飯岡地域1件、干潟

地域1件というふうになっております。

続きまして、2点目になります。旧海上町地先の産廃埋め立て問題のその後の状況というご質問でございます。これにつきましてですけれども、銚子市と東庄町及び旭市にまたがります産業廃棄物処分場の設置計画というものがございました。これについては、千葉県が平成25年1月に株式会社エコテックの産業廃棄物最終処分場設置許可申請について不許可処分としましたが、同社は平成25年3月に環境大臣に不服審査請求を申し立てしております。現在、林地開発行為休止届が千葉県へ届け出されておきまして、不服審査請求の裁定がおきるまでの期間という理由で、3か月ごとに開発行為期間が延長されておりますけれども、それ以外には工事等の動きは見受けられていません。

続きまして、3点目でございます。福島原発事故の関係で、福島県の汚染土を県外に移して処分する計画があるという、これに対するどのような考えかというご質問だと思います。

平成23年3月11日の地震に伴います原発事故の放射性物質により汚染された廃棄物を安全に処理するための放射性物質汚染対処特別措置法などでは、福島県内で除染等により生じた土壌等は、中間貯蔵施設で一定期間保管した後、30年以内に福島県外で最終処分を完了させるため必要な措置を講じるということが国の責務としております。国は、これらの対象となる土壌等を約2,200万立方メートルと見込んでおりますけれども、これら全ての量を最終処分することは難しいというふうにしております。30年という時間によりまして、放射能濃度は4分の1程度に減衰するようでございますけれども、この大量の土壌等を減らして、再利用する技術を開発しつつ、放射能濃度の低い土壌等につきましては、一定の公共工事に限定して再生利用するという考えを国が示しております。

この計画につきましては、旭市の考えということですが、まず福島県の早期復興につきましては、これは当然望むべきことでございます。汚染土壌などが安全に処理される技術等が確立されるならば、旭市としても協力していく体制をとることは必要と考えております。ただ、今詳細が決定していない現時点におきまして、仮に旭市内において公共工事等に、この除去した土壌等を利用することを想定する場合、周辺住民の不安など、そういったものに配慮しなければならないため、大変難しいことかと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな3番の消費税に関する質問の中でございました旭市の財政への影響についてお答えをいたします。

消費増税による本市の財政への影響につきましては、決して少なくはないというふうに考えております。

このうち支出の面につきましては、6月議会におきまして米本議員からの質問に対してご答弁申し上げたところですが、今のところ通年ベースで1億2,000万円の支出増加になるものと試算をしたところでございます。一方、収入の面でも消費増税に関連して増加が予想されるところでございますが、収入につきましてはまだ不透明な部分が多い状況にございます。

いずれにしましても、今後、年末にかけてまとめられる政府の予算案、あるいは税制改正の案、さらには地方財政対策、これらを注視しながら適切な財政運営に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、再質問をいたします。

まず、防災・減災についてということなんですが、旭市にはどのような種類のハザードマップがありますか。津波ハザードマップもよく見えていますけれども、ほかの種類はどうなんでしょう、それをお答えください。

そのハザードマップは、どのようにして住民に配布されていますかということですね。特に、行政区、集落、自治会、いろんな呼び方があると思うんですけども、それに参加されていない新しく旭市に転居された住民の皆さんへの対応、配布はどうなっていますかという質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木議員の再質問に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、再質問に対してお答えをさせていただきます。

旭市では、千葉県がシミュレーションいたしました海岸線におおむね10メートルの津波が襲来した場合の浸水範囲及び避難情報を表示した津波ハザードマップと、それから千葉県が指定した土砂災害警戒区域及び避難場所等を表示した土砂災害ハザードマップの2点を作成しているところでございます。配布方法につきましては、津波ハザードマップは区長を通じて全戸に配布しているところでございます。

また、新たに旭市に転入される方に対しても、住民登録の際に市民生活課の窓口においてお渡しをしているところでございます。

土砂災害ハザードマップにつきましては、市内を六つの図郭、区画に区分けして作成して

おりますので、対象となる地域の皆様に対し区長を通じて配布しているところでございます。区に加入されていない方への対応として、両ハザードマップとも市役所本庁、各支所、公民館等において配布しているほか、ホームページにおいてもお知らせをしているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、今現在は自治体に策定義務がありませんが、宅地の液状化の危険性とか、それから盛り土、造成地の場所、これを示すマップの整備が求められていると思いますが、液状化マップ、これは報道によりますと1,741市区町村のうち1,375の自治体では作られていません。366の自治体が策定しています。併せて盛り土、造成地のマップですね。これも539自治体で作っていないですね。これらの液状化マップ、盛り土造成地のマップ、旭市ではこれらのマップを作る予定とか計画はありますかということをお聞きしたいと思います。これは、住宅を新築するとかそういう時に、かなり非常に役立つ資料だと思うんですけども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） それでは、高木議員の宅地の液状化の危険性や盛り土造成地の場所を示すマップの整備についてというご質問だと思いますが、都市整備課のほうからお答えしたいと思います。

宅地の液状化の危険性や盛り土造成地の場所を示すマップの整備については、市のほうでも確認をしましたところ、国土交通省に確認をしたんですけれども、議員おっしゃるように、1,741市区町村のうち1,375団体は未策定、作っていないということです。旭市として、マップの作成はどうかといいますと、この作成はしておりませんけれども、震災後に液状化対策に伴う市の調査結果、これをホームページへ掲載しております。また、窓口相談などでもそれを活用しているという状況であります。また、県のホームページによるハザードマップというのがございますけれども、この中にも液状に関する情報は掲載されております。

次に、盛り土造成地を示すマップについてでございますけれども、本市の盛り土造成地の活動崩落、地震の大きな揺れによって滑ったり崩れたりするということが活動崩落ということになるんですけれども、そういう崩落の対策に対して事前調査を行っております。その結果、該当する造成箇所はありませんでした。しかしながら、今後においても引き続き県と

連携をとりながら対応していきたいと思います。また、液状化マップと同様に、県のホームページでは、盛り土造成に関する情報も掲載している状況であります。

都市整備課からは以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 先ほど総務課長のほうから、2種類のハザードマップが作られているという回答がありました。それで、津波ハザードマップについて少し立ち入ってということでお伺いします。

東日本大震災では、旭市は千葉県内で最大の津波、7.6メートル前後がありました。このほど千葉県が策定した試算では、最大津波水位は16.9メートルとの想定が公表されました。それで、2011年に制定された津波防災地域づくり法、これは都道府県が行うべきと定められています。旭市ではこれへの対応はどのようになりますか、お伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、お答えをさせていただきます。

津波防災地域づくりに関する法律は、将来起こり得る津波災害の防止、軽減のため、ハード、ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進するため、平成23年12月に創設された法律でございます。

この法律に基づき、発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波が襲来した場合の浸水想定区域を千葉県が作成し、平成30年11月に公表がされたところでございます。これによりますと、高木議員、今ご質問の中でもありましたが、旭市では最大で16.9メートルの津波が襲来することとなっておりますが、この高さの津波が襲来する箇所は、崖地である屏風ヶ浦での津波でございまして、飯岡漁港から西側の市街地における津波の高さは7.5メートルから8.8メートルとなっているところでございます。これは、これまで旭市が津波対策として進めてきた根拠となる平成23年に千葉県が策定した沿岸部におおむね10メートルの津波が襲来した場合の想定による津波の高さよりも低いものになっているところでございます。

そのようなことでありますが、今後、千葉県が市町村の意見を聞いて、津波被害から保護するため建築等を制限する津波災害特別警戒区域を指定できることとなっております。現在、作業が進められているところでございますが、意見照会があった場合は、住民等への影響を考慮しながら、県と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の項目で、災害発生に対処する方策はということで、地域で生活している皆さんの中には、身体の不自由な方、子ども、高齢者の皆さんがおられますが、いつ誰が何をするかなど具体的な対応策が必要と思いますが、この辺はどうなっていますか、伺います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

自ら避難することに支障がある方は、あらかじめ避難支援者や避難経路等を決めておくなど、いざというときの避難行動を定め、それを地域において共有する、いわゆる共助が重要になるかと思います。

旭市では、平成22年に作成した災害時要援護者避難支援計画に基づき、平成24年に旭市災害時要援護者台帳を作成しております。この要援護者台帳には、障害がある方や要介護認定者、単身高齢者などの方から同意を得て、現在約1,600名の方を名簿に登録し、地区の民生委員及び消防本部においても、情報共有をしているところでございます。

なお、総合防災訓練、津波避難訓練時において、要援護者の避難を想定し、車両を利用した避難訓練も実施をしております。今後もこのような地域の共助を促すような意識の高揚を図るなど、さまざまな取り組みを行っていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 先ほども課長のほうからお答えがありましたけれども、地域に自主防衛組織を作るということで、ぜひ共助の方法としてもあると思いますが、地域の人たちでできる方策を、民生委員だけにお願いするということではないと思いますが、具体的にこうすべきだと、そういう対応はつくられていますか。その辺をお伺いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

旭市におきましては、自主防災組織の結成及び活動を推進、支援しているところでございます。そのために、自主防災組織についての必要性や市の補助金制度の紹介を広報あさひに

掲載するとともに、区長会の総会、避難訓練時等においてパンフレットの配布を行っております。平成28年度には、干潟小学校区内の5区において自主防災会が設立されたところがございますが、その後、新たに設立された事例はございません。今後さらにPRに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の項目になります。災害後の復旧・復興に対処する方策はということで、備蓄状況は先ほど課長のほうから、3日分4万5,000食ですか。それと併せて、水の量も5,000人ですか。その避難者に対応する備蓄という状況は報告されました。ありがとうございます。

防災・減災についての最後の質問になりますが、災害予防のためには、大規模地震対策特別措置法ですか、これによる建造物の耐震化、特に学校をはじめ公共施設の耐震化とか、津波や山崩れの防御施設の整備、この辺はどのようになっておりますか、回答をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 都市整備課のほうからは、公共施設の耐震化についてご回答申し上げたいと思います。

学校をはじめとする市有物件、市で所有している市有建築物の耐震化率につきましては、平成29年度末で92.5%となっております。

なお、大規模地震対策特別措置法についてですけれども、当該法律のほうの第3条第1項において、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域、これを地震防災対策強化地域として指定すると規定をしておりますけれども、旭市はこの地域には指定されてはいません。しかしながら、近年の自然災害に伴う防災意識の高まりを受けまして、建築物の耐震改修の必要性が強く求められていますので、今後も庁内関係部署と連携の上、耐震化率の向上に努めて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、ご質問の避難所や山崩れの防護施設の整備についてのうち、建設課に関係する事業についてお答えいたします。

まず、津波の防護施設の整備であります。千葉県が実施しております海岸の堤防のかさ上げ工事につきましては、大部分が完成しているところでございます。また、河川の開口部につきましても、整備を予定している10か所のうち既に2か所が完成しております。残りにつきましても、早期の完成を目指しているところでございます。

次に、山崩れの防護施設の整備であります。市内のその崩落の危険がある土砂災害危険箇所等につきましては、毎年、千葉県や旭警察署、NPO団体と合同で点検パトロールを行っているところでございます。また、平成29年度においては、道路のり面の構造についての点検作業と併せまして修繕計画を策定したところでございます。今後、これを基に修繕を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、大きい項目の次に移ります。残土・再生土・産廃等による埋め立て跡地ということでお伺いします。

先ほど課長のほうから、旭の埋め立て跡地の報告がありました。先日、新聞報道されましたが、市原市で起きた埋め立て土の崩落の事件がありました。旭市では、この産廃または再生土・残土で埋め立てられた跡地に、こういう崩落とか、そういう危険性のあるところはないでしょうね。それを伺います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 再質問にお答えいたします。

新聞報道は、市原市のほうで埋め立て中の再生土、これが崩落したということで、これは県のほうの事務ということで、県で進行中の再生土の現場を、50か所ほどありまして、それを緊急点検したというような報道がございました。これに対しまして、旭市におきましては、土砂の埋め立て条例の許可基準の中で、埋め立て区域外への土砂等の崩落や飛散または流出等による災害が発生しないよう、構造上の基準を施行規則に定めてございます。

なお、埋め立て中につきましては埋め立て事業者が責任を持って、崩落等を防止するために必要な措置を講じなければなりません。また、事業が完了した際には、構造が適合しているか、それらの確認を市のほうで行ってございます。埋め立て完了後ということでありましたら、その事業地の崩落等の対策ということは、現在条例では特別な規定はございませんけれども、斜面等を埋め立てた箇所などにつきましては、大雨であったり地震が発生した後に

はパトロール等を実施して、現地確認を行うようにしてございますけれども、現在のところ崩落等が見られている場所はございませんでした。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の項目で、産廃の埋め立てです。例の旧海上町地先でエコテックが最終処分場として利用したところなんです、この場所です。地元住民との裁判結果、裁判が起こされて、その結果、平成22年9月9日に最高裁で決定されまして、県側が敗訴となりました。

そこで、確認になりますが、県からの許可取り消し文書、これはどこが保管していますかということ、そのことをまずお聞きしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 千葉県が株式会社エコテックの産業廃棄物処理施設設置許可申請について、許可しないとする指令書を交付したという通知であれば、これについては環境課のほうにおいて保管してございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） そこで、今の状況ですね。このエコテックが産廃の最終処分場だった場所、今この当該用地の原状回復とか、その辺の状況はどうなっていますか、お伺いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 先ほども少しお答えしましたけれども、現在、事業者が産廃の最終処分場設置許可申請に対する不許可処分について、環境大臣に不服審査請求を申し立てしておりまして、林地開発行為に係る復旧措置、そういったものについても申し立て期間中の猶予、これを千葉県により承認されているという状況でございまして、当該用地は当時のままの状況ということになっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 当該用地内には、県の所有地が3筆あると聞いております。この3筆の状況はどのようになっているか、これをご存じでしたらぜひ回答をお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 3筆の県の所有地ということでございますが、実は銚子市の地先になりまして、3か所で4筆の県有地がございました。これらの土地の事業者への売り払いという問題でございますが、これについては平成12年当時、土地の所在地であります銚子市など、当然、当時の海上町もそうなんですが、処分に対する協議がございましたが、これには反対をしていたところでございますけれども、平成13年に所有権移転をされておりました、現在は個人の所有地というふうになっております。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の項目で、福島原発事故による汚染土壌の後始末ということでお聞きしますが、先ほど少し触れましたが、千葉県内では、この汚染土壌、指定廃棄物というらしいんですけれども、千葉県内には3,710.9トン、これほどの原発事故で発生したごみが千葉県内にはあると。その内容は、ごみの焼却灰、稲わら、下水汚泥などですが、これほどの量がある。これらの汚染されたものが、旭市内にある埋め立ての跡地、特にエコテックが不服審査を申し立てているという回答がありましたが、こういう場所にこの指定廃棄物なるものが持ち込まれないか、この心配がありますよね。その辺はどうお考えですか、回答を求めます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 放射性物質汚染対処特別措置法におきまして、濃度によって廃棄物の処理基準というものは定められておまして、8,000ベクレルを超えて環境大臣が指定したものが指定廃棄物ということでございまして、国が責任を持ってコンクリート構造の堅固な長期管理施設を設置するなど、適切な方法で安全に処理することとされているところでございます。

千葉県には、平成30年9月30日時点で、議員がおっしゃいました3,710.9トンの指定廃棄物が県内の9市18か所に一時保管されておまして、これらは最終的には、先ほど申しました国が県内に設置することとなる長期管理施設に集約して処理されるという予定になっております。千葉県におきまして、長期管理施設の設置ですが、有識者会議や市町村長会議など、こういった地元の意見、意向を踏まえまして、生活エリアに近い地域等を除外するなど、選定方法を決めまして、詳細調査候補地というものを選定していくことになっております。当地域、先ほどの跡地、埋め立ての産廃の処分跡地等に指定廃棄物が持ち込まれて処理される

ことはないものと考えております。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それと関連しますが、また最近報道された内容によりますと、国は今、福島県にあるその汚染土ですか、2045年3月までに汚染土を中間貯蔵施設から福島県の外に移して処分する計画、これが報道されました。先ほどいろいろ、国が安全だという確認がされればということでありましたが、まさにその中間貯蔵施設から、国はよそのところに持っていくんだという計画を発表しています。

その辺でまた同じような質問になりますが、旭市のこういうところに持ち込まれないか。確かに安全だという宣言がされればそうかもしれませんが、あくまでも放射性物質があるので、長い間の人体への影響、環境への影響が心配されます。その辺で、旭市に持ち込まれないようにしてほしい。そういうことで、市としては国が安全だと言っても信じられない状況があるので、ぜひこれへの対応をどのようにお考えですか、伺います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この問題については、もう5年くらい前からずっと市町村長会議でも検討しているところであります。この問題が提示されて、説明が、環境副大臣が来て何回も説明をするわけですが、この問題の協議に入りますと、口をきく市町村長が誰もいません。自分のところへ持ってきたら困るということを強力に主張する市町村長ばかりでありまして、このことについては恐らく国もそういった状況の中で、無理やりその土地へ何かをするということは絶対ないと、そのように思っているところでありまして、市町村長一丸となって、それは協議の結果でなければならないと、そのように考えておりますので、今のところ絶対旭市に来るということは考えられないと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 少し環境課でご回答申し上げます。

まず、福島県内の汚染土ということでございましたら、これらの県外処分ということでございますが、まず、処分する場所については、一つは最終処分場と、それで最終処分場では処理し切れないということで、先ほど申し上げましたが、公共工事等に利用するという考えだというふうに思います。その上で、先ほどの旧海上地先の埋め立て処分計画の跡地というのは、あくまでも計画の跡地ということでございまして、最終処分場ではございませんので、

その場所に入るといことは考えられないものと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の大きい項目で、消費税に移ります。

消費税で、旭市の財政にどのような影響があるという質問をしましたが、課長の答弁がありました。

ここで税務課長に伺いたいと思いますけれども、今、払いたくても払えない税金の滞納者がおられます。この消費税が増税されたら、かなりの市民が生活に負担感が出ると思うんですよね。それで、滞納がより多くなる。そういう心配がありますけれども、税務課長としては、この増税という問題についてどのように捉えていますか。そのことを伺います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの高木寛議員についての滞納者の今後の対策ということで理解しております。ただ、今回の消費税増税に伴いまして、滞納者というよりも低所得者という形の観点からご説明させていただきます。

消費税増税に伴いまして、軽減税率制度ということが設けられております。これについては、日用品、酒類、外食を除くものについては従来どおり8%ということになっておりますので、それに伴いまして多少の影響はあるかと思っておりますけれども、そういった方々についての影響というのは、さほどないような感じだと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 消費税増税は中止せよ。この運動が、今全国で広がっています。この旭市でも、請願署名に取り組んでいます。そういう団体に私は入って頑張っているところなんです。例えば報道された秋田県三種町の町議会では、引き上げ中止を求める意見書を政府に提出しました。

そこで伺いますが、市長は国の政策なので述べられない、反対意見などあっても述べられないようなお話、回答をされました。

一つ例を挙げたいと思います。今、東海第二原発が問題になっていますが、今度の請願でも寄せられていますが、茨城県内で東海第二原発の再稼働反対を表明する自治体の首長が12人もおられます。これは国の政策である原発を反対だという表明をするんです。特に、東海

第二原発は40年も経過して、今度は再稼働オーケーというような規制委員会の回答がありましたが、そういう国の政策に対して、これらの12人の首長は、国の政策にもかかわらずきちんと反対の態度を表明しています。ですから明智市長にも、市民の生活を守る、そういう立場でぜひ反対運動の先頭に、またその反対の意思を明確に示してほしい。そのようなことを私は要望したいというふうに思います。国の政治政策だから仕方がない。そういうあまりにも気弱な姿勢では、やはり旭市民を守るという立場には立てないと思うんです。そのことをお伺いして私の一般質問を終わります。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 消費税の問題については、もう相当前から国での議論は進んでいるところでありまして、今回も8%から10%に上げるについては、2回ほど先延ばしになったというようなこともあります。

消費税については、今の日本の国の借金を次世代へツケを回さないという大義名分、それと社会保障が年々物すごい勢いでかかるというようなことの中で、税制改革、何かやらなければならないというような部分で、これまで検討して消費税の引き上げになったというように、私もそう理解をしているところでありまして、そういった部分で国の議論の中で、こういう結果に今つながっているわけでありまして、旭市がどうこうというような状況、市長として所見を述べるということにはつながらないのではないかと、そのように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 恵 子

○議長（島田和雄） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（7番 有田恵子 登壇）

○7番（有田恵子） 議員ナンバー7番、有田恵子でございます。

今回の一般質問は、全部で三つでございます。

一つ目は、旭市道路改良工事第58号及び第59号、一般競争入札についてでございます。一般質問を行う6人の議員のうち4人が、この公共工事の入札問題を取り上げております。私は、その4人目となります。質問は三つでございます。

一つ目、千葉県庁をはじめ多くの県内近隣自治体は、入札する事業所に対しては、設計額

と同額である予定価格をはなから公表するということです。ですから、入札者全員が迷わず最低制限価格で入札することになるということです。そうすると当然、くじ引きで落札者が決まるという運びになります。このシステムですと、公共事業の落札を独占する事業者があらわれることはありません。談合どころか情報漏えいのチャンスも、入札者には与えられることはありません。この流れ、このシステムが千葉県において、現在主流となっているそうでございます。

そこで、一つ目の質問でございます。旭市が入札者に対して、千葉県のようなシステムのように予定価格を事前に公表しないシステムをとることの理由について伺います。

二つ目、公共工事の入札の適正化ガイドラインが平成26年閣議決定されました。旭市がこの指針の中で、特に重要視しているポイントは何かを教えてください。

三つ目、今回マスコミにも2回取り上げられ千葉県警の調べも入っているというこの第58号、第59号道路改良工事についての質問でございます。それぞれの工事において、2事業者ずつがぴったり1円もたがわず市の決めた予定価格の土木掛け率7割を掛けたところの最低制限価格を当てて入札をいたしました。千葉日報の記事によりますと、財政課は特にこのことは問題なしと、しかも寄せられた談合情報も匿名だから問題にしないということでございます。12月2日、情報漏えいの罪で山梨県笛吹市の水道課の職員が2名逮捕されております。

市長に伺います。今回の情報漏えいの疑いのかかった入札について、財政課がマスコミに対して答えたように何の問題もないのですか。1億円以下の契約は副市長の決裁、1億円以上は市長ということですから、稟議が上がって最終決裁は市長ということですから、市長に伺いたいと思います。

次に、大きな質問事項の二つ目に入ります。

生涯活躍のまち事業者募集についてでございます。

昨日、夕方5時15分、事業者募集は締め切られました。参加表明した事業者は、市内3者、市外3者、合計6者でございます。さいころと同じ確率6分の1で、指定事業者が審査にかけられて年末に決まるということでございます。それに関して四つの質問をいたします。

一つ目、6者の中から選ばれし一つの事業者に補助金が丸々5億円提供されることについて伺います。5億円の財源は、積立金からということですが、税金には違いございません。一事業者に5億円をあげてしまうということに対して、私は正直、納税者、市民として違和感、不公平感がぬぐい切れません。同じ税金5億円を使うのであれば、市が自ら5億円を当初に投じて、1万600坪の敷地のインフラ整備をしてから事業者を募るべきではな

いかと個人的に考えております。この件に、私はこの考え方に関して説得力のある説明を市長に求めます。

二つ目、補助金対象の道路・下水道インフラ整備が完了した後、肝心の生涯活躍のまちのための施設の整備の着工が見込めないような状態が発生した場合の補助金返還について伺います。これは仮の話ですけれども、例えば平成31年から33年までの間に施設の整備を実施したとして、敷地の半分しか使わなかったような場合、半分の敷地のインフラ整備に投じた補助金は返還しなくてもいいのでしょうか。あるいは、もらい得となってしまうでもいいのでしょうか。この辺の話でございます。

三つ目、事業者の提案した施設の建設着工と完成時期はいつと指定していますか。また、その工事の範囲は3.5ヘクタール、1万600坪。全部の敷地に及ぶことが条件であると考えてよろしいでしょうか。その辺の具体的なところを教えてください。

四つ目、生涯活躍のまちの構想は、市長の公約の一つと言われています。施設の供用の開始は、募集要項には平成34年と書かれてはおります。市長の任期を超えてしまいます。そのことの責任はどうなっているのか市長に伺います。また、ついではすけれども、この事業は20年かけて人口を増やすというようなことが目的で完成させるということでございますが、その間のメンテナンスとかいう責任の問題は、市が実際にこれはとれるものなのでしょうか。20年も勤務する人はいませんよね、これから。ここにいらっしゃる人は皆いらっしゃらないと思いますよ。そういったことで、甚だ疑問があります。この点についても詳しく伺います。

質問事項の三つ目、最後でございます。道の駅株式会社季楽里あさひについてでございます。質問することは三つでございます。

一つ目、建物・土地の使用料についてでございます。建物・土地は市が税金12億円を投じて造ったものでございます。市の所有物件ということでございます。減価償却費は、年間4,700万円、月額ですと390万円、使用料とか家賃の算定というのは、一般的に言いますと建物の減価償却費から割り出されるものでございます。現在、使用料、家賃は幾らでしょうか。

二つ目、道の駅季楽里は、第三セクター、株式会社の運営となっております。大株主旭市への株式の配当と利益配分について伺います。

平成29年度株式配当は幾らでしたか。そもそも企業は、利益3分割の法則に従って運営するものでございます。この辺りの利益配分、具体的にどうなっているか伺いたいと思います。

最後になります。三つ目、株式会社季楽里あさひの社長である市長に対して伺います。道の駅という企業の利益に対する考え方。同時に、大株主である市を構成する市民に対しての

利益に対する考え方。この2点、お伺いしたいと思います。

以上で、1度目の質問を終わらせていただきます。席上で2度目の質問をいたします。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時20分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 有田恵子議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは大きな2番目、生涯活躍のまち事業者募集についてのうちの4番目、市長の公約の一つと言われるが、供用開始は平成34年ということで、市長の任期が超えてしまうのではないかとということでお答えをしたいと思います。

この構想は、旭市の特性、強みを生かし、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけ、そして元気な高齢者だけではなく、子育て世代をも呼び込み、若者にとっても魅力のあるまちづくりであり、将来の旭市を見据えた大事な構想であると認識しているところであります。

任期を超えているがということでもありますけれども、この構想は総合戦略にも重点戦略として位置づけられ、ぜひとも実現させたいと、強い思いと同時に継続性が重要であるという考えから、策定当初から実現に向けて取り組んできたところであります。現在のところ、私自身の去就については何も分かっておりませんが、仮に終了だとしても、将来の旭市のために必要な構想であると考えておりますので、私の意思を継いでくれる方に後任になっていただきたい。そんなような思いで、この構想を実現するために現在取り組んでいるところであります。

次に3番目、道の駅季楽里あさひについて、季楽里あさひの社長である市長の道の駅という企業の利益に対する考え方ということでもあります。

道の駅は当初、旭市がこれだけ農業産出額あるいは漁業のまち、そういった部分であっても、旭市の存在を全国的に知っている人が少ない。少しでも多くの人に旭市の存在感を分か

ってもらえるようなために、農水産物を利用し、あるいは中央病院とも、来た方々に道の駅を分かってもらおう。そんなような思いで、この道の駅は建設をしようということで始まったわけであります。そして、そもそも道の駅は駐車場、トイレが整備された道路利用者にとっての休憩施設でもあり、公益性と収益性が混合されている施設であります。

目的としましては、先ほど申し上げましたように、旭市の農畜水産物の販売の拠点としての集荷販売をし、食の郷あさひをPRすること。観光情報の発信と周辺施設との連携による東総地域としての集客施設になるような交流の郷あさひを深める。そしてまた、新たな雇用創出の場となること、災害時の防災拠点となることなど、多くの役割が期待をされているところであります。会社ですので、利益を追求することは当然であります、市と民間企業が共同出資して設立した第三セクターであります。第三セクターは、企業性と公共性を併せ持つものであり、旭市の産業の振興、雇用の確保など、公共性が高いものでありますので、ただ単に利益を追求すべきものとは考えておりません。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の道路改良工事の入札に関するご質問のうち、（1）と（2）についてお答えをいたします。

まず、（1）のほうの予定価格を事前に公表しない理由というご質問でございます。予定価格ですとか最低制限価格の公表につきましては、国の通達等の中で事前公表することにより、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなることや、適正な積算を行わずに入札を行った業者が受注するなどの弊害が懸念されることから、事前公表を取りやめるよう示されておまして、旭市においては事後公表としております。

ご質問のその次にあります事務の指針ですね、その中でもやはり事後公表ということがうたわれているところでございます。

お答えを続けます。（2）のほうでございます。ガイドラインの中で重要視しているポイントは何かというご質問でございました。三つ大きなものを申し上げます。一つには予定価格の適正な設定、二つとして歩切りを行わないこと、三つとして最低制限価格を適切に設定すること。この三つ、これを重要視しているところでございます。そのほか、適切に設計変更を行うこと、こういったことも重要視しているポイントでございます。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） それでは、今の入札制度の（３）で、今回の第58号、第59号の工事において、２者が予定価格という記述があるんですけれども、これは最低制限価格であろうかと思しますので、それでお答えしたいと思います。

まず、最低制限価格での入札につきましては、国や千葉県の積算基準の多くが公表されておりまして、入札参加業者において、より精度の高い積算が可能になってきているという、そういうことがまずありますということでございます。

それと、談合情報の件でありますけれども、談合情報対応マニュアルというのが市にあります。これに基づきまして、公正入札調査委員会という会、これを開催いたしまして、実際には調査に値しない談合情報であったということで、予定どおり入札を執行したものでございます。その処理には問題がないものと考えております。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから、まず最初に生涯活躍のまちの事業者募集要項のうち、市の税金から指定事業者に５億円の補助を支給することについてということでご質問があったと思います。何か先ほどの質問の中で、６者が応募したとかとありまして、きのう私は木内議員の質問の中で答えたのは５者ということで、個別対話に参加した業者数をお答えしております。

それでは、ご質問のほうの回答に行きます。この構想は、地方創生の観点から国の推奨する政策でございます。本市においても、人口減少、少子高齢化が進展していく中で、人口減少に歯止めをかけ、市を活性化させるそのために、市の宝でもある旭中央病院を活用し、持続可能なまちづくりを行うことが急務であるということで考えております。実現に当たりまして、民間活用を予定しておりますので、将来の旭市を見据えて重要な政策でありますので、計画地に誘導するための農振除外をはじめとした土地利用や補助金の交付など、民間の参画しやすい環境づくりとして、ハード、ソフト両面から支援をしていく必要があると考えております。このことから５億円の補助を決定したものであります。

それで、２番目といたしまして、着工が見込めない事態が発生したらという仮定の話でございましたが、市から補助金を受ける場合、指定事業者となるべく市に対して申請をし、市から指定されなければなりません。その申請する際、事業計画書として資金計画やスケジュール、実施体制、土地利用計画図等を提出していただきます。提出された事業計画やスケジュールどおりに進捗していない場合には、事業の円滑な進捗と遂行を図るために、旭市生涯

活躍のまち形成事業事業者指定要綱及び旭市生涯活躍のまち形成事業費補助金交付要綱の規定では、必要な指示を行い、報告を求め、これらの命じられた措置を講じない場合は、指定事業者の指定を取り消し、補助金の返還を命ずることになります。また、申請時に提出した書類の内容に変更が生じた際は市長の承認を受けなければならない、承認が受けられない場合には、同様に指定事業者の指定を取り消し、補助金の返還を命ずることになります。

続いて3番目ですが、建設着工、完成の時期はいつかということでございました。募集要項に記載のとおり、設計、造成、建設の期間は平成31年度から33年度まで、また供用開始は平成34年度を予定していることになっております。基本的には、これに沿ったスケジュールを事業者から提出していただくことになります。ただ、最優秀提案者に選定された業者とその後の協議の中で、事業計画書の作成協議を通じて、スケジュールの多少の変更があることもあり得るかというふうに考えております。

それと、メンテナンスということでございました。それにつきましては、事業者募集要項の3ページにございますけれども、事業方式として、本事業は、事業予定者が旭中央病院の隣接地である民間所有の計画地を購入または賃借により確保し、開発に必要となる周辺インフラ整備等を施した上で、本事業施設の整備運営をするということになっておりますので、メンテナンス等におきましても、事業者のほうでこれは行われるということで理解しております。

続きまして、道の駅のほうです。建物・土地で家賃のほうが幾らかということでございました。平成30年度の月額50万円で年額は600万円ということでございます。この金額の算出根拠でございますが、平成28年度の施設管理に係る経費の実績から算出しております。

続きまして配当額です。平成29年度決算における配当は、平成27年10月の開業以来、3期連続黒字でありまして、今回初めて株式配当があったところであります。1株当たり1,000円で、旭市の持ち株は615株ですので61万5,000円の配当となっております。

私のほうからは以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 1番目の質問ですけれども、予定価格を事前に公表しない。ガイドラインに沿ってやっている、国が出したガイドラインに従っているということですが、それによって千葉県のあるところ、自治体が改善を重ねて今に至るということですので、今回のようなマスコミに載ったような話がありますから、千葉県とか近隣の採用している予定価格公表というシステム、これは何が何でもやらないということでしょうか、旭市は。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 予定価格の事前公表を何が何でもやらないのかというご質問でございます。

最初のご質問にもありましたとおり、県は事前公表しているという部分もございます。あるいは近隣の自治体でも、事前公表しているという団体もございます。

ただ、この事前公表の取り扱いにつきまして、少しこれまでの経緯というものを調べてみました。その事前公表というのが始まったのが平成12年ころでございました。その後、事前公表することによりまして、同額で全て入札するというような事態も起きまして、入札ということに本当になじむのかどうかということで問題視された時期もございました。それを受けまして、平成18年くらいからは事前公表の取りやめというのが促されたという経緯がございます。旭市におきましては、昔から一貫して予定価格につきましての事前公表はしないということで貫いてきたところでございます。

したがって、今後も旭市におきましては予定価格を事前に公表するということとはしないという形で考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） そうしましたら、今回のような事件というか、こういうことが起こって、再発防止について、今の見解でしたら再発防止のチャンスというか、やる余地がないというように感じましたけれども、断固としてそれを今おっしゃった課長の貫くということで、再発防止検討会はしないんですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 再発防止ということでございますけれども、昨日の一般質問の中でもお答えしたとおり、最低制限価格の関係は、今一定の率で定められているところ、それをそれぞれの項目ごとに率を掛けて多少細かく出していくという形になろうかと思っております。そのための規定の改正をして、来年の4月1日からは、そういう形で臨みたいということで考えていると答弁させていただきました。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今回の件は、第58号、第59号と2者が、これはそろいもそろって2者が

同じ金額で出してきたというようなことで、それで情報が事前に寄せられて、そのとおりにまたなったというような極めて奇異な話なんですけれども、それを何とも思わなくて無視するというような形をとっておられるように今見受けられましたけれども、1万円以下は単位は削られてやるわけなんですけれども、9,000万円、実際の価格、第58号に関しては9,163万円、2者が同じ金額で出している。この確率でいうと、1者だけでも、この1万円以下を省いた、除外して確率を計算したって、10の6乗分の1。そして、これは2者がぴたっと合いますから、10の6乗分の1掛ける10の6乗分の1というふうになってきましたら、1兆分の1というようなことになってくるんです。これは、偶然とかそういう問題ではないということを確認していただきたいと思うんですけれども、こういった確率、数学的な、学校の先生おられますけれども、そういうことを考えた場合、おかしいという感覚はないですか。その当たった業者が、この落札のところにまで行っているというような話、気持ち悪くないですか。どなたでもいいです。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） きのうちからずっとこの問題にお答えしているわけでありまして、確かに国・県、これは工事を発注した後に単価表等を公表しているという状況があります。

そうしますと、今県内で、昔でいえば赤本というものがあって、それに基づいて積み上げて事業費というのは算出されていました。それが今、パソコンで条件を入れてメーター数等を入れると、その工種に沿って金額がみんな出てくるということも実際に聞いております。そうすると、県が公表している単価というのが、そのまま掛け算になってしまうのかな、そういう思いはあります。ただ、なぜと言われましても、ここの金額で出されてきている。現実には、さらに低い金額で入れて失格になっている業者もあるという状況を踏まえたと、確かにこうやって数字が出てきてしまうのはどうかなというところもあります。

ですから、そのところでは、きのうも申し上げましたけれども、じゃ、事後の公表はしていきましょう、より明らかに数字を出していきましょうという、そういうお答えをさせていただいているところでありますので、この疑問に思うところ、確かに何でと思うところはあります。ただ、じゃ、それが全ておかしいのかということというのは絶対的ではないので、その辺も踏まえて制度の改正をしていながら改善していきたいと、そういうことをお答えしている状況であります。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） ちょっとおかしいなと思うところはあるとか、本気でそういうことを副市長は思っておられるんですかね。私は、この1兆分1なんていう確率、偶然とか偶然の中とか、たまたまとか、そういう言葉というのは絶対出ませんけれどもね、冗談でも。

先ほどもちょっと申し上げました12月2日、笛吹市ですか、あそこの逮捕された。もう大騒ぎになるんです。そういったことは鑑みて、ちょっと前のこの入札の直後にあった広域のごみ処理のあれもそうですね。またあそこも同じことが起こっているんです。二つの事業所が同じ価格を出してきた。ぴたっと出してきたということもある中で、そういうのはもうどうでもいいんだ。1兆分の1になろうとどうでもいいんだ。うちはうちでこうやる。なぜ検討会議、変だったと思うんだったら、きちっとしたそれをやっていただいて、ガイドラインはガイドラインですよ。ガイドラインがあってもおかしいことがあるから、千葉県とか香取市とかいろいろありますけれども、それが改正に改正を重ねて今にあるわけですから、なぜ旭市だけがこういうことで、頑固として、またこれは多分起こると思いますよ。起こると思いますよ。これは、同じ業者が出てきているんですよ。名前は言いませんけれどもね。同じ業者が、やっぱり落札のところまで来ているんですよ。これを何とも思わないかという、不公平ですよ。私が、例えば事業者としましたらね。

ちょっと先ほどのを訂正します。生涯まちの2者、3者とかありましたでしょう。あれよくチェックしてくださいよ。課長、きのうの5時15分と言いましたけれども、5時15分、入っていますよ。市内3者、市外3者、それはちょっともうこれでいいですけども。この話はどうでもいいですけども。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員、質問ですけども、（2）のほうの質問、再質問からお願いしたいんですが。

○7番（有田恵子） すみません。ちょっと思い出したんで。そういうことです。

この私が何回もしつこく言っていますけれども、是正措置、再発防止、こういうような疑い、新聞社、警察も入ったというようなことがあったわけですから、こんな簡単に済ませるつもりですか。財政課長でも副市長、どちらでもいいです。市長でもいいです。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員、今の質問ですけども、（1）のほうはもう4回終わっています。

○7番（有田恵子） 終わります。2番。

○議長（島田和雄） 2番、ガイドラインのほうですけども。

○7番（有田恵子） はい、ガイドラインです。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 旭市だけが何か特別なことをしているような、そんなイメージでお話しされているんですけれども、現実には国・県の制度改革に従って、例えば契約の約款であるとか、細かな改正は随時ずっと行っています。ただ、最低制限価格というのは、今、県の最低制限価格の算定方式でいきますと、現実には最低ラインが引き上がる。ということは、税金を余分に使うという状況があった中で、いろんな過去の議論を踏まえた中で、そのところは今やると、現実には工事が何本かできなくなってしまうとか、そういうこともあって、できるだけ税を有効に使うという観点から、そういうところもあって、今の制度のままで来ているというのもあると思います。今回は、より複雑になっていくのかという、その率で今度最低制限価格を算定しますということで、それは規定を改正していきたいと。

あと、たまたま今回はこれが寄せられたということで、今質問を多く受けているわけですが、現実にはその中で失格者があったり、最低制限があったり、より多く。あと、事業者もそれぞれ個々に事業を請け負える体制というのはあると思います。現実には小さな事業者が、例えば3本、4本受けてしまったら、それ以上はもう人がいなくて受けられないとか、自分がやっぱりこの地域で取りたい。過去の実績をつくりたいとかいろんな思いがあって、そういう受注につながっていると思いますので、全て一言でこれはおかしいと言ってしまうと、それはそれぞれの考え方の中であると思いますけれども、それだけではないと思っています。みんなそれぞれ当然、事業を進めていく中でやりたいわけです。受けられる体制があるかどうか、きちんと事業所を維持しているだけのもうけが出せるのかとか、いろんなことを考えた上で札を入れていると思います。

ですので、見ていただければ分かると思いますけれども、最低制限、それから失格になっている、それからそれよりちょっと違った数字で入っている。ただ、そういったところも含めて相当の精度で積算は今できているんだろう。その思いは私どもも持っておりますので、そのところも踏まえて、今回はまた制度改革をしていくということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今、2回目、3回目……

○議長（島田和雄） 3回目です。

○7番（有田恵子） 第58号、第59号の工事についての3回目……

○議長（島田和雄） （２）の、今再質問をされたということで、今度３回目の質問に、（２）番目ですよ。

○７番（有田恵子） 公共事業の入札の適正化を図るガイドライン、このガイドラインについてなんですけれども、これは国の指針、閣議決定ということで国の指針でありますから、各自治体によって違うことがあるはずなんです。だから、その問題が起こったというか、今回これは問題だと思いますよ。

私は６年ぐらい前に、一市民として議場を見学したことがございまして、その時たまたま、たしか高橋利彦議員だったかな、３回連続同じ事業者が落札したとかというような話を上から聞いていたことがあるんです。物すごく奇異に感じましたね。３回連続同じ事業者が落札した。これは、担当課長が何か偶然ですなんておっしゃっていましたね。

それで、きのうの木内議員の質問の中で、上位５者とかいう話、落札した金額とかというような話でありましたけれども、木内さんじゃなくて林さんでしたかね。この７割近くが１番に、上位ナンバーワンを取った人が７割近くやっているようなこと、これちょっとおかしいこと、そういうような話、正確ではないけれども、そういうことが起こること自体がおかしいと担当課が思わないのかと。そういう指摘があった場合に、今回もそうですね。それは昔の話でいいですけども。

これは何回も言うんですけども、うまく得意の発言で逃げておられるみたいですけども、確率の問題からいうと、本当にこれは千葉市なんかの話を聞いてみますと、なかなか落札に入れないという話があるんですよ。同じ業者が何回も入れるなんていうことは、ほとんどないという話は聞いております。その辺について、変だなと、おかしいなと思われませんか。

○議長（島田和雄） 有田議員に申し上げたいと思いますけれども、通告の内容に沿って質問をお願いしたいんですが、ただいまの質問につきましては、（２）のこのガイドラインにおいて、旭市が特に重要と考えていることについてというような質問だったと思います。今の質問が、それに沿ったということでよろしいでしょうか、ただいまの質問ですけども。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） それでは、有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） それもそれぞれの努力の結果ではないか、そのように思います。

何も無いことを証明しろというのは非常に難しい話であって、これは悪魔の証明と言われ

ているそうでありますけれども、それはこの場でそれを聞かれても、私はなかなか説明できないと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 3回目……

○議長（島田和雄） 今度4回目です。

○7番（有田恵子） 談合とか情報漏えいとかを禁止するためにガイドラインというものがあるわけです。誰が情報を漏らしたとか、誰が談合にかかわったとか、犯人探しというようなことになった場合、この担当、一つの工事がある場合は担当課、例えば中学でも何でもいいです。その担当課、そして担当課の契約班、班長、そして財政課、副市長、市長と、こういうふうには、これ5か所なただけけれども、人間は実際は入札はパソコンですから、現実的には事務担当者が、全部値段が、価格が分かっているわけ。そういう中で、全部調べて何かあったときには、おかしいなと思ったときには、全部調べていくという体制はないんですか。ほったらかしみたいな感じがするんですけれども、勝手にマスコミが入って、勝手に警察が入った。しかし、中で対処したということはないんですか。今おられる方ばかりじゃないですよ。担当のところまで全部値段、価格を知っているはずでございますからね。その辺、お互い牽制して、みんな調べていくというシステムはとっていないんですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 職員を束ねる立場ということで、お答えしたいと思います。

まず、職員を最初から疑ってかかるのかと、そのように聞こえてしまいましたので、そういうことはまずありません。それぞれ確認をとって、ないという、その責任者からそれぞれ言葉をもらっているわけであります。

そういう中で、公務員についてはきのうも申し上げましたとおり守秘義務というのが課せられています。それは非常に重いものであります。そこを踏まえて、きちんとみんな事務を執行している。ですから、先ほども申し上げましたけれども、何もないことをさもあるような形で証明する。それはできません。ですから、きちんとそれぞれの長、責任を持ってきちんと事務を執行している。それだけは言わせていただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） それでは、大きな2番に移ります。

先ほどもちょっと申し上げましたように、1番についてなんですけれども、5億円という

一市民から見たら大変なお金で、何でこんな一つの事業者、選定された人に5億円丸々あげるよな、土地1万坪買うということですよ。そして、近隣のその土地の値段で買い取っていくようなことなんですけれども、造成費ですよ、5億円。これは大きな金額で、農振を外してもらっただけでも十分じゃないですかね。それを何か5億円を奪い合い合戦じゃないかというような感じがしてしまうので、先ほど申し上げましたように、市が5億円の税金を投じてインフラ整備、真っ平らにきちっとして水道を入れてというような発想、そしてそれを使って土地を買うなり、何にするなりというような形をなぜとれないのか。別にそれは結果的には同じだと思うんですけれども、その辺、お分かりいただけますかね。見解を求めます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） この辺の質問は、9月議会でもたしかあったと思います。その際お答えしましたが、仮に市でインフラ整備を直接行った場合には、市で策定している各種計画等の変更や、県と連携して策定している污水適正化処理構想との整合性を図るなど、長期にわたってこれらの変更の期間を要することが見込まれております。ですので、民間が直接ここは開発したほうが早くできるんじゃないかということになっております。

民間にインフラ整備を行ってもらう理由としまして、例えば市が事前にその民間事業者が提案してくる計画が決まらないうちに、市が例えば先に計画を作って、ここにこういうふうな道路を造って、ここに水道を引いてというふうなことをやりますと、それは事業者の方が提案するときに、逆に足かせになってしまう部分もあるんじゃないかということは、この前も説明したとおりでございますので、要は提案する事業者がやりいいというのは、自分のレイアウトを生かすところに道路を配置していくとか、そういうインフラ整備です。

5億円が単なる造成費で5億円というように有田議員は言っていますが、これも前にも言っていますけれども、造成費、そのほか道路整備、上水道の整備、下水道の整備で、合わせて市の積算では約5,500万円近くになりますけれども、そういう積算に基づいて、その事業が補助対象事業ですよということになっておりますので、ただその5億円が余ったかのようになって、事業者がそれをもらって違うものに転用できるかというようなちょっと誤解を生むような言い方なので、そこはちょっと違います。インフラ整備に充てるお金なので、これはインフラ整備に最初にとにかく当たってしまいますので、単なる補助金みたいなものではございませんので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 民間がしたほうが早いということですか。市がしたほうが遅いとかいうようなことですか。私は、これは逆だと思いますね。

ちょっと想像していただいたら分かるんですけども、1万600坪、3.5ヘクタールのほうが分かりやすいかな。例えば、特別養護老人ホームを一つ造るのに、我々、1,000坪要るんです。1,000坪、駐車場を入れて。そうすると、1万600坪ですから、10個できるわけ。建物でいう、施設でいうと10個できる。これ一つ造るのでも大変なんです。15億円から20億円かかるんです。

という話で、幾らグループを作って組んでジョイントベンチャーでやろうと大変なことです。特養10個分造るような感じになってしまうわけですね。その下地の問題を今ちょっと、インフラ整備の話は今しているわけですけども、要するに全部一帯できるのかいう、全敷地大変なあれなので、そうすると、インフラを先にやってしまったほうが楽というか、民間にしても楽だと思いますよ。これちょっと反対だと思いますね。だって、その10個分を造る言うたって、1個か2個ぐらいしか実際は造れないようなことになった場合に、どうなるんですかということを知っているんです。インフラ、そうしたら残ってしまうじゃないですか。あれのが、田んぼが。そういうこともあるからということなので、その辺をちょっと聞いているんですよ。仮の話なんですけども、想定してしまうんですよ。そんな簡単にいかないと思います。課長がおっしゃるような。いかがですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 旭市で計画している生涯活躍のまちは、特養だけのものではございませんので、いろいろな安心機能であったりとか、交流機能であったり、暮らし機能であったりということで、いろいろな施設が造られる。そこに一つの拠点のまちがつくられるということでイメージしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 私は、納税者として心配しているのは1点だけです。これに対して、生涯のまちを反対しているわけでは全くないんですよ。全くないですよ。むしろ賛成かも分からないです。

ただ、その敷地のインフラ整備の5億円に関して言っているわけです。31年から33年の間で施設ができ上がる、着工してでき上がるというようなこと、募集要項では要求はされていますけれども、現実にはそうならない。今、銀行融資ってそんなに簡単にはありませんよ。お金

がじゃぶじゃぶありまして、なかなかおられない。そんな中で、今、民間の企業、もうかっていない企業がやるなんていうことは絶対できないですし、じゃもう物すごくもうかった企業が出来るのかというのは、ここの募集に参加できるのは、そういったすごくもうかっているような企業でないとできない話の中で、そんなすいすい全部一発にやってできる人、下もできる。じゃ、5億円もらってぱっと整備できる。いるのかなという、お手並み拝見ということになりますけれども、もしもという仮定のところで、先ほど申しましたような半分残ってしまったインフラ代もらった。そして、半分しか、例えば今、仮の話をしましたよね。10個の特養の分がですよ。特養じゃないですけども、何でもいいんですけどもできたと。1個しかできなかった。中央病院用のホテルしかできなかったとかというような話があって、あとはほったらかしと。しかし整備はしてしまったというようなことが起こった場合に、これも考えられるわけです。

そうすると、応募したあとの4者、5者の全然違うものができ上がるというようなことで、反対というか不満が出ませんでしょうかね。落選した人たちの。その辺、仮の話なんですけれども、どういうふうに対処するかということをお聞きしたいんですよ。

(発言する人あり)

○7番(有田恵子) 分かりにくい。簡単に言いますと、本当にすごい話なんですよ。1万坪の上いろんなことをするということが自体がね。具体的に言いますね。31年から33年に着工して、できないって。そのケース、下の敷地は先にやってしまった。インフラね。5億円もらってやってしまった。あとほとんどがらがらに残って。それに対して返還しなくていいという見解をお持ちですかと、こういうことです。

○議長(島田和雄) 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(阿曾博通) 5億円については、運営を20年間やってくださいということでお願いしていますので、補助金交付してから20年間経過しないと返還の対象となります。

以上です。

○議長(島田和雄) 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き有田恵子議員の一般質問を行います。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 生涯のまちの最後の質問とさせていただきますが、4番として、供用開始が34年とございます。ということは、31年から33年の間に生涯まち用の施設が完成しているという状況の中で、34年から供用するということで、その時のその下のインフラ補助金で整備されたものが、全体が埋まらなくても補助金はそのままにしておく。渡したままという解釈でいいですか。これが最後の質問です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） ただいまの質問ですが、5億円につきまして、全員協議会の際にもご説明申し上げましたけれども、カラーで図面があつて、仮にここに道路をやったとしたら何メートルで、ここにこういう水道のルートがあつて、下水道のルートがあるとか、赤とか水色の線で示したやつをお示しして説明いたしましたけれども、そういうインフラ整備をやっていくと、市の積算では造成に1億4,000万円余り、道路で2億5,540万円、上水道で6,110万円、下水道で9,090万円という形で、合計で5億4,760万円ほどの積算になっておりますと。ですけれども、民間のほうで工事を安くできるんじゃないかということで、5億円という積算でこの補助金額を決めましたということで、説明したとおりでございますので、インフラ整備をした段階で、その5億円の補助金は使い終わってしまうということになっておりますので、それが上物のほうに回るとか回らないとかという話に、そもそもがなっておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 道の駅季楽里あさひに移ります。

使用料、29年ということで、月額50万円になったということなんですけれども、今後のそのお家賃、これで固定ですか。それとも収益によってもうちょっと上げて固定にしていくのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） この家賃ですけれども、算定はあくまでも、道の駅全体の建物

はございますよね。建物の中で、株式会社季楽里あさひのほうで使用しているあの店舗部分がございますよね。その積算と全体を管理していただくということの差額で剰余が出るということで、それを積算根拠としておりますので、基本的には収益は関係ございませんが、仮にもし、仮にの話ですけれども、道の駅の収益が何らかの理由でぐっと悪くなっちゃってというときには、それは引き下げることができるというような規定になっておりますので、下がるほうもあまり想定されませんけれども、固定ということでもなくて、そのやっている業務内容によって変わってくということでもありますけれども、基本的にはこの金額で当面行くんではないかというふうに推定しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） よく分かりました。契約というのは、資本主義の社会で自由ですから、契約自由の原則で、それで結構だと思いますよ。それは終わりました。1番は。

2番のところへ行っていていいですか。

○議長（島田和雄） はい。

○7番（有田恵子） 先ほど市長に伺って答えていただいたところでございますが、市長の答弁の中で、あさひの存在を分かってもらうために設立したんだとか、水産物のこういうものがあるんだということの存在感ですね。それを全国に発信するところのためにやったんだというようなこと、理解はできます。それであるならば、ちょっと答えていただきたいんですけども、何で株式会社にしたんですかということが残ってくるんですよ。そこのところよろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 株式会社にした理由でございますが、商工会、農協等、ほかの団体もこの経営にぜひ参画していただきたいという思いから、株式会社と方式を選んでおりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 言っておきますけれども、私は道の駅好きなんです。誤解をしないでください。潰れて駄目なんです。そのために言っているんですよ、もともとの発想が。

こういうことです。株式会社というのは、私も株式会社の社長をやっていますけれども、利益の3分割というのが大原則なんです。それで株式会社は成り立っているわけですよ。

これは、利益の3分割、あまり時間がないですけれども、まず株主ですよ。出資した人。そして従業員ですよ。潰れないためにも、内部留保しないといけない。この三つが3等分、正確に3等分じゃないけれども、だいたい3等分、利益が上がった場合、3等分するわけです。それは潰れないためにもするわけです。先ほど市長がおっしゃった、旭市の存在を分かってもらうために道の駅があるんだというふうな話の中で、例えば道の駅だらけで株式会社がはやってもうけてくると、夢がありますよ。だから、道の駅という名前を使わなくてももうかっていくと有名になっちゃうんですよ。上場したりというような話がありますからね。

だから、ちょっと大事なところなんです、ここは。単に利益を追求するものではないんだ、道の駅はという考えは捨ててもらいたいと思います。であるならば、株式会社にする必要は全然ないですよ。市役所経営でいいですよ。本当に。もともとなぜ株式会社にしないといけないか。潰れないために、今後発展するためにという余裕を残しながらもうかっていくというようなことで、仕入れの方たちにも利益を与えていくというような、従業員の方、そして仕入れしてくださっている農家の方、その人たちにもやっぱり利益が配分されるべきだと私は思うんですよ。そこのところをこの道の駅の中で無視して、単に従業員だけボーナスを出すとかいうようなことは、ちょっと違和感があるわけですよ。

だから、最初に申し上げた利益3分割というところは必ず念頭に置いていただきたいということです。仕入れしていただく方も大事な存在ですから、そして株主というのは旭市でございます。旭市を構成するのは市民ですよ。住民ですよ。住民を無視しちゃ駄目なんですよ。株主七十何%でしょう。旭市ですからね。これは、市民がいてこそ旭市ですから、その辺そもそもの株式会社のその利益3分割の原則。ここはやっぱり分かってもらわないといけないということで、私の発言、これで終わらせていただきます。それに対して、市長の見解で終わってはいかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 株式会社の利益3分割、それについては議員おっしゃるとおり大事だと思っております。そして、また道の駅が利益を追求する施設でなければならないというような部分は、少し私の考えと違いまして、道の駅はご存じのように、商工会や漁協あるいは農協全部を包括しての出荷者協議会、生産者協議会を作っているわけであります。

道の駅にいろんな部分で集中をしてしまうと、市内の業者、そういったものの存在がかなり危ぶまれるんじゃないかと、そのような思いもありまして、あまりもうけに走らない、公

共性があって当然ではないかなと、そんなような思いと銀行まで含んだ第三セクターをやるということについて、やはり旭市全員でその旭市の拠点として全国に発信していこうと、そんなような思いの中でのいるわけでありまして、これからもその利益3分割の理念、そういったものはしっかりと心に刻みまして、道の駅の経営をやっていききたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

◇ 平 山 清 海

○議長（島田和雄） 続いて、平山清海議員、ご登壇願ひます。

（2番 平山清海 登壇）

○2番（平山清海） 議席番号2番、平山清海でございます。今年最後のトリの一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

大きく4項目の質問をしたいと思います。

まず1項目め、11月11日に開催されました旭市産業まつりについて質問いたします。

今年の産業まつりは、天候にも恵まれ大勢の方々に足を運んでいただきました。実行委員会の皆様をはじめ市役所の職員の方々、ご苦労さまでした。

それでは、初めに当日の主催者発表になるかと思いますが、当日の客数について前年と比べてどのような状況であったかお伺ひいたします。

2点目、出店数等については、当日の出店数と区画の数についてお伺ひいたします。

3点目、大きなイベントとするために、各種団体等の協力体制についてお伺ひします。今年の産業まつりも、近隣の産業まつりに比べれば大きな規模であると思いますが、今後、旭市を代表するイベントとして、より多くの方々に参加していただくための考えがあればお伺ひします。

4点目、農畜産物のPRと商工業・観光業のPRについて伺ひます。産業まつりというと、どうしても農畜産物、農産物の販売等が主力と思われがちです。商工業の方にも多く出店していただき、農工商一体となった祭りとして盛り上げていってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。また、観光業のPRも必要かと思ひます。そこで、観光物産協会の参加もお願ひできればと思ひますが、いかがでしょうか。

続きまして、2項目め、農業所得の向上に向けて。

農業用軽油の免税制度について伺ひます。皆さんご承知のとおり、農業が盛んな本市では

ありますが、所得の向上を図る上で生産コストの引き下げも重要なポイントだと思います。すぐにできる農家の対策として、農業用軽油の免税制度の活用が考えられます。本制度では、県税で市との関係するところではないかと思います。制度の概要等をご説明願います。

続きまして、3項目め、産業の振興について。

初めに、6次産業化・農工商連携の推進について伺います。

6次産業化、第1次産業に携わる農林水産業者が農産物などの生産物の価値を第2次産業による加工等で高め、第3次産業として販売・サービス業を取り込み、1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業の掛け算で6次産業化となります。地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みですが、市内でよい事例があればご紹介をお願いいたします。

続きまして、4項目、児童の健全育成について。

初めに、食育の推進について伺います。旭市は、他市に先駆けて食育ボランティアの方々による食育活動が盛んと聞いております。活動内容のご紹介をお願いします。

2点目、花育の推進について伺います。市内の花農家による花育の活動もあると聞いています。どのような活動をしているのかご紹介願います。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席で伺いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうから産業まつりの（1）の客数についてお答え申し上げます。

産業まつりは、地域の盛んな農水産業と、それを基盤とした商工業、豊かな食文化や自然環境等を最大限に生かしていくために、それにかかわる人と地域の住民が一堂に会するイベントとして、交流の場の創出、地域の連帯感や郷土意識を高めることを目的に毎年開催をしております。本年度の産業まつりは、11月11日に海上コミュニティ運動公園を会場に開催されました。当日は、議員おっしゃるとおり天候に恵まれ、市内はもとより近隣市町のほか、東京方面からご来場いただき、前年並みの約4万5,000人の入り込み客数でございました。

続きまして、同じく産業まつりの（2）の出店数等についてお答え申し上げます。

旭市は、全国第6位の農業産出額を誇る産地でありまして、農水産物や商工業製品など、市内の生産者を中心に多数の団体の方々に参加をしていただきまして、販売とPRが行われ

ました。本年度の産業まつりの出店数は88件、出店区画数は108区画でございました。また、区画以外には、特設の野外ステージで、旭市観光大使の椎名佐千子さんによる歌謡ショーのほか、各種団体の発表等のイベントが行われました。また、餅投げなども行われたところがあります。あと、会場では、つきたて餅の配布、J Aによります芋掘り体験、あと消防救急と交通安全コーナーを設置いたしまして、そこでの特殊車両等の乗車体験が行われたところがございます。それによりまして、子どもから大人まで多くの方々に楽しんでいただけた祭りとなることができました。

続きまして、(3)の大きなイベントとするために各種団体等の協力体制については、現在、産業まつりは実行委員会を組織し実施をしております。市、農協、商工会、漁協、交通安全指導員の連絡協議会が中心となりまして行っております。また、このほかに水産加工協同組合、雇用対策協議会、都市農漁村交流協議会、季楽里あさひなどの協力によりまして運営をしております。

産業まつりのPRは、8月中旬ころからホームページに開催の案内をしているほか、フェイスブックにおいても情報発信に努めたところであります。また、ポスターを作成いたしまして、市内の公共施設をはじめ、コンビニや飲食店、金融機関などさまざまな場所に掲示をしPRいたしました。なお、近隣市役所や市外の公共施設などにも掲示を依頼し、市民以外の方にも周知を行ったところがございます。広報あさひでは、11月1日号において特集記事の掲載、1週間前にはチラシを新聞折り込みにて各戸に配布を行いました。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから産業まつりの(4)農畜産物のPRと商工業・観光業のPRということでよろしいでしょうか。

産業まつりは、先ほど農水産課長から申し上げましたとおり、旭市の全ての産業、自慢の品々が一堂に会する場でございます。市内外から多くの方々に参加いただき、旭市の産業を広くPRする場であると考えております。市をはじめ農協や商工会の各関係団体の皆様のご協力を得ながら実施しているところでございます。

例年多くの来場者を数えるイベントであります。この機会に旭市の観光イベント、さまざまな観光イベントがございます。それから、先に認定されました恋する灯台、飯岡灯台が認定されましたが、このような観光スポットもございますが、こちらも広くPRしていきたいと。また、観光物産協会とも連携しながら積極的に観光面等をPRしていきたいと、そのよ

うに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） すみません。答弁漏れがありましたので、再度お答えさせていただきます。

2項目めの農業所得の向上に向けての（１）の農業用軽油の免税制度についてでございますが、軽油取引税は、軽油を購入する際に課される県の税金で、法令で規定された特定の用途に使用する目的で軽油を購入する場合に、課税免除の適用がされます。農業を営む方の免税の範囲については、現に農業の事業を行っている者を言い、その事業範囲が免税の対象となります。免税の対象となる機械は、動力耕運機、その他耕運整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、畜産用機械等が該当します。なお、道路運送車両法第４条の規定により登録を受け、ナンバープレートをつけている機械は免税の対象外となります。

このナンバープレートは、軽自動車、小型特殊、二輪の小型自転車等は除くものになります。農耕用牽引車は、農業機械を取りつけて農耕の用途に供される場合に限り免税の対象となります。免税軽油の購入手続きについては、あらかじめ県税事務所等の県の認定を受け、免税軽油使用者証、免税証等の交付を受けることが必要になります。

続きまして、3項目めの（１）6次産業化・農工商連携の推進については、6次産業化や農工商連携は、本市の地域資源を活用し新たな付加価値を加えることにより、農山漁村の所得の向上、雇用の確保を図ることができる重要な施策と考えております。本市では、6次産業化を支援するため、国・県の補助制度のある農業経営多角化支援事業、市単独事業のこだわり旭ブランド創出支援事業、特産品開発事業により、農業者や商工業者の方々を支援しているところでございます。

農業経営多角化支援事業は、農業者が所得向上を図るため、農業者や商工業者と連携する取り組みについて、必要となる加工機械や施設等の整備について助成する事業でございます。こだわり旭ブランド創出支援事業は、市内で商品開発や改良を行う農水産業者が3戸以上で組織する団体や農水産業を営む法人に対しまして、開発費用や生産体制の整備、PR活動に対して助成を行っているものでございます。また、特産品開発事業では、旭市の新しい魅力を発信するため、市にふさわしい特産品の開発及び改良に要する経費に対して助成を行っているところでございます。

議員の質問のありました事例としましては、農業経営多角化支援事業の商品開発の実績に

については、性学餅やのし餅、トマトのジャム・ゼリー・漬物等の製造がございします。こだわり旭ブランド創出支援事業及び特産品開発事業の商品の開発の実績につきましては、タカミメロンを使いましたメロンピューレを使用した加工品や、旭市内での農水産物を使用したドレッシング、サバのみりん漬け等の開発がございします。

4 番目の児童の健全育成について。

(1) の食育の推進につきましては、あさひ食育アドバイザーは、保健推進員、JA の食育、社会福祉協議会の給食サービス等の経験者を中心に組織されましたボランティア団体でございします。食に対する正しい知識を習得し理解するため、地元農産物の消費拡大と地産地消を図り、市内小学校で食育活動を行っております。今年は、希望のあった10校で活動を行ったところであります。活動の内容としましては、食育アドバイザーが学校に出向き、子どもたちに野菜の切り方、おにぎりやみそ汁の作り方などを指導しております。特に、みそ汁は、だしの取り方から作り方を教えているところでございします。本年度は、白米のみ、サツマイモ入りの2種類のおにぎりともみそ汁を子どもたちと一緒に作ったところでございします。地産地消を心がけ、米、野菜、みそなどは旭市産のものを使用しております。毎回2時間の活動の間に、旭市の農業の説明や食育クイズなどを行い、旭市は食の宝庫であることを子どもたちに伝えているところでございします。

次に、(2) の花育の推進については、現在、旭市では、花卉産業の振興、産地知名度・生産者の意識向上を図ることを目的とした旭市花卉生産者協議会の会員の皆様を中心となって花育活動を実施していただいているところでございします。花にふれあうことで、優しさ、美しさなどを感じる心を育み、また、旭市の花の魅力を知ってもらうことを目的に活動をしていただいているところでございします。

本年度は、希望のあった市内の小学校5校で寄せ植え体験、幼稚園3園で花植え体験を行ったところでございします。また、来年3月には、小学校1校でフラワーアレンジメント体験を予定しているところでございします。

以上でございします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2 番（平山清海） それでは、再質問をいたします。

1 項目めの産業まつりについて、匝瑳市の産業まつりと開催日が重なっています。出店している人たちも、ほかの祭りを見てみたいとの意見もあります。開催日が重ならなければ、出店数と区画の数も増えると思われるが、日程については今後も同じ予定で行くのか質問い

たします。

以上です。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、開催日につきましては、統合第1回目の平成28年度から11月の第2日曜日ということで開催をしているところでございます。日程等につきましては、実行委員会で決定をしていただいているところでございますので、次回、実行委員会開催時にご意見として提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 大きなイベントとするために、各種団体等の協力体制についてであります。産業まつりに旭農業高校や東総高校などの市内の高校の参加がありませんでした。参加を依頼していないのか伺います。

また、ドローンなどのデモンストレーションなど、目玉となるイベントがあればもっとPRになり、客数も増えるのではないかと思います、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 旭市農業高校、東総工業高校、旭高等技術専門学校の市内3校につきましては、過去に野菜の販売やロボット相撲のデモンストレーション、またミニ新幹線の乗車体験などで参加いただいたことがございます。

今回も参加のほうをお願いしたところではございますが、残念ながら3校とも文化祭が近いということで、その準備の関係等で参加が難しいという回答をいただいたところでございます。また、議員からご提案のありました目玉となるドローンのデモンストレーションなど注目を浴びるイベントについても、今後、実行委員会の中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 再々質問ですね、これね。

○議長（島田和雄） はい。

○2番（平山清海） 市内には有名な工業製品を製造している工場があります。一例として、平成最後の園遊会で、天皇陛下、皇后陛下が使用されていました傘が市内の工場で製造され、

マスコミ等でも取り上げられています。そういった企業が産業まつりへ参加し、多くの方々に紹介できればよいと思うのでありますが、次回の参加を期待したいと思います。

また、産業まつり開催日も、匝瑳市とかぶらないように、私も勉強のため匝瑳市へちょっと行ってみたい、そう思うのであります。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、お答えいたします。

先ほどの議員のご指摘がございました傘でございますが、これはマスコミ等で取り上げられました。たしか会社は東京のほうにあって、工場が旭市にあるということだと思います。こちらのほうをマスコミ等が取り上げて有名になったところであります。このような一品が、市内の工場で生産されていると。これは、広く市の内外の皆様にご覧いただくためにも、来年度の産業まつりの出店等をこの会社のほうに促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） また、観光物産協会の積極的な活動での参加を要望し、次の質問に入ります。

次に、2項目めの農業所得の向上に向けて、農業用軽油の免税制度を利用している市内の農業者はどのくらいいるのか。リッター32円ほど安くなると聞いております。また、手続きが複雑で普及を妨げているなら簡素化を要望してはどうかという質問であります。

よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、免税制度を利用している農業者はどのくらいあるかということで、市内県税事務所のほうへ照会をしたところ、免税制度のほうを利用されている農業者の方は、市内では20件程度との回答でございました。

あと、制度の簡素化についてというようなことでございますが、税金の免除に関するものでありまして、厳格な対応が求められているというようなことで、簡素化は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海）　ありがとうございます。

再々質問になります。

道路を走るときはナンバーがいります。また畑はいりません。そういうトラクターは免税の対象になるのか。また、制度の手続きが複雑で面倒であれば、市で手伝ってやればいいのか。2回目、3回目は自分でできると思いますが、1回目ぐらいは手伝ってやったらどうでしょうか、お願いします。

○議長（島田和雄）　平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之）　まず、ナンバーの関係でお答えをさせていただきます。

小型特殊のナンバーがついているトラクター等の農耕用牽引車は、農業用機械を取りつけて農耕の用に供される場合に限りまして、免税の対象となるものでございます。また、ほかに農業用に使用している機械等がある場合には、個別に県税事務所のほうにご相談いただきまして、認めていただくような形で免税制度が受けることになります。

ナンバーというのがいろいろとあるんですが、道路運送車両法第4条では、軽自動車、小型特殊、二輪の小型自動車を除くとされておりますので、そういった車両につきましては、ナンバーがついていても利用方法によっては異なってしまうんですが、対象になるんではないのかということでございます。

あと、手続きが複雑で、1回目、2回目ということで、1回目のほうを手伝いをということであれば、市のほうは喜んで協力させていただきたいと思いますので、市のほうへお声がけをいただければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄）　平山清海議員。

○2番（平山清海）　ありがとうございます。

それでは、3項目めの産業振興についてお伺いします。

6次化の推進は難しいと思います。いずれかの産業、例えば1次産業の生産がゼロになると、ゼロ掛ける2掛ける3で、やはりゼロとなります。農工商、どこがゼロになっても答えはゼロです。

そこで、餅は餅屋のことわざもありますとおり、農工商連携を図り、市の産業を盛り上げることも重要と思われます。やる気のある人への支援を6次産業化推進と併せ、財政的な支援をお願いしたいのですが、いかがか伺います。

○議長（島田和雄）　平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、6次産業化・農工商連携に代表される農業経営の多角化等につきましてお話しさせていただきたいと思います。

6次産業化等につきましては、市の総合戦略の重点施策で地域振興プロジェクトにも位置づけられております。国・県の支援制度のほうを活用し、希望する農業者等がありましたら、総合的に支援をしていきたいというふうに考えております。

また、支援制度については、既に広報、市のホームページ等でご案内をさせていただいておりますが、今後また優良事例等の紹介等を加え、内容を充実させていきたいと思っております。また、開発した商品等についても、イベント等において紹介できる機会を設けていきたいと考えております。

新たな挑戦をしようとする農業者等が事業計画を策定する際に、国の支援ではございますが、計画策定支援など、専門家である6次産業化プランナーの派遣制度の活用などもできますので、そういったものをご案内していきたいというふうに考えております。

市のこだわり旭ブランド創出支援事業、特産品開発事業による支援として、毎年度予算措置を行っておりまして、多くの方に活用していただいておりますので、そういったものをまた引き続きお願いしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。

それでは、4項目目の児童の健全育成について伺います。

食育の推進についてで、学校における食育の推進は、どのような取り組みをしているのか伺います。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校における食育の推進でございますが、学校教育の重点目標の一つとして、健やかな体を育むを目標に、食に関する指導の充実に取り組んでおります。各学校では、生活習慣確立のための食事の重要性、心身の成長や健康の保持、栄養や食事のとり方など、発達の段階を踏まえて食に関する指導の目標を定め、教育活動全体で一貫した取り組みを推進しております。

具体的には、家庭科の時間の調理実習ですとか、総合的な学習の時間の郷土食、地域の産

物、昔の食事などの学習があります。そのほかにも、理科、体育、道徳などさまざまな教科等で食に関しての学習を行っております。また、給食センターと連携し、センターの栄養教諭による出前授業や、給食を生きた食材として活用する訪問給食などを通して食を学んでおります。また、センターにおいても、童話などを題材にしたものがたり給食ですとか、日本食の理解を深めるWASHOKUの日、地元食材を活用した千産千消デーといったイベント給食を毎月の献立に取り入れて、興味関心を高めさせています。学校から家庭へ給食だより等も発行し、情報提供を行ったりしております。また、逆に家庭からも食にかかわる情報をいただいたりするなど、栄養と食事に関し相互の連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） おもしろい名前をつけた給食だと思うのですが、ものがたり給食やWASHOKUの日の給食、こういったものを食べさせるのか伺います。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） ご質問のものがたり給食、それからWASHOKUの日の内容でございますが、まず、ものがたり給食は、毎月1回さまざまな物語に出てくる料理を基にした給食を提供し、食べ物や本に親しむきっかけをつくることを目的に実施しています。絵本等の選定は、学校図書館司書と連携して行っております。

具体的な献立の例としては、ご存じでしょうか「ぐりとぐら」のカステラですとか、「まちのねずみといなかのネズミ」のえびとアスパラガスのグラタンなどを実施しております。

次に、WASHOKUの日ですけれども、これは日本人の伝統的な食文化として、和食が平成25年にユネスコの無形文化遺産に登録されたことを受けまして、本市では26年度から毎月1回、和食の日を設けております。和食文化の価値を見詰め直し、次世代に引き継ぐきっかけになることを目的に、海や山の幸など新鮮な食材、栄養バランスがいい一汁三菜、年中行事とかかわりの深い食事や季節感を取り入れた給食の提供を行っております。

献立の例といたしましては、4月にはお祝い給食としてお赤飯、7月には七夕給食としてそうめんなどを実施いたしているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） それでは、次の花育の推進について伺います。

旭市の宝、子どもたちへの花育活動は重要だと思います。花育活動への参加した子どもたちがどのように喜んでいるのか、感想などが分かればお聞かせください。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、参加した児童からは、寄せ植え体験はとても楽しかった。持ち帰った花を大切に育てます。家でもやってみたいといった意見が聞かれました。また、参加児童全員の感謝の言葉がつづられた感想の文集が協議会のほうに届いたというようなことで伺っております。

今後も、花にふれあうことにより、児童の豊かな心を育む花育活動を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 再々質問でよろしいでしょうか。

○議長（島田和雄） はい。

○2番（平山清海） 実は、私もF G Aという組織に入っており、花育活動をしています。

最近では、各保育園、小学校で父兄の何人かがお手伝いして、来て手伝ってくれる学校もあります。ボランティアですから、褒められたいわけではありませんが、市民のそういう組織ですね、市民の皆さんにあまり知られていないような状況ではないかと思われまます。もう少し市でのPRをお願いしたいと思います。これで答弁をお願いしたいんですが。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、PRをとというようなことでございまして、まず農水産課のほうでF G A、旭市花卉協議会のほうの事務局になっておりますので、農水産課の窓口のほうではパンフレットを、協議会で作りしましたパンフレットの配布をまず行っているというようなことと、ポスターを掲示しまして、こういう活動を行っていますというようなことを行っているところであります。

それで、また新たにPRができる機会、場所といたしましては、例えば大勢の方が集まる産業まつりの会場だとかで、毎年F G A、旭市花卉生産者協議会の皆様におかれましては、花と緑のオブジェを展示していただいておりますので、そういったところに活動の様子をパネル等にいたしまして展示することにより、多くの方々にPRできるかなと考えておりますので、次回そういったものを協議会の皆様とご相談しながら行っていきたいと思っております。

また、2月に開催します旭市飯岡しおさいマラソン大会では、表彰のステージだとか、ゴールのほうに花の寄せ植えを提供していただきまして、花のまち旭をPRしていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 平山清海議員。

○2番（平山清海） いろいろな場面で多くの方々がボランティアでの活動をしております。

来年度予算での手厚い支援を要望し、まだまだ時間は、私、たくさんあるんですが、今年最後のトリの一般質問を終わります。

以上であります。

○議長（島田和雄） 平山議員、答弁よろしいですか。

○2番（平山清海） はい。

○議長（島田和雄） 平山清海議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○議長（島田和雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は18日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時57分

平成30年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成30年12月18日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 7 事務報告
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長選挙の件
- 追加日程 副議長辞職の件
- 追加日程 副議長選挙の件
- 追加日程 議会運営委員会委員選任の件

追加日程 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙の件

追加日程 議長報告事項

日程第 8 閉 会

出席議員（20名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革推進課長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て支援課長	小 橋 静 枝	高齢者福祉課長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農水産課長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鶴之沢 隆

下水道課長	高野和彦	会計管理者	松本尚美
消防長	川口和昭	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	花澤義広
監査委員 局長	伊藤義一	農業委員 会長 事務局	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	池田勝紀
------	-----	-------	------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（島田和雄） ここで執行部より発言の申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） それでは、12月6日の高橋利彦議員からの一般質問での回答について、一部訂正をさせていただきます。

大きい1番の高齢者対策（介護難民対策）についてのうち（1）介護施設（老人ホーム）の充足率についての回答の中で、4点訂正させていただきます。

まず、（1）のうち二つ目の質問で、市民で介護認定3以上の人数と施設入所者の人数という質問において、施設入所者の人数を市内施設の入所者数で申し上げましたが、旭市民で施設入所している介護認定3以上の人数ということでしたので、443人を449人、内訳として市内施設入所者は364人、市外施設入所者は85人となりますと訂正させていただきます。

続いて、施設入所を希望している入所者待ちの人数という質問では、施設入所者待ちの合計人数を申し上げましたが、施設入所を希望している介護認定3以上の人数ということでしたので、183人を172人と訂正させていただきます。

次に、質問の三つ目で、旭市民で市内の施設に入所している人数という質問では、市内施設入所者の合計人数を申し上げましたが、旭市民で市内の施設に入所している介護認定3以上の人数ということでしたので、383人を364人と訂正させていただきます。

次に、最後になります。質問の四つ目で、市外の施設に入所している旭市民の人数という質問では、市外の施設に入所している旭市民の合計人数を申し上げましたが、市外の施設に入所している介護認定3以上の旭市民の人数ということでしたので、93人を85人と訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 議案第1号から議案第6号までの6議案及び請願第3号の請願1件並びに陳情第4号の陳情1件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（島田和雄） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 宮内 保 登壇）

○建設経済常任委員長（宮内 保） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月11日午前10時より議会委員会室において、議案等説明のため執行部より、副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑について申し上げます。

農業災害対策支援事業補助金について、被害の大きい地域と作物の種類はとの質疑では、詳細はこれからとなるが、作物はキュウリ等となっているとの答弁がありました。

審査の結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年12月18日、建設経済常任委員長、宮内保。

○議長（島田和雄） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月12日の午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係諸課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容についてその質疑と答弁について申し上げます。

議案第1号の主な質疑について申し上げます。

小・中学校のエアコンの設置した後について電気代のほうも相当かかってくると思うが、各教室で何℃に設定する等の使用基準は現時点でどのように考えているかとの質疑では、まだ明確に書面化していないが、今回、普通教室と特別教室併せて設置を予定しており、生徒が教室にいるときを運転時間とすることを考えている。温度設定については、望ましい室温は17℃から28℃ということで基準があるため、その辺が目安であると考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑、答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり2議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告申し上げます。

平成30年12月18日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長（島田和雄） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成30年度旭市

一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月13日午前10時より議会委員会室において、議案等説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とそれに対する答弁内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑について申し上げます。

旭市のラスパイレス指数は幾つかとの質疑では、旭市のラスパイレス指数97.8で、県内36市中35番目である。また、職員数が他の市町村に比べて多いのではとの質疑では、幾つかの要因があるが、旭市では公立保育所数が多いことと110名ほどの消防職員が入っていないことなどが主な要因と考えられるとの答弁がありました。

次に、先般、入札について新しい制度を検討し、来年4月1日から実施したいとのことだが、談合疑惑があった中で新庁舎建設に関して、このような問題が起こらないように時期を早めて行う予定はないかとの質疑では、今回、最低制限価格の部分で制度改正を予定しているが、年度途中での制度改正は現在予算の中でさまざまな事業を発注している状況や、新たに制度化しようとする最低制限価格は相当引き上げになると思われ、消費税2%を節約しようとして、今年度中に工事の発注を進める中でどうかという議論もある。また、周知期間が必要なことから、年度で制度を切り替えることで進めているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが……、大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

ただいま報告いたしました公立保育所と110名ほどの消防署の職員が入っていないと言いましたが、入っていると訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

それでは、5議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年12月18日、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄。

○議長（島田和雄） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第２ 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 日程第２、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより議案第１号から議案第６号までの６議案について採決いたします。

議案第１号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、平成30年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長（島田和雄） 日程第3、常任委員長請願報告。

総務常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇)

○総務常任委員長（宮澤芳雄） 総務常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る12月4日の本会議において、本委員会に付託されました請願第3号、運転期間40年を迎えた原電東海第2発電所の運転期間延長に反対する決議を求める請願の請願1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は12月13日、付託議案の審査終了後、本請願について紹介議員より詳しく説明を受け、担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では、福島第一原発も絶対大丈夫という条件であったが、天変地異というのはいつい

かなる場合に起こるか分からなく、今、南海トラフの問題が話題になっている中、人間が想定し得ない条件になった場合、原発の被害はかなりのものになる。原発があったほうが電気料金は安くなると思うが、それよりむしろ被害のほうが大きくなる。旭市に原発に係る交付税等のメリットがあるわけではなく、受けるのは被害というデメリットのみで、太陽光などの再生エネルギーがかなり進んでいることから、党派を超えた中で反対するという意見や、東日本大震災の原発事故を受けて設置された独立性の高い原子力規制委員会が公正中立の立場で安全性を審査し、運転期間の延長を認めたということであれば、その判断に沿うのが適当との意見、また平成30年第2回定例会でも同様の審査があり、旭市議会の姿勢は既に明らかになっている。その後、この請願をめぐる環境、条件などに大幅な事業変更があったとは考えられないことや、東海第2原発を運営する日本原子力発電株式会社と周辺6自治体が再稼働や運転延長をする場合には、事前了解を得る旨の協定を結んでいるので、地元住民や周辺自治体の判断を見守りたいという意見などがありました。

結果、別紙報告書のとおり、賛成少数で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年12月18日、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄。

○議長（島田和雄） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより請願第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより請願第3号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第3号、運転期間40年を迎えた原電東海第2発電所の運転期間延長に反対する決議を求める請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 賛成少数。

よって、請願第3号は不採択と決しました。

日程第5、常任委員長陳情報告。

建設経済常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 採択。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） いや、そういうことではないです。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めて採決いたします。

これより請願第3号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第3号、運転期間40年を迎えた原電東海第2発電所の運転期間延長に反対する決議を求める請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 賛成少数。

よって、請願第3号は不採択と決しました。

◎日程第 5 常任委員長陳情報告

○議長（島田和雄） 日程第 5、常任委員長陳情報告。

建設経済常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 宮内 保 登壇）

○建設経済常任委員長（宮内 保） 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る12月4日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第4号、飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情の陳情1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は12月11日、付託議案の審査終了後、本陳情について担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では、この地区の方にとっては長きにわたり大変な問題だが、陳情書の中身を見ると、これまでの改修工事がこの地区の滞留した水の経路が分からずに行っているとのことや、場当たり的な工事に終始し、状況がますます悪化しているとの記載している点は、直近では県土木が平成27年から28年にかけて工事を行い状況を検証していることや、工事を行った結果、滞留時間が以前より短縮されていることから、少し違うのではと考える。したがって、確かに抜本的な改修は必要であり、陳情の趣旨には賛同できるが、この案件に関しては継続審査、どうしても採決するのであれば趣旨採択が望ましいという意見や合併以前からの問題で、これまで改修工事をしているが、結果的には地形の問題もあり、解決に至っていないことから、少しでも早く抜本的な改修ができるようにすべきと考える。継続審査、趣旨採択では時間がかかり、またいつ災害が来るか分からないので、本定例会での採択が必要という意見等がありました。

結果、別紙報告書のとおり、賛成多数で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年12月18日、建設経済常任委員長、宮内保。

○議長（島田和雄） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより陳情第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 林晴道議員の発言を許可いたします。

林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 旭市議会4番の林晴道でございます。

僕は皆様方と一緒に、この旭市をよくしたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、本定例会に上がりました陳情第4号、飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情に対して、反対の討論をさせていただきます。

僕もこの問題、真剣に取り組んでここまでまいりました。趣旨には賛同いたしておりますが、この陳情そのものとその文章には反対をせざるを得ませんので、討論をいたします。

この案件ですが、長きにわたって当該地区の方におかれては大変な問題で、日々の暮らしは心配であると、そのように思っております。

まず、この陳情者が広原区の区長、加瀬多喜男さんほか3名となっておりますけれども、この代表の加瀬多喜男さんは、今回の議案第7号、人権擁護委員の方で、その提案理由においては、清廉潔白な人柄で責任感が大変強いということがありました。その補足説明に僕もそのとおりだと思って、賛成をいたしました。

しかしながら、この陳情の文章をよく読んでみますと、疑問の点が幾つもございます。その文章の中身ですね。これまでの取り組みに対して場当たりの工事に終始をするだとか、

多くの状況がますます悪化していますとか、この地区の滞留がどの路線、水路ですね、それをたどってどのような流れをしていくのか、そのようなことが分からず実施された工事ではないかと多くの区民は思っておりますと、そのような陳情文章でございます。

しかしながら、これまで僕が議員となってからも、その前の職であっても、この地域、真剣にこれまで取り組んでいるんですよ。地元の説明を何度も繰り返し、それから県土木の職員に何度も来ていただいて、しっかりとしたここまでの説明や取り組みへの話、それから水路ですね、流末の流れの話、何度も何度も地区での説明会をしていただいております。

先ほど委員長報告でもありましたけれども、平成28年には県のほうでこれに対する工事をやっただいて、その後、やはりその滞水の時間の問題も多少解決していると、そのようなことがございます。

一番は、ここに対して長年地域の方々が取り組んできていただきました。その地域の方々が本当に抜本的な解決をするために、これはこのような陳情ではなく、請願として取り組んでもらいたいんだと。旭市議会が一致協力をして、大きく抜本的に取り組んでもらいたいんだと、そういう思いを強く持っていられるようです。長年この問題に取り組んできた諸先輩方の意見がここで反映されていない、そのことに対して僕は疑義を持っております。

大改修、大工事となると大変な時間、それから費用がかかるものと思いますけれども、しっかり当地域の住民の意見を酌み取って、しっかりとした抜本的な解決につなげていきたい、そのように思い、今回は残念ながら、この陳情に対しては反対せざるを得ない、そういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論を終わります。

これより陳情第4号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号、飯岡停車場線・銚子旭線道路・交差点の排水路改修を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、陳情第4号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前11時 0分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市内における県道の雨水排水対策に関する意見書の提出についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 平野忠作 登壇）

○議会運営委員長（平野忠作） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市内における県道の雨水排水対策に関する意見書の提出についての1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成30年旭市議会第4回定例会議事日程その2、本日12月18日火曜日をご覧くださいと思います。

この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第 1 発議案上程

○議長（島田和雄） 追加日程第 1、発議案上程。

発議第 1 号の 1 議案を上程いたします。

◎追加日程第 2 提案理由の説明

○議長（島田和雄） 追加日程第 2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第 1 号について建設経済常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 宮内 保 登壇）

○建設経済常任委員長（宮内 保） それでは、発議第 1 号について提案理由を申し上げます。

発議第 1 号、旭市内における県道の雨水排水対策に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

旭市内における県道の雨水排水対策に関する意見書

道路は、地域経済、医療、福祉、教育など生活環境の向上に資する重要な社会資本であり、地方創生の基盤でもあります。

県土の均衡ある発展を図り、安全安心な市民生活を支えるためにも、幹線道路から生活道路に至るまで、より一層の整備促進が不可欠です。

このような中、旭市内の県道飯岡停車場線、県道銚子旭線の交差点付近は、雨水対策が不十分なため、近隣住民は長年浸水被害等に苦しんでいます。

以前より何度か千葉県に要望し、対策工事を実施していただいた経緯はありますが、抜本的な改修工事とはなっていません。現状では、住宅建設も進み状況は悪化しています。特に最近のゲリラ豪雨では、付近の商店では浸水被害のほか車両の通行に伴う水圧によるシャッター破損等の被害も生じています。

旭市内における現状を認識され、必要な財源を確保し、早期に抜本的な対策を講じるよう以下のとおり強く要望します。

1 県道飯岡停車場線、県道銚子旭線交差点付近、更に国道126号に至る雨水の排水対策について、関係機関と連携し早急に抜本的な改修方法を検討し、早期に整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、千葉県議会議長宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ただいまの意見書に、ここに千葉県知事、千葉県議会議長宛てということになっていますが、知事は執行権があります。その中でこの千葉県議会議長宛て、これはちょっとおかしいじゃないかと思いますが、お尋ねをします。

○議長（島田和雄） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時 9分

再開 午前11時25分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

宮内保議員。

○建設経済常任委員長（宮内 保） それでは、ただいまの質疑について回答いたします。

ご指摘のとおり、地方自治法第99条の関係行政庁に地方議員は含まれないということでありました。

よって、提出先を千葉県知事のみと変更させていただきます。

○議長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市内における県道の雨水排水対策に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 事務報告

○議長（島田和雄） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧いただきたいと思います。

一つ、金114万6,100円を有限会社ブライトピック千葉様より9月28日受納いたしました。

一つ、図書カード8枚、A4ノート380組及びボールペン180本を干潟ライオンズクラブ様より11月7日受納いたしました。

一つ、豚肉299キログラムを旭市養豚推進協議会様より11月12日受納いたしました。

一つ、デジタルカメラ2台、タブレットパソコン1台、ワイヤレスアンプスピーカー1台及びワイヤレスマイク2本を旭市ゴルフ協会様より11月26日受納いたしました。

一つ、金11万円を旭市商工会様より11月26日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（島田和雄） ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時32分

○副議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 議長辞職の件

○副議長（伊藤 保） 議長の都合により議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいま島田和雄議長より議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

○事務局長（大矢 淳） 辞職願。

このたび一身上の都合により市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

平成30年12月18日、旭市議会議長、島田和雄。

旭市議会副議長様。

以上です。

○副議長（伊藤 保） おはかりいたします。

島田和雄議員の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、島田和雄議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、しばらくお待ちください。

(13番 島田和雄 入場)

○副議長（伊藤 保） ここで長い間お骨折りをいただきました前議長、島田和雄議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇をお願いします。

(13番 島田和雄 登壇)

○13番（島田和雄） 議長退任に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

昨年の12月に市議会議員の選挙がありました。その後、本年1月の臨時議会におきまして、議員の皆様方にご推挙いただきまして、この1年間議長職を務めてまいりました。

この間、市民生活の向上、旭市の発展を念頭に議会運営に当たってこられましたのも、皆様方のご協力のおかげであります。心から感謝を申し上げます。

1年間を振り返ってみますと、まず取り組んだのが議会改革検討委員会を設置し、議会基本条例についての協議でありました。このことについては、議会運営申し合わせ事項の再検討ということになりまして、現在協議が進められているところであります。

また、市民との交流を深め、市民の声が市政に反映できやすくするように、意見交換会なども検討中でありまして、次期議長のもとで協議を継続していただきたいと思います。

また、議長の立場で出席しておりました東総地区広域市町村圏事務組合や東総広域水道企業団などでもさまざまな問題を協議いたしました。特に東総広域3市で取り組んでいますごみ処理事業であります。施設の建設費については合意を見まして現在建設中ですが、運営費の負担割合については努力したわけでありまして、合意に至っていないということは残念でした。この問題は3市が連携することによりまして、今までよりそれぞれの市において運営費が減ることは間違いないことであると思いますので、早く合意していただければと願っております。

そのほかにも議会代表として多くの市民の皆様の会合にお招きをいただきまして、議員としても大変勉強になった1年間でありました。今後はこれらの経験が無駄にせず、市民生活の向上、旭市の発展のためにさらに努力してまいりたいと考えております。

在職中、皆様方のご支援、ご協力に感謝を申し上げ、退任の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

◎追加日程 議長選挙の件

○副議長（伊藤 保） 島田和雄議員の議長辞職により議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（伊藤 保） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○副議長（伊藤 保） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（伊藤 保） ただいまの出席議員は20名であります。

これより投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○副議長（伊藤 保） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（伊藤 保） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（伊藤 保） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○副議長（伊藤 保） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（伊藤 保） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（伊藤 保） 開票を行います。

立会人の指名をいたします。

7 番、有田恵子議員、9 番、高木寛議員、以上の2 議員を指名いたします。

有田恵子議員、高木寛議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開 票）

○副議長（伊藤 保） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票

有効投票 19 票

無効投票 1 票です。

有効投票数のうち 向後悦世議員 14 票

木内欽市議員 5 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、向後悦世議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました向後悦世議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでございました。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○副議長（伊藤 保） ただいま議長に当選されました向後悦世議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

(16番 向後悦世 登壇)

○16番（向後悦世） 皆さん、大変ご苦労さまでございます。議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび議員の皆様方のご推挙によりまして、旭市議会議長の要職につくことになりました。誠に光栄なことだと思います。ありがとうございます。

感謝感激している次第ではありますが、同時にその任務の重大さを痛感いたしておる次第であります。皆様方にご推薦いただきました上は、旭市の発展と市民福祉の推進に誠心誠意全力を傾注してまいり覚悟でありますので、何とぞ議員の皆様方に、また執行部の皆様方各位におかれましても、旧に倍するご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたしまして、私の議長の就任の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（伊藤 保） ここで議長を交代いたします。

議長、向後悦世議員、議長席にご着席願います。

(副議長 伊藤 保 議長席退席)

(議長 向後悦世 議長席着席)

○議長（向後悦世） 議長を交代いたしました。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時 1分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 副議長辞職の件

○議長（向後悦世） ただいま伊藤保副議長より副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

○事務局長（大矢 淳） 辞職願。

このたび一身上の都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

平成30年12月18日、旭市議会副議長、伊藤保。

旭市議会議長様。

以上です。

○議長（向後悦世） おはかりいたします。伊藤保議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 全員賛成。

よって、伊藤保議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここでしばらくお待ちください。

（１２番 伊藤 保 入場）

○議長（向後悦世） ここで長い間お骨折りいただきました前副議長、伊藤保議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

（１２番 伊藤 保 登壇）

○１２番（伊藤 保） 皆様ご苦労さまでございます。

昨年暮れの総選挙より総選挙後初めての副議長として、この１年間務めさせていただきま

した。皆様のご推挙によりまして、しっかりとやらせていただいたわけでございますけれども、まだまだ足りませんこともあったと思いますが、皆様のご協力によりまして、この1年間任務を行うことができました。大変にありがとうございました。

これよりまた任期3年間一生懸命市民のために頑張って議員生活をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。大変にありがとうございました。（拍手）

◎追加日程 副議長選挙の件

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の副議長辞職により副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○議長（向後悦世） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（向後悦世） ただいまの出席議員は20名であります。

これより投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（向後悦世） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（向後悦世） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○議長（向後悦世） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（向後悦世） 開票を行います。

立会人の指名をいたします。

10番、飯嶋正利議員、11番、宮澤芳雄議員、以上の2名を指名いたします。

飯嶋正利議員、宮澤芳雄議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開 票）

○議長（向後悦世） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票

有効投票 16票

無効投票 4票です。

有効投票のうち 宮澤芳雄議員 15票
 木内欽市議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、宮澤芳雄議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました宮澤芳雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

(立会人、自席へ着席)

○議長(向後悦世) ただいま副議長に当選されました宮澤芳雄議員より就任のご挨拶がございます。

登壇願います。

(11番 宮澤芳雄 登壇)

○11番(宮澤芳雄) ただいま皆様方のご推挙を賜りまして、副議長を務めさせていただくことになりました。

この1年間、島田議長と伊藤副議長の議会運営を拝見していると、大変すばらしい手腕であったかと思えます。私自身まだまだ未熟で、到底お二人の足元に及ぶところではありませんが、私も皆様方と同じ気持ちであります。市民の幸せ、そして旭市の発展、これに尽きると思えます。大変微力ではありますが、全力で努力してまいりたいと思えます。

引き続きまして、私へのご指導よろしくお願ひしたいと思います。本当にありがとうございました。(拍手)

○議長(向後悦世) ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。

休憩 午後 零時23分

再開 午後 2時45分

○議長(向後悦世) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 議会運営委員会委員選任の件

○議長（向後悦世） 先ほど宮澤芳雄議員より議会運営委員の辞任願が提出され、これを許可いたしました。

おはかりいたします。議会運営委員会委員の選任を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたします。

議会運営委員が欠員となりましたので、旭市委員会条例第8条の規定により議長指名により選任いたします。

議会運営委員に伊藤保議員。

以上のとおりであります。

◎追加日程 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙の件

○議長（向後悦世） おはかりいたします。東総地区広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定より指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に島田和雄議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました島田和雄議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 異議なしと認めます。

よって、島田和雄議員が当選されました。

ただいま当選されました島田和雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

◎追加日程 議長報告事項

○議長（向後悦世） おはかりいたします。議長報告事項を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 異議なしと認めます。

よって、議長報告事項を日程に追加し、直ちに議題といたします。

先ほどの総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員より常任委員会委員長の辞任願が提出され、常任委員会において許可されました。その後、委員会において常任委員会委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

総務常任委員会委員長に伊藤保議員。

次に、宮澤芳雄議員の議会運営委員会辞任により議会運営委員会副委員長が欠員となり、同委員会において副委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

議会運営委員会副委員長に伊藤保議員。

以上のとおりであります。

以上で、議長報告事項を終わります。

◎日程第 8 閉 会

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審査は全部終了いたしました。

これにて、平成30年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 向 後 悦 世

前議長 島 田 和 雄

副議長 宮 澤 芳 雄

前副議長 伊 藤 保

議員 高 木 寛

議員 飯 嶋 正 利